

し、郵便局においては、出納官吏又は出納員がこれを受領し、收支編に定める雜部金領收証書を交付するものとする。
(國債証券による入札保証金の受入)

第十一條 入札者が、國債証券をもつて入札保証金を納付する場合は、その納付書と共に、取扱主任官である物品會計官吏が受領し、政府保管有價証券取扱規程(大正十一年大藏省令第八号)に定める政府保管有價証券受領証書を交付しなければならない。

(入札者の排除)

第十二條 入札者中、現場において予決令第七十九條第二号又は第三号の規定に該当する所爲をしたと認める者があるときは、その者を入札から排除しなければならない。

(入札)

第十三條 入札書(第二号様式)は、入札者をして、入札箱に投入させるものとする。但し、郵便により提出した入札書があるときは、主務の官吏は、その到着の時刻を封皮に記載して、これを入札箱に投入しなければならない。

2 入札者が代理人である場合は、委任状又は戸籍の謄本等をもつて代理権のあることを証明させなければならない。

2 落札者の入札保証金は、その請求により契約保証金に振り替えることができる。

(入札保証金の國庫帰属)

第十八條 入札保証金が國庫に歸属した場合は、契約担当官吏は、その旨を所屬の歳入徴收官に通知し、歳入徴收官は、これを歳入に徴收の手続をしなければならない。但し、入札保証金が國債証券である場合には、歳入徴收官は、保証金額に相当する現金の納付を通知し、指定期間内に納付しないときは、政府保管有價証券取扱規程の定めるところにより、これを換價して歳入に徴收するものとする。

(現金による契約保証金の受入)

第十九條 落札者が、現金をもつて契約保証金を納付する場合は、第十條の規定に準じて取り扱わなければならない。

(國債証券による契約保証金の受入)

第二十條 落札者が、國債証券をもつて契約保証金を納付する場合において、その証券が無記名証券であるときは、政府保管有價証券振込済通知書、印鑑及びその納付書(第四号様式)、又記名証券であるときは、担保の登録済通知書、政府保管有價証券振込済通知書、印鑑及びその納付書と共に、取扱

(再入札)

第十四條 予決令第八十八條の規定により、再度の入札をさせようとするときは、入札書にその内訳の記載を省略させることができる。

2 物品の買入又は賣拂に関する入札で、品名が多数である場合も、また前項と同様である。但し、この場合には、入札前にその記載例を示さなければならない。

(開札後の処理)

第十五條 予定價格調書(第三号様式)は、開札後に開封し、落札したときは、その落札者の氏名及び金額を、落札しないときは、單にその旨を宣言しなければならない。予定價格は開札後においても公表してはならない。

(立会又は代理官吏の任命)

第十六條 予決令第八十七條第一項但書及び同第八十九條第二項の規定による官吏は、当該局所の長が命ずるものとする。
(入札保証金の還付等)

第十七條 入札保証金は、開札後でなければ還付してはならない。但し、落札者の入札保証金は、契約締結後に還付するものとする。

主任官である物品會計官吏がこれを受領するものとする。この場合には当該物品會計官吏は、政府保管有價証券受領証書を交付しなければならない。

(入札保証金の振替)

第二十一條 落札者が、入札保証金を契約保証金に振り替えるため、契約保証金に不足する額に相当する現金又は國債証券を納付するときは、前に交付した入札保証金に対する受領証書と共に差し出さしめ、現金又は國債証券は、第十條又は第十一條の規定に準じて処理し、入札保証金に対する受領証書は、これに契約保証金に振替の旨を記載して返付しなければならない。

2 前項の規定により受け入れた現金又は有價証券は、入札保証金から振り替えたものと併合し、保管金取扱規程又は政府保管有價証券取扱規程の定めるところにより処理しなければならない。

3 第一項の國債証券が無記名証券である場合は、印鑑を、記名証券である場合は、印鑑及び担保の登録済通知書を差し出さなければならない。

4 郵便局において第一項の現金の納付を受けたときは、第十

條但書の例により処理するの外、入札保証金は契約保証金に振り替え、入札保証金に対する難部金領收証書には、その旨を記載の上返付しなければならない。

(契約保証金の還付)

第二十二條 契約保証金は、契約履行後に還付するものとする。

(契約保証金の國庫帰属)

第二十三條 契約保証金が國庫に帰属した場合は、第十八條の規定に準じて処理しなければならない。

第三章 指名競争契約

(指名競争に付する場合)

第二十四條 左に掲げる場合において一般競争に付することを不利と認めるときは、會計法第二十九條但書の規定により、指名競争に付することができる。

- 一 營業者が、相連合して不当の競争をする虞があるとき
- 二 不誠実又は不信用の者が、競争に加入して不当の競争をする虞があるとき
- 三 特殊の構造又は品質を要する工事、製造又は物件の買入であつて、検査が著しく困難であるとき

第二十八條 経理局長は、前條の報告を受けたときは、予決令第九十四條の規定により、これを會計検査院に通知の手續をしなければならない。

(準用)

第二十九條 指名競争契約に関しては、この章に定めるものの外、一般競争契約に関する規定を準用する。

第四章 随意契約

(随意契約のできる場合)

第三十條 左に掲げる場合においては、會計法第二十九條但書の規定により随意契約をすることができる。

- 一 現に契約履行中の工事、製造又は物品の供給に関するもので、これを他の者に分割して履行させることが不利であるとき
- 二 随意契約によるときは、時價に比べて著しく有利な價格で契約できる見込があるとき
- 三 買入を要する物品が多量で分割買入をしなければ買占その他の事由によりその價格をとう貴させる虞があるとき
- 四 急速に契約をしなければその機会を失う虞があるとき、又は著しく不利な價格で契約を締結しなければならない處

一編八類 郵政事業特別會計規程(契約) 随意契約

四 契約上の義務に違背があるときは、郵政事業に著しく支障をきたす虞があるとき

第二十五條 予決令第九十二條に規定する場合には、指名競争に付することができる。

(入札保証金等の低減又は免除)

第二十六條 指名競争に付する場合において必要がないと認めるときは、入札保証金及び契約保証金を低減し又は免除することができる。但し、予決令第九十二條第二項の規定による場合において、同第九十八條但書の規定に触れるときは、この限りでない。

(指名競争契約締結後の手續)

第二十七條 第二十四條の規定により指名競争をもつて契約を締結したときは、契約担当官吏は、左の事項を経理局長に報告しなければならない。

- 一 契約目的、數量及び金額並びに予定價格
- 二 契約担当官吏、歳出又は歳入科目
- 三 契約者及び指名者の氏名、資力、経歴、營業場所
- 四 入札及び契約年月日並びに各指名者の入札金額
- 五 一般競争に付することを不利とする事由

があるとき

五 第二十四條各号に規定する場合において、指名競争に付することを不利とする特別の事由があるとき

第三十一條 予決令第九十六條第一号から第十八号までに規定する場合、同第二十三号に掲げる場合及び同第九十七條及び第九十八條の規定に該当する場合並びに左に掲げる場合においては、随意契約をすることができる。

- 一 郵便、郵便爲替、郵便貯金、郵便振替貯金、簡易生命保険及び郵便年金用の器具、機械及びその部分品、郵袋及び集配かばん並びにその材料、自轉車、式紙及びその用紙の買入をし又はその製作若しくは修理をさせるとき
 - 二 郵政事業従業員に貸與又は支給する被服、くつ及び足び並びにその材料を買い入れ、又はその製作若しくは修理をさせるとき
- 第三十二條** 予算決算及び會計令臨時特令第五條第一項第一号の規定により土木建築その他の工事を請け負わせる場合において、その金額が百万円未満であるとき並びに同第二号、第三号及び第六号の規定に該当する場合は、当分の間、随意契約によることができる。

(見積書)

第三十三條 随意契約をする場合には、急を要するか特は特別の事由がある場合の外、二人以上から見積書を徴しなければならない。但し、見積金額一万円未満の契約については、この限りでない。

2 前項但書による場合には、見積者に帳簿又は関係書類に見積金額を記入させ、且つ、調印させて見積書に代用するか、又は口頭で見積金額を申し出させることができる。

(契約保証金の低減又は免除)

第三十四條 随意契約による場合において必要がないと認めるときは、契約保証金を低減し又は免除することができる。但し、予決令第九十八條但書の規定に触れるときは、この限りでない。

(随意契約締結後の手続)

第三十五條 第三十條の規定により随意契約をしたときは、第二十七條の規定に準じて経理局長に報告しなければならぬ。

第三十六條 経理局長は、前條の報告を受けたときは、予決令第一百一條の規定により、これを会計検査院に通知の手続をし

なければならない。

(普通財産の賣拂)

第三十七條 部長は、國有財産法施行令(昭和二十三年政令第二百四十六号)第十五條の規定により普通財産を随意契約によつて賣り拂うときは、当該財産の價格を評定し、その基礎を明らかにした調書を作成し、大臣に上申してその指示を受けなければならない。

(随意契約の特例)

第三十八條 第三十條から第三十二條までの規定によるの外、随意契約をする必要があるときは、その事実及び理由を具し、官署の長は、部長に、分任支出負担行爲担当官及び資金前渡官は、支出負担行爲担当官に、部長又は支出負担行爲担当官は、大臣に上申してその指示を受けなければならない。

(準用)

第三十九條 随意契約に関しては、この章に定めるものの外、一般競争契約に関する規定を準用する。

第五章 各種契約

第一節 賣買契約

(不動産の賣買)

第四十條 不動産の買入は、支出負担行爲担当官が、不動産の賣拂は、部長が執行しなければならない。

(不動産買入の手続)

第四十一條 不動産を買い入れる場合には、左の事項を具して大臣の承認を受けなければならない。

- 一 買入を要する事由
 - 二 買い入れる土地又は建物の所在地名、種別、坪数、評價價格及びその図面
 - 三 所有者の住所及び氏名
 - 四 買入金額
 - 五 契約書案又は請書案
 - 六 その他必要な事項
- (不動産賣拂の手続)

第四十二條 不動産を賣り拂う場合には、左の事項を具して大臣の承認を受けなければならない。但し、普通財産である固定資産で、固定資産編第二十四條但書の規定により用途を廃止したものの賣拂については、この限りでない。

- 一 賣拂を要する事由
- 二 賣拂をする土地又は建物の所在地名、種別、坪数及び評

價價格

- 三 固定資産台帳の抄本及び附屬図面
 - 四 賣拂見込價格
 - 五 契約の方法(指名競争又は随意契約による場合)は、その事由を附記すること。
 - 六 契約書案又は請書案
 - 七 その他必要な事項
- (稅務署等への通知)

第四十三條 土地及び建物を買入れたときは、直ちにその買入年月日、所在地名、地番、地目、反別、構造、坪数及び旧所有者の住所氏名等を所轄稅務署に通知しなければならない。

2 船舶を買入れたときは、前項に準じて必要事項を所轄の市、区、町又は村に通知しなければならない。

(登記の囑託)

第四十四條 不動産を買い入れ又は賣り拂つたときは、不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)の定めるところにより、登記の囑託をしなければならない。

(大臣への報告)

第四十五條 不動産を買い入れ又は賣り拂つたときは、その旨

を大臣に報告しなければならない。

(不動産の賣買)

第四十六條 不動産の買入は支出負担行為担当官、分任支出負担行為担当官又は資金前渡官吏が執行しなければならない。

2 不動産の賣拂は部局長が執行しなければならない。但し、部局長は当該官署の長に執行させることができる。

(検査)

第四十七條 買入に係る不動産の引渡を受け又は賣拂に係る不動産を引き渡すには、事前に部局長又は官署の長が命じた検査官吏若しくは検査員の検査に付さなければならない。

2 前項の検査官吏又は検査員は、当該物品の種類、形状、性質若しくは機能等が仕様書の規格又は見本に相違することはないか、その數量に相違はないか等について検査するものとする。

3 部局長又は官署の長は、契約條項に定めるところにより、第一項に定める検査官吏又は検査員に買入不動産の製作過程において、必要な検査をさせることができる。

(不動産の所有権の移轉)

第四十八條 購入又は賣拂に係る不動産の所有権は、契約條件に

当官又は資金前渡官吏が執行しなければならない。

(不動産借入)

第五十二條 不動産を借り入れようとするときは、第五十三條の規定による場合を除くの外、左の事項を具して、大臣の承認を受けなければならない。

- 一 借入を要する事由
- 二 借り入れる土地又は建物の所在地名、構造、坪数及びその図面
- 三 建物を新築させ又は既設の建物に増築、模様替等させ、て借り入れる場合は、その仕様書、工作費概算書及び図面並びに工事期間

四 貸主の住所氏名

五 借料(第三号の場合においては、借料の算出根拠を附記すること。)

六 賃料支弁の費目

七 契約書案

八 その他必要事項

(不動産借入の特例)

第五十三條 左の場合における不動産の借入については、前條

一編八類 郵政事業特別會計規程(契約) 各種契約

特別の定めをした場合の外、検査官吏が検査を終り、物品會計官吏がこれを受領又は引渡をしたとき移轉するものとする。

(不動産買入の場合の請書の代用)

第四十九條 不動産を買い入れる場合は、物品注文傳票(第五号様式)を第五條に規定する請書に使用することができる。

(物品既納部分調書等の調製)

第五十條 第五十九條及び第六十條の規定は、不動産の買入について準用する。この場合には、物品既納部分調書(第六号様式)又は物品完納調書(第七号様式)を調製させなければならない。但し、その完納調書については、検査官吏が関係書類に完納の旨及びその年月日を記入押印して、その作成を省略することができる。

第二節 貸借契約

(不動産又は不動産の借入)

第五十一條 不動産の借入は、支出負担行為担当官が執行しなければならない。但し、支出負担行為担当官は、その管轄に属する分任支出負担行為担当官又は資金前渡官吏に、これを執行させることができる。

2 不動産の借入は、支出負担行為担当官、分任支出負担行為担

の規定にかかわらず、支出負担行為担当官限り専決執行することができる。

- 一 既達の支拂計画の範囲内で借入をするとき。但し、官舎の借入を除く。
- 二 無料で借入をするとき
- 三 非常の際に臨時に借入又は借替をするとき
- 四 大臣の認可を受けて借り入れたものの目的を変更することなく、且つ、現在の借料及び借入期間の範囲内で、借替又は既設建物に借替をするとき。但し、一時限りの借入として認可を受けたものの借替を除く。

(借入契約異動報告書)

第五十四條 不動産の借入、借替若しくは返還をしたとき、又は借入中の不動産の所在地名、構造、坪数、借料及び貸主の氏名等に異動があつたときは、四半期分を取りまとめ、借入契約異動報告書(第八号様式)を作成し、翌期初月二十日までに、大臣に報告しなければならない。

(不動産の貸付及び使用許可)

第五十五條 不動産の貸付及び使用許可は、固定資産編の定めるところにより、部局長が、執行しなければならない。

第三節 工事請負契約

(執行)

第五十六條 工事の請負に関する契約は、支出負担行為担当官が執行しなければならない。但し、支出負担行為担当官は、その管轄に属する分任支出負担行為担当官又は資金前渡官吏に執行させることができる。

(工事監督員)

第五十七條 工事の請負契約を締結したときは、契約担当官吏は、工事監督員を命じて工事の施行に関する一切の事項を監督させなければならない。

(工事監督員の報告)

第五十八條 工事進行が遅くて契約期限までに完成の見込がないと認めるときは、工事監督員は、事由を具して、直ちにその旨を契約担当官吏に報告しなければならない。

(既済部分調書)

第五十九條 工事請負人から工事の完成前に、その既済部分に相当する請負金額支拂の請求があつたときは、特に検査の官吏又は技術者を命じて、その事実を調査し、既済部分調書(第九号様式)を作成させなければならない。

動産の買入に関する規定を準用する。

(水道等の装置)

第六十三條 水道、だん房、がす又は電燈の装置に関しては、工事の請負契約に関する規定を準用する。

(契約原簿)

第六十四條 契約担当官吏は、契約原簿(第十二号様式)を備え、必要事項を登記しなければならない。

2 前項の契約原簿の保存期間は、五年とする。

様式 目次

- 第一号様式 入札保証金納付書
- 第二号様式 入札書
- 第三号様式 予定価格調書
- 第四号様式 契約保証金納付書
- 第五号様式 物品注文傳票
- 第六号様式 物品既納部分調書
- 第七号様式 物品完納調書
- 第八号様式 借入契約異動報告書
- 第九号様式 工事既済部分調書
- 第十号様式 工事完成調書
- 第十一号様式 未完成工事報告書
- 第十二号様式 契約原簿

(完成調書)

第六十條 工事請負人から工事完成の届出があつたときは、工事を検査した官吏若しくは技術者又は工事監督員に、その出来形を調査し、完成調書(第十号様式)を作成させなければならない。

2 一件五万円以下の工事については、完成届書の余白に完成の旨及びその年月日を記入押印して、前項の調書に代用することができる。

(未完成工事報告)

第六十一條 支出負担行為担当官、分任支出負担行為担当官又は資金前渡官吏は、工事材料を無償で供給して工事を請け負わせた場合において、毎四半期末現在において未完成のものがあるときは、未完成工事報告書(第十一号様式)二通を作成して、翌月五日までに、これを固定資産編の部長に送付しなければならない。

(第六章 雜則)

第六十二條 労力、電力、水道若しくはがすの供給、物品の製造若しくは修繕又は運搬に関しては、特に定めるものの外、(労力等の供給並びに物品の製造等)

第一号様式 寸法 紙質 適宜 (第十條)

入札保証金納付書

入金 円 錢也 入札保証金

但し現金

又は

但し左記國債証券

種別	券面額	枚数	合金額	記号番号等
計	円		円	

右納付します。

年 月 日

住所 氏 名

何局長あて

備考 入札保証金を現金と國債証券の両方で納付するときは、各別紙にこれを作成し、その不足額は、別に現金又は國債証券をもつて納付する旨を附記する。

第二号様式 寸法 紙質 適宜 (第十三條)

入札書

一金 円 錢也

何々入札高

品名	数量	單價	小計
何々	何個	何円	
何々	何個	何円	
計			何円

内訳

右入札者注意書を承諾の上入札します。

年 月 日

住所

入札者 氏 名 印

何局長あて

備考 工事請負入札書はこの様式に準ずる。

第三号様式 寸法 紙質 適宜 (第十五條)

予定價格調書

一金 円 錢也

局所名 契約名

右金額以下最低價(以上最高價)をもつて落札とする。

年 月 日

契約担当官吏 官職氏 名

第四号様式

契約保証金納付書

(第二十條)

一金 円 錢也

但し別紙第 号預金振込済通知書の通り現金納付(若しくは單に現金納付)

又は

但し別紙第 号政府保有有價証券拂込通知書の通り総券面額何程の國債証券をもつて納付

又は

但し入札保証金(現金)を振替納付何程及び現金納付何程

又は

但し入札保証金(國債証券)を振替納付、この総券面額何程及び左記國債証券をもつて納付

種別	券面額	枚数	合金額	記号番号等
計	円		円	

右納付します。

年 月 日

住所 氏 名 印

何局長あて

備考 第一号様式の備考はこの様式に準用する。

一編八類 郵政事業特別会計規程(契約) 様式

甲

第五号様式

寸法 紙質 適宜

(第四十九條)

物品注文傳票

第 号	款 項	目 節
昭和 年度	納入期限 昭和 年 月 日	仕様書又は 第 号 見本番号
何 勘 定		
品 名	單 價	數 量
合計額 円		
使用目的		
上記物品の供給を裏面の各項承認の上お請けします。		
年 月 日 住所 氏 名 印		

検査官吏印 主任印

物品注文傳票

第 号	款 項	目 節
昭和 年度	納入期限 昭和 年 月 日	仕様書又は 第 号 見本番号
何 勘 定		
品 名	單 價	數 量
合計額 円		
使用目的		
上記物品納入の上は代金を支拂われない。		
年 月 日 住所 氏 名 印		

乙

丙

物品注文傳票

第 号	款 項	目 的	備 考
昭和 年度 納入期限 昭和 年 月 日		仕様書又は 見本番号	第 号
何 勘 定			
品 名	單 價	數 量	合 計 額
	円		円
上記代金 円 領収しました。 年 月 日 住 所 氏 名 印 何局支出官(分任支出官)氏名あて			

- 備考
- この傳票は、契約担当官吏が便利と認めるときは、適宜変更してよい。
 - この傳票の表面欄外又は裏面には、契約條項、拂込、檢收及び物品出納簿登記月日その他の必要事項を記載する。
 - この傳票は、炭酸紙使用式とし、その甲号を自局所に保存し、乙号及び丙号を支出官(分任支出官)に送付し、支拂及び証明の証拠書類に充てる。
 - 小切手により買入代金の支拂をする場合において、当該見積書に納入期限、持込、檢收及び物品出納簿登記月日並びに支出科目等を記入して置くときは、甲号乙号を合併して一葉を作成して、丙号と共に支出官(分任支出官)に送付してもよい。
 - 現金拂により買入代金の支拂をする場合には、甲号を自局所に保存し、乙号を支出官(分任支出官)に送付し、丙号を省略する。但し、前号の例により当該見積書に相当事項を記入して置くときは、甲号乙号を合併して一葉を作成して、支出官(分任支出官)に送付してもよい。

第六号様式 紙寸法 適宜 (第五十條)

物品既納部分調書

品 名	單 價	數 量	合 計 額	備 考
	円		円	

右物品は、契約條項に適合し、すくて納入済であることを認める。

金 高 何第何号 契約金額
金 何々外何点
一 金の既納品価格 今回支拂う分
この既納品内訳 年月日 から 検査済の分

外
金 回支拂額
金 回支拂額
物品供給者 氏 名
物品第 回支拂額

検査官吏 官 職 氏 名 印

第七号様式 紙寸法 適宜 (第五十條)

物品完納調書

一金 円 錢 契約金額

但し 何 号

何々外何点

右物品は、契約條項に適合し昭和 年 月 日に完成済であることを確認する。

年 月 日

検査官吏 官 職 氏 名 印

年度第 期分契約異動報告書

大臣あて 年 月 日 部局長名

備考	支出 貨主	物			地			所在地	契約期限	契約(返還) 年月日	名称(用途)
		借料 月額	延坪数	構造	坪数	借料 月額	坪数				

第八号様式 紙寸法 適宜 (第五十條)

第九号様式 寸法 紙質 適宜 (第五十九條)

工事既済部分調書

全高 田 銭 何々工事請負金額
 一金 田 銭 既済部分実價の十分の九 今回支拂う分
 この既済部分実價何程
 但し第 回 月 日 工事何分何厘通りでき
 外
 全 田 銭 第 第 回支拂済額
 金 田 銭 第 第 回支拂済額
 請負者 氏 名
 右工事の既済部分を検査した所現状と相違ないことを確認する。
 年 月 日
 検査官吏 官職氏 名 印

第十号様式 寸法 紙質 適宜 (第六十條)

工事完成調書

一 何々工事 請負者 氏 名
 この請負金額 田 銭
 右は仕様書及び図面の通り昭和 年 月 日に完成したことを確認する。
 年 月 日
 検査官吏 官職氏 名 印

第十一号様式 寸法 紙質 適宜 (第六十一條)

未完成工事報告書
 昭和 年度 第 期末現在
 固定資産編の部局長あて
 契約担当官吏 官職氏 名 印

工事名	供給材料價格 円	間接費 円	資産價格 円	完成年月日

備考
 1. 工事名、供給材料價格及び完成年月日は、工事請負契約書により記入する。
 2. 間接費及び資産價格は、固定資産編の部局長が記入する。

第十二号様式 (第六十四條)

何 年 度
 何月何日から 何月何日まで
 契 約 原 簿
 名

- 備考
- 種別の欄には、一般競争、指名競争又は随意契約の別を、一般、指名又は随意の如く省略して記載する。
 - 契約担当官吏において、必要がないと認めるときは、納入状況、解約等の欄を省略し又は他に設備することができる。
 - 工事の請負、土地建物の賃借契約等に関する契約原簿は、この様式に準じて作成する。
 - 國庫債務負担行為による契約は、備考欄にその旨を朱記する。但し、便利と認めるときは、別に口座を設けてもよい。

種別	契約番号	品名 (又は目的)	数量	單位	付添書 番号及び 見本の別	單價 円	合價 円	契約者	契約 月日	納期	納入状況			最 月 終 日	最 月 終 日	支 月 終 日	立 案 日	解約		備考
											納入 日	未 納	未 入					数量	金額 円	
									月 日	月 日				月 日	月 日	月 日				
									月 日	月 日				月 日	月 日	月 日				
									月 日	月 日				月 日	月 日	月 日				
									月 日	月 日				月 日	月 日	月 日				
									月 日	月 日				月 日	月 日	月 日				
									月 日	月 日				月 日	月 日	月 日				
									月 日	月 日				月 日	月 日	月 日				
									月 日	月 日				月 日	月 日	月 日				
									月 日	月 日				月 日	月 日	月 日				
									月 日	月 日				月 日	月 日	月 日				

附 表 目 次

- 第一号表 入札者注意書案
- 第二号表 物品買入契約書案
- 第三号表 物品製造(又は改造、修繕)契約書案
- 第四号表 物品賣拂契約書案
- 第五号表 物品荷造及び運送契約書案
- 第六号表 家屋土地借入契約書案
- 第七号表 工事請負契約書案

第一号表

入札者注意書案 (第九條)

一、一般競争に加わろうとする者は、指定の場所で、仕様書、図面、見本又は現品若しくは現場、契約書案及びその他必要な条件を掲げた明細書を熟覽し、公告に示した日時までに、大正十一年大藏省令第三十三号に規定する資格証明書(入札公告前一月以内に作成したものに限る。)を差し出し、主務官吏の承認を受けなければならない。

二、前項の場合において、外國会社(成規の登記をしたものに限る。)の資格証明の方法は、これと同種又は最もこれと類似した内國会社の例によるものとする。

二、入札者は、入札前指定の日時までに入札保証金を納付しなければならぬ。入札保証金には、円位未満の端数を付けることはできない。

三、入札保証金を現金で納付しようとするときは、第一号様式の納付書を添えて出納官吏又は出納員に差し出し、又國債証券で納付しようとするときは、納付書と共に物品會計官吏に差し出さなければならない。これに対しては受領証書を交付する。

四、前号に規定する入札保証金は、入札者の便宜によつて、現金であるときは他の郵便局(特定郵便局を除く。以下同じ。)の出納官吏又は出納員に、國債証券であるときは、他の郵政局又は郵便局の物品會計官吏に納付することができる。

五、入札書は、第二号様式により作成し、封かんして表皮に自己の氏名を記載し、公告に示した日時までに入札箱に投入する。但し、入札前に入札保証金の受領証書を呈示しなければならぬ。

六、入札書は、入札者の便宜に従つて、郵便で差し出すことができる。郵便による入札書には、入札保証金受領証書を添付し、その封皮に「何月何日執行何々入札書」と記載する。

- 2 郵便による入札書は、開札当日「何」時までには到着しなければ無効である。
- 七、入札者が代理人であるときは、委任状又は戸籍と、本等をもつて代理権のあることを証明できる書類を差し出さなければならぬ。
- 八、入札者は、入札者注意書、仕様書、図面、見本又は契約書案等の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- 九、入札中、現場において、予算決算及び会計令第七十九條第二号又は第三号の規定に該当する所爲があると認められたものは、その入札を排除し、入札場外に退去させる。
- 一〇、入札書は、入札箱に投入した後においては、その開札の前後を問わず、これを引き換え若しくは変更し又は取り消すことができない。郵便で差し出した入札書が到着した後においても、また同様である。
- 一一、開札は、公告に示した場所及び日時に、入札者の面前において行う。但し、入札者中出席しない者がいるときは、入札に関係のない官吏を立ち合わせ。
- 一二、左の各号の一に該当する入札は、無効である。

- (一) 入札書に合計金額が記載していないもの及び調印してないもの
- (二) 入札書に記載の品名及び数量に相違があるとき、又は品名、数量及び合計金額が不明のとき、若しくは内訳の記載省略を認められた場合において、あらかじめ示した記載例と相違するとき
- (三) 入札書の記載が、入札に付した事項の要素に錯誤があるときと認められるとき
- (四) 入札保証金を納付しないか、又は入札保証金額が指定の金額に達しないとき、若しくは納付の事実が不明であるとき。但し、入札保証金を免除する場合を除く。
- (五) 第七号の規定による証明書類を差し出さないとき
- (六) 郵便で差し出した入札書が、その表記によつて入札書であることを確認し難いとき
- (七) 予算決算及び会計令第七十九條又は第八十條の規定に該当し、競争に加えないことをあらかじめ明示した者の入札であるとき
- (八) その他所定の競争に加入の資格を備えていない者の入札であるとき

- 2 前項(一)に規定する調印を漏らしたものは第一号若しくは第七号の規定による証明書類の不備が軽微なものについては、事実上相違がないと認定できる場合に限り、無効としなないことがある。この場合において、その入札が落札となつたときは、入札者は、直ちにその不備を補正しなければならぬ。
- 3 第一項(イ)及び(ハ)に規定する場合には、その入札保証金は、政府の收得とする。但し、故意又は重大な過失から出たものでないと認める場合には、その情状によりこれを免除することがある。
- 一三、入札金額は、入札書に記載してある合計金額により定めらる。
- 2 入札書に記載してある合計金額と内訳金額とが符合しないときは、合計金額に基いて、これを更正しなければならぬ。内訳金額の割当を不当と認めるときもまた同様である。
- 一四、入札は、予定価格と対比し最低価格(賣拂の場合は最高価格)のものを落札とする。但し、落札となる同價の入札をした者が二人以上あるときは、抽せん、で落札を定める。
- 2 前項但書の場合において、抽せんする者が出席しないか、

- 2 又は抽せんに應じないときは、入札に関係のない官吏に抽せんさせるものとする。
- 3 第一項の規定により落札者がいないときは、直ちに再度の入札に付することがある。
- 一五、落札者は、落札決定の翌日から起算して、「何」日以内に第四号様式の納付書とともに契約保証金を納付し、契約書を差し出さなければならない。
- 一六、左の各号の一に該当するときは、その落札は無効である。但し、契約担当官吏において、正当な事由があると認め延期の承認を與えたときは、この限りでない。
- (一) 落札者が、契約の締結を辞退し又は第十五号に規定する期間内に契約保証金を納付しないか、若しくは契約書を差し出さないとき
- (二) 第十三号第二項の規定による更正をしないとき、又は第十四号第三項の規定により再度入札に付するとき及び物品の買入又は賣拂の契約であつて品名が多いため、当該入札書の内訳の記載省略を認められた場合において、落札後直ちにその内訳書を差し出さないとき
- 2 前項の規定により落札を無効とした場合においては、入札

保証金は國庫に帰属する。

一七、契約に要する費用は、すべて落札者の負担である。

備考

注意書には第一号、第二号及び第四号様式を添附する。

第二号表

物品買入契約書案(第四條)

印紙

一、何々外何点

契約物品

この契約(予定)金額

円 錢也

内訳

品名(予定)	数量	単價	合價(予定)	納品場所納期限	付添書番号又は見本の別
		円	円		

右の物品を()年 月 日から 年 月 日までの間)何某から買入れるにつき、何某局長を甲とし、何某を乙とし、左の條項により契約する。(括弧内は單價契約の場合に用いる。)

第一條 乙は、契約保証金として、左の金額(又は國債証券)を甲に差し出し、この契約に関する義務の履行を担保する。

一、金 円 錢也 現金

(國債証券の場合)

一、金 円 錢也 國債証券

但し、この國債証券の種類及び券面金額等は、当該契約保証金納付書に記載の通りとする。

第二條 予定数量は、この契約期間内における概略の需要見積高を示したものであるから、実際上増減を生ずることがあつても、乙は、異議の主張はできないものとする。(單價契約でないものは、この條項を省略する。)

第三條 契約物品又はその構成材料の公定價格が、入手前に、設定又は改定された場合は、これに基いて契約單價を更改することができる。

第四條 乙は、物品を持ち込んだときは、直ちに、納品書をも

つてその旨を甲に届け出るものとする。この場合は、甲は、遅滞なく検査を行う。

2 持込数量は、この入手する割当物資の關係により、契約數量に対して、何%以内は増減があつても妨げないものとする。甲は、物品検査上この立会が必要であると認めるときは、その日時を指定して、乙の立会を求め、乙が、若しその日に立ち会わないときは、甲は、乙の欠席のまま検査することが出来る。

第五條 物品の持込及び検査場への運搬に要する一切の費用並びに検査のため、変質、変形、消耗、破損等したものの損失は、すべて乙の負担とする。但し、甲の故意又は過失に因る場合は甲の負担とする。

第六條 物品の所有権は、甲が合格品と認め、數量の調査を終つたとき、乙から甲に移るものとする。

2 前項の規定による所有権の移轉前に生じた物品の亡失、破損等は、すべて乙の負担とする。但し、甲の故意又は過失に因る場合は、甲の負担とする。

3 物品の性質上必要な容器及び外包等は、甲の收得とする。

第七條 乙の納入した物品に、多少不備な点があつても、甲は

支障がないと認めるときは、契約金額を相当値引してこれを受け取ることが出来る。

第八條 第四條の規定による検査に合格しないものがあるときは、乙は更にその代品を納入する。

第九條 乙は、甲から納品の不合格又は過納の通知を受けたときは、遅滞なくこれを引き取る。

2 前項の場合において相当期間内に乙が引き取らないときは、甲は、乙の負担において、当該物品を搬移し、又は他に保管を託することができる。

第十條 納入物品の代金は、甲が檢收した部分に対して、乙の請求によりすみやかに支拂うものとする。

2 前項に規定する代金は、歳出予算科目の節(節がないときは、目)ごとに区分計算し、錢位未滿の端數を生じたときは、これを切り捨てて支拂うものとする。

第十一條 天災、事變その他乙の責に難い事由により、この契約に定めた期限内に義務を履行することができないときは、乙は、甲に納期の延伸を請求することができる。

第十二條 乙が、所定の期限を過ぎて物品を持ち込んだときは、前條の規定により納期の延伸を認められた場合の外、甲は、

延滞金として期限の翌日から起算して持込当日まで、延滞一日について、当該持込物品の契約価格の千分の一に相当する金額を収得する。但し、その収得金額が、当該持込物品に対する代金の百分の十を越える部分及び総額が未済のもの、この限りでない。

2 前項の規定による延滞日数の計算については、物品検査中の日数(不合格品については、その不合格通知の日までとする。)は、これに算入しない。

第十三條 左の各号の一に該当するときは、甲は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙が、期限までに契約物品の持込を完了しないか、又は持込をしても期限経過後不合格となつたもの

二 乙が、解約を申し出たとき

三 この契約の履行に関して、乙又はその代理人(下請人は代理人とみなす)、使用人等に不正の行爲があつたとき

四 乙が、破産の宣告を受け又は無能力者となり若しくは居所不明となつたとき

五 甲において、この契約の履行に関する乙の設備が不十分で到底期限内に完了の見込がないとき又は期限内であつて

る。

2 前項の規定により相殺を行つても収得金額に満たないか、又は乙が指定の期限までに納付しないときは、甲は、契約保証金からこれを収得する。但し、契約保証金が、その収得金額に満たないときは、なお、別に不足分を追徴する。

第十七條 契約保証金を収得する場合において、その保証金が國債証券であるときは、甲は、適宜の方法によりこれを賣却して、収得する保証金額に充てる。この場合、乙は、異議の主張はできないものとする。

右の通り契約し、この証書二通を作り、甲乙各一通を保管する。

年 月 日

契約担当官吏 官職 氏 名 印

物品供給者 住所 氏 名 印

備考

契約保証金を差し出させない場合の契約書は、「保証金に関する條項」を除く。

も納品が不合格となつたとき

2 前項第一号から第三号までの規定による場合には、甲は、違約金として解約物品に対する価格の百分の二十に相当する金額を収得する。但し、その収得金額が未済であるとき又は第一号及び第二号に規定する場合において、乙の責に帰し難い事由があるときは、この限りでない。

第十四條 甲は、前條に規定する場合の外、自己の都合に因り、期限前にこの契約の全部又は一部を解除することができる。

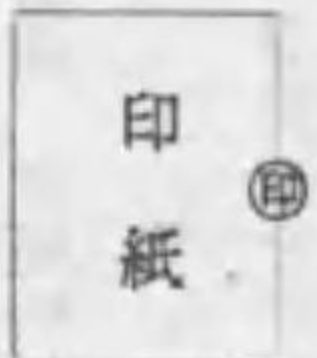
2 前項の場合において、乙から三十日以内に請求があるときは、甲は確証があるものに限り、解約物品に対する価格の百分の二十に相当する金額を越えない限度で、その損失額を支拂うものとする。

第十五條 前二項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲の割当物資中解約物品に対する部分の処分については、乙はすべて甲の指示するところに従う。(甲の割当物資がないときは、この條項を省く。)

第十六條 この契約により甲において収得する金額があるときは、甲は、乙に支拂う代金と相殺し、又は別にこれを徴収す

第三号表

物品製造(又は改造、修繕)契約書案(第四條、第六十二條)



(左の條項を追加する外、物品買入契約書案に準じて作成するものとする。)

第 條 甲は、請負物品の製造(又は改造、修繕)をさせるため、何々(品名を掲げる)何個(又は何キログラムの額)を乙に交付する。

第 條 第十三條及び第十四條の規定により、この契約の全部又は一部を解除したときは、乙は、その解約数量に対し、製造(又は改造、修繕)のため交付を受けた材料品を、直ちに甲に返納する。

2 前項の場合において、亡失、破損その他の事由に因り返納することができないときは、乙は、交付材料の返納に代え、何々(一個又は一キログラムの額)について金何程の割合をもつてその価格を弁償する。

第 條 前條第一項の規定により乙から返納する材料品に対して、既に加工した部分がある場合において、原形を損じな

ければこれを分離することができないときは、乙は現状のまま無償で返却する義務がある。

備考

この契約において保証金額を定める場合には、請負金額の百分の十に交付材料品に対する弁償額を加算する。

第四号表

物品賣拂契約書案(第四條、第四十六條等)

印紙

一、何々外何点 賣拂物品

この契約(予定)金額 円 錢也

内訳

品名	(予定)数量	單價	(予定)合價
		円	円

右の物品を何某に賣り拂うにつき、何部局長を甲とし、何某を乙とし、左の條項により契約する。

第一條 乙は、契約保証金として、左の金額(又は國債証券)

は、甲の負担とする。

第六條 賣拂物品の引取について、その数量、期間及び方法は、すべて甲の指示に従うものとする。

第七條 賣拂物品の引取に要する費用は、すべて乙の負担とする。

第八條 乙は、甲から賣拂物品の引取通知を受けたときは、即日(又はその翌日から起算して何日以内)当該官吏の立会を受け、現品を引き取るものとする。

第九條 乙が、賣拂物品の全部又は一部を前條に規定する期間内に引き取らないときは、甲は、遅滞金として遅滞物品の賣拂價格の百分の一に相当する金額を收得する。但し、その收得金額が尙円未満であるとき又は引取遅滞が乙の責に帰し難い事由に因るものであるときは、この限りでない。

第十條 引取期間が満了しても、乙が賣拂物品を引き取らないときは、甲は、乙の負担で当該物品を搬移し、又は他に保管を託することができる。

第十條 左の各号の一に該当するときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。

一 期間内に契約物品の引取を完了しないとき

一編八類 郵政事業特別会計規程(契約) 附表

を甲に差し出し、この契約に関する義務を担保する。

一、金 円 錢也 現金

(國債証券の場合)

一、金 円 錢也 國債証券

但し、この國債証券の種類及び券面金額等は、当該契約保証金納付書に記載の通りとする。

第二條 予定数量は、この契約期間内における賣拂概算高を示したものであるから、実際上増減することがあつても、乙は異議の主張はできないものとする。

(單價契約でないものは、この條項を省略する。)

第三條 契約物品の公定價格が、その引渡前に、設定又は改定された場合は、これに基いて契約單價を更改することができる。

第四條 賣拂代金は、甲の指示するところにより、乙は、遅滞なく納付するものとする。

第五條 賣拂物品の所有権は、乙が、代金を納付したとき、甲から乙に移るものとする。

第六條 賣拂代金納付後において生じた物品の亡失、破損等は、すべて乙の負担とする。但し、甲の故意又は過失に因る場合

二 乙が、解約を申し出たとき

三 指定の期間内に賣拂代金を納付しないとき

四 賣拂物品の引取に際し、係員の職務執行を妨げ又は妨げようとしたとき

五 この契約に関し、乙又はその代理人、使用人等に不正の行爲があると認められたとき

六 乙が、入札以前において既に競争に加入する資格がない者であつたとき

七 乙が、破産の宣告を受け又は無能力者となり若しくは居所不明となつたとき

第七條 前項第一号から第六号までの場合においては、甲は、違約金として解約金額の百分の十に相当する金額を收得する。但し、その收得金額が尙円未満であるとき又は第一号及び第二号に規定する場合において、乙の責に帰し難い事由があるときは、この限りでない。

第十一條 乙は、第九條第一項の規定による遅滞金及び前條の規定による違約金を甲の指定する期限内に納付しなければならない。乙が、若しその期限内に納付しないときは、甲は、契約保証金からこれを徴収することができる。但し、契約保

証金がその收得金額に満たないときは、なお、別に不足分を追徴する。

2 前項の規定は、第九條第二項の規定により乙が負担しなければならぬ移轉料又は保管料の徴收について準用する。

第十二條 甲は、第十條に規定する場合の外、自己の都合に因り、賣拂物品の引渡前に、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、乙から三十日以内に請求があるときは、甲は、確証があるもの限り、契約物品に対する價格の百分の十に相当する金額を越えない限度でその損失額を支拂うものとする。

第十三條 契約保証金を收得する場合において、その保証金が國債証券であるときは、甲は、適宜の方法により、これを償却して收得する保証金額に充てる。この場合、乙は、異議の主張はできないものとする。

右の通り契約し、この証書二通を作り、甲乙各一通を保管する。

年 月 日
契約担当官吏 官職 氏 名 印
買受人 住所 氏 名 印

2 乙が、運送物品の引渡を受けたときは、直ちにこれに対する領收書を差し出す。

第四條 乙は、前條第一項の規定による通知を受けたときは、その運送物品を送先局所に引き渡す者を定めて、その氏名を甲に通知する。

第五條 運送物品を送先局所に引き渡す場合は、乙又はその代理人が立会の上、送先局所の係官の検査を受ける。

2 運送物品に滅失、破損等の事故があるときは、乙又はその代理人は、直ちにその事実を詳記した書面を送先局所に提出する。

第六條 前條に規定する場合において、破損等した物品は、左の場合に限り、その引渡をすることができる。

一 甲又は送先局所が承諾するか、若しくはその要求により修繕したとき

二 乙の申出により、送先局所において修繕したとき

2 前條による修繕のため運送期間は、延長しないものとする。

第七條 乙が、運送物品を所定の期間内に送先局所に引き渡さないときは、天災、事変その他乙の責に帰し難い事由がある

第五号表

物品荷造及び運送契約書案(第四條等)

印紙

何某に物品の荷造及び運送を請け負わせるにつき、何部局長を甲とし、何某を乙とし、左の條項により契約する。

第一條 乙は、この契約に関する一切の事項を処理するため、甲の指定する場所に、代理権のある取扱者を、甲の執務時間中常に(又は甲の指定する日時に)駐在させる。

第二條 甲は、必要が生じたときは、運送物品の品名、數量、荷造方法、送先及び運送期間その他必要な條件を定めて、乙に、その運送請負料の見積をさせる。

2 見積書に記載する請負料には、荷造費及び運送費の内訳を附する。

3 前二項の規定により提出した見積書は、取消又は変更することができない。

第三條 前條の規定により見積金額をもつてその運送を請け負わせるときは、甲は、乙にその旨を通知し、運送物品の引渡をする。

場合の外、甲は、運送金として、期間満了の翌日から起算し、運滞一日につき運滞物品に対する請負料の百分の十に相当する割合の金額を收得する。但し、收得金額が老円未満であるときはこの限りでない。

第八條 乙は、運送物品の引渡を受けた後において、これを滅失又は破損等したときは、その損害を弁償する。但し、天災、事変その他乙の責に帰し難い事由に因る場合はこの限りでない。

2 前項の規定による弁償額は、滅失又は破損等した物品の時價若しくは修繕に要した実費額(第十條第二項に該当する場合は、弁償当時に於ける時價又は実費額とする。)により定めらる。但し、甲は、乙に代品をもつて弁償させ又は乙の負担で破損品の修繕を請求することができる。

第九條 運送物品が滅失又は破損等した場合には、甲は、乙に更に弁償品若しくは修繕品の運送をさせることができる。この場合の運送に関する條件は、すべて元の運送契約の條款による。

第十條 請負料は、運送が完了した後、これを支拂う。但し、二箇所以上の運送を合併して一契約とした場合においては、

乙は、完結した分に対する請負料の支拂を随時請求することができる。

2 運送途中において事故にかかつたものがある場合は、その請負料は、特に甲が必要と認めるときに限り、この請求により、その処分終了前に支拂うことができる。

第十一條 甲は、第十二條及び第十六條に定める場合の外、自己の都合に因り、物品の発送前において、当該運送請負契約の全部又は一部を解除することができる。この場合においては、荷造既済部分に対する請負料の百分の十に相当する金額を越えない限度において、甲は、乙にその損失額を支拂うものとする。

第十二條 第三條の規定による通知をした後、左の各号の一に該当するときは、甲はその請負の全部又は一部を解除し、違約金として解約物品に対する請負料の百分の十に相当する金額を収得する。但し、乙の責に帰し難い事由があるとき又は収得金額が老円未満であるときは、この限りでない。

- 一 乙が解約を申し出たとき
- 二 運送物品の引取を拒み、又は故意に遅延したとき
- 三 物品引取後荷造その他の発送準備を遅延し、甲が到底期

限内に到着の見込がないと認めるとき

第十三條 この契約により甲において収得する金額があるときは、甲は、その支拂う請負料と相殺し、又は別にこれを徴収する。

第十四條 運送物品に滅失、破損、未着、延滞その他の事故があるときは、甲は、あらかじめ期間を指定して、乙に、その取調を請求することができる。

第十五條 第十七條に規定する期間内に引き渡した物品に関しては、期間満了後においても、すべてこの契約に定める條款による。

第十六條 甲は、乙が第一條及び第十四條に規定する義務に違反して、誠実に請負者としての責を盡さないものと認めるときは、いつでもこの契約を解除し、又は老千円以下の過意金を収得することができるものとする。

第十七條 この契約の期間は何年何月何日から、何年何月何日までとする。

2 前項の規定による期間満了の十五日前に、甲又は乙から何らの通知をしないときは、次の会計年度中この契約は存続するものとする。以後毎年度同一の例による。

右の通り契約し、この証書二通を作り、甲乙各一通を保管する。

昭和 年 月 日

契約担当官吏 官 職 氏 名 ㊦
運送請負業者 住 所 氏 名 ㊦

第六号表 家屋借入契約書案(第四條、第五十一條等)
土地

印 紙

何都道府縣、何区郡市、何町村大字何々何番地

- 一、何造 何々建 何坪 何戸
- 一、土地 何坪

但し、別紙図面(明細書)の通り

この借料一箇月(又は何箇月について)金 円也

右を何々用として何局所において借り入れるにつき、何部局長を甲とし、何某を乙とし、左の條項により契約する。

第一條 契約期間は、何年何月何日から、何年何月何日までとする。

第二條 借料は、翌月十日までに甲から乙に支拂う。但し、月の中途において契約又は解約するときは、その月分の借料は、日割計算をする。

第三條 この契約の家屋に属する諸公課等は、すべて乙の負担とする。

第四條 甲は、家屋の模様替又は増築を必要とするときは、(甲は地形に著しい変更を加えようとするときは)乙の承諾を得て、これを施行する。

第五條 甲が、家屋の修繕を要する旨を通知したときは、乙は、遅滞なく自費をもつて修繕する。

第六條 契約期間中であつても、甲は、一箇月前に予告してその契約を解除することができる。

第七條 乙はこの契約の家屋を他に賣却又は譲渡するときは、その買受人又は譲受人にこの契約の義務を承継させる。

第八條 この契約は、借入期間満了前に甲又は乙から解約の通知をしないときは満期の翌日から起算して満一箇年間なおその効力を有する。以後における満期の時においてもまた同様である。

右の通り契約し、この証書二通を作り、甲乙各一通を保管す

る。
年 月 日

借主 官職氏 名
貸主 住所氏 名

備考

一、第五條は、修繕を甲の負担とする場合には「家屋の経年又は使用に因つて生ずる損傷に対する修繕は、甲の負担とする。」に改める。

二、船舶その他の物件の借入は、この契約書案に準ずる。

第七号表

工事請負契約書案(第四條、第五十六條等)

印紙

何部局何々

一、何造何々建何坪 新築(修繕) 工事

但し、別紙仕様書及び図面の通り

一、金 円 錢也 請負金額

起工期日 何年何月何日

完成期日 何年何月何日

右新築(修繕) 工事を何某に請け負わせるにつき、何部局長を甲とし、何某を乙とし、左の條項により契約する。

第一條 乙は、契約保証金として左の金額(又は國債証券)を甲に差し出し、この契約に関する義務を担保する。

一、金 円 錢也 現金

(國債証券の場合)

一、金 円 錢也 國債証券

但し、この國債証券の種別及び券面額等は、当該契約保証金納付書に記載の通りとする。

第二條 乙は、何年何月何日まで工程表及び工事内訳明細書各二通を甲に提出し、その承認を受ける。

第三條 乙は、仕様書及び図面に明記しないことでも、甲の指揮に従い、零細な事項は、請負金額の範囲内で施行するものとする。

第四條 乙は、この工事施行に関しては、すべて工事監督員の指揮監督に従う。

2 乙の負担に属する工事材料は、その使用前にすべて工事監督員の検査を受ける。若し、その手続をしないときは、甲

行う。

2 甲において検査の結果、その出来形が完全であると認めるときは、工事全部の受渡を受ける。

3 井戸工事については掘抜を終了の上、甲に、その旨を届け出て、水質及び水量の検査を受ける。

4 乙は、甲の指示に従い検査上必要な行爲をし、且つ、その費用を負担する。

第九條 請負代金は、工事全部の受渡をした後、乙の請求により支拂う。但し、工事完済前であっても、乙から既済部分に対し請負代金の内拂を請求するときは、甲はその既済部分に対する代金の十分の九に相当する額(円位未満は切り捨て)以内を支拂う。

第十條 天災、事変その他乙の責に帰し難い事由により、所定の期限内に工事を完成することができないときは、乙は、その事由を具して延期の請求をすることができる。

2 甲は、前項の延期の請求を理由がないと認めたとときでも、工事の進行を考慮して、特に遅滞金を收得することを條件として、その延期を承認することがあるものとする。但し、遅滞金は、期限の翌日から起算して遅滞一日ごとに請負金額の

は、使用後であつてもこの引換を請求することができる。

3 現場に搬入した工事材料は、工事監督員の承諾を得なければ他に搬出することはできない。

第五條 乙は、この工事の施行に関して、官公署その他に対し、必要な諸手続をする。

第六條 乙は、終始現場に出場する。但し、乙自身が出場し難い場合においては、工事に熟練した代理人を出場させることができる。但し、甲は、その代理人を不適当と認めるときは、その代理人の交替を請求することができる。

第十條 甲の都合又は地質その他の事由により、工事の設計又は位置を変更し、若しくは一時その施行の中止を請求するところがあつても、乙は、これを拒むことができない。

2 前項に規定する場合において請負金額を増減する必要を生じたときは、工事内訳明細書に記載する單價により、その増減額を算出する。この方法により難いとき又は所定の期限を伸縮する必要があるときは、協議の上、その金額を増減し、若しくは期限を伸縮する。

第八條 工事が全部完成したときは、乙は、その旨を直ちに甲に届け出なければならない。この場合、甲は遅滞なく検査を

何百分の一に相当する金額とする。(選滞金は、一日につき請員金額の五百分の一以下とし、部長が適当に定めること。)

3 前項の規定による選滞金は、收得金額が老円未満であるときは徴收しない。

4 工事を検査した結果、不完全な箇所があつてこれを補修させる場合に、その補修が完成期限後になるときは、甲は前二項の例により選滞金を收得する。

第十一條 左の各号の一に該当するときは、甲は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 甲の承認を得ないで、所定の期限内に起工又は完成しな
- 二 乙が解約を申し出たとき
- 三 故意に工事を粗雑にしたとき
- 四 この契約の履行に関し、乙又はその代理人(下請人は代理人とみなす。)若しくは使用人等に不正の行爲があつたとき、又は甲が行う検査若しくは監督を妨げ又は妨げようとしたとき
- 五 乙が、破産の宣告を受け又は無能力者となり若しくは居所不明となつたとき

は、この工事の既済部分及び現場に搬入した材料に対する代金、工料、人夫賃その他の費用は、工事内訳明細書に記載する単價により算出し、これにより難いものは、別に協議の上定める金額を乙に支拂い、その工事の既済部分及び材料は、甲の收得とする。

3 契約の一部を解除したため、契約保証金の減額を要するときは、甲は、乙の請求によりその相当額を還付する。

第十四條 工事の施行中に、乙が死亡(会社の場合は解散)等した場合において、その承継人からこの契約履行を申し出たときは、甲は、これを適当な者と認めた場合に限り承認する。

2 前項の規定する承継を興えない場合においては、前條第一項の例により、工事の既済部分に対する代金の支拂をする。

第十五條 この契約により、甲において收得する金額があるときは、甲は、乙に支拂う代金と相殺し、又は別に徴收する。

2 前項の規定により、相殺を行つても收得金額に満たないか、又は乙において指定の期限までに納付しないときは、甲は、契約保証金からこれを收得する。但し、契約保証金が、その收得金額に満たないときは、なお別に不足分を追徴する。

第十六條 契約保証金を收得する場合において、その保証金が

六 甲において期限内に工事完成の見込がないと認めるとき
七 井戸の掘抜で、所定の深度に達しても所要の水量がないか又は水質が不良であるとき

2 前項第一号から第四号までの場合においては、甲は、違約金として解約金額(工事内訳明細書に記載する単價により算出する。)の百分の十に相当する金額を收得する。但し、收得金額が老円未満であるときは又は第一号及び第二号の場合において、乙の責に帰し難い事由があるときは、これを徴收しない。

第十二條 前條に規定する場合において、工事の既済部分があるときは、甲は第十三條の例により相当と認める金額を乙に支拂い、その部分の引渡を受ける。

第十三條 甲は、第十一條に定めた場合を除く外、自己の都合に因り、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、乙から三十日以内に請求があるときは、甲は、確証のあるもの限り、解約金額(工事内訳明細書に記載する単價により算出する。)に相当する金額を越えない限度でその損失額を支拂うものとする。

2 前項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除したとき

國債証券であるときは、甲は、適宜の方法によりこれを賣却して、收得する保証金額に充てる。この場合、乙は、異議を主張しない。

第十七條 この工事に使用する工事材料であつて、その入手前に公定價格が設定又は改定された場合は、これに基づいて、この請負金額を更改することができる。

第十八條 第八條第二項の規定による受渡以前に、甲は、他の者に当該建物内又はこれと接触する場所において、機械装置その他の工事を施行させることがある。この場合、乙は、甲の指示に従い、当該施行者と互いに協議し、努めて工事の進行を図るものとする。

2 前項の場合において、乙に工事の施行上不便又は支障をきたすことがあつても、乙は、甲に対し何等の異議を申し出、又は報償を請求することはできない。但し、工事の施行上特別の設備を要する場合においては、甲乙協議するものとする。

第十九條 この工事の施行上、これと接近する土地又は工作物に対して、損害を及ぼす虞があるときは、乙は、あらかじめこれらの権利者と交渉して、自己の費用をもつて必要な保護施設をし、且つ、これに因つて生じた損害があるときは、こ

れを賠償する責に任ずるものとする。

第二十條 この工事が完成したときは、乙は、甲の指揮に従い、
自費をもつて跡掃除等を行う。

第二十一條 この契約により、甲が支拂う請負代金その他の費用に
残位未済の端数を生じたときは、すべて切り捨てる。
右の通り契約し、この証書二通を作り、甲乙各一通を保管す
る。

年 月 日

契約担当官吏 官職 氏 名 ④

請負者 住所 氏 名 ④

備考

實際上必要がない條項は、適宜削除する。

●郵政省廣告取扱規則

昭和二十四年八月二十四日
郵政省令第十一号

郵政省廣告取扱規則

(この規則の適用)

第一條 郵政省設置法第四條第十五号の規定による廣告業務の

地方郵政局、地方貯金局、地方簡易保険局及び郵便局（以下
「廣告取扱機関」という。）がこれを取り扱う。

第五條 廣告の契約は、會計法（昭和二十二年法律第三十五号）
第二十九條本文並びに予算決算及び會計令（昭和二十二年勅
令第六十五号）第七十八條以下の規定に基いて一般競争の
方法によるものとする。但し、廣告の性質、條件等に因つ
て、一般競争の方法により難いときは、會計法第二十九條但
書の規定に基いて、指名競争又は隨意契約の方法によること
ができる。

2 前項但書の規定によつて隨意契約の方法による場合におい
ては、契約の公正を期するため、次の方法によるものとする。

一 廣告取扱機関は、廣告の媒体、場所、大きさ、方法、期
間、廣告料、申込方法、申込の期間その他の必要事項を適
宜の方法で一定の期間公告する。

二 廣告取扱機関は、廣告の申込期間が終つたとき、その期
間内に受け付けた廣告の申込について第三條の規定に違反
しないか、前号の規定により公告した事項に照らして適當
であるか等を調査して廣告の申込に対する諾否を決定し、

取扱は、この規則の定めるところによる。

(廣告の媒体)

第二條 廣告を掲出し、又は掲載する業務施設、業務用品又は
郵便切手帳その他郵便の利用上必要な物（以下「廣告の媒体」
という。）は、國家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）
第十四條第一項の規定に基き、郵政大臣が告示する。

(廣告の制限)

第三條 左の各号の一に該当する廣告は、取り扱わない。

一 公の秩序又は善良の風俗に反するもの

二 法令の規定に違反するもの

三 危険の虞があるもの

四 郵政事業の業務遂行に支障を及ぼすもの

五 郵政事業の信用又は品位を害するもの

六 その他第四條に規定する廣告取扱機関において不適當と
認めらるるもの

(廣告の契約)

第四條 廣告の契約に関する事務は、郵政省設置法第八條第十
二号、第九條第十六号、第十條第二十二号並びに第十二條第
二項及び第三項の規定に基き、郵務局、貯金局、簡易保険局、

その旨を廣告申込者に通知しなければならない。

三 前号の場合において、廣告の申込が受理可能数を超過す
るときは、公正な方法で抽せんにより決定するものとな
る。

第六條 廣告の申込をしようとする者（以下「廣告主」という。）
の資格については、他の法令に特別の規定がある場合の外、
何等の制限を設けない。廣告の取次を營業とする者（以下
「廣告業者」という。）についてもまた同ようである。

2 廣告業者が、廣告主の委託を受けて、自己の名稱をもつ
て、又は代理人として廣告の申込するときは、廣告取扱機関
において一般の廣告主の申込と區別することなく同様の取
扱をするものとする。

(廣告契約の解除)

第七條 次の各号の一に該当するときは、廣告取扱機関は、そ
の廣告の契約を解除することができる。

一 契約保証金を納付することを條件とした場合において、
指定の期間までにこれを納付しないとき

二 廣告料を指定の期日までに納付しないとき

三 廣告主がこの省令の規定に違反する行爲をしたとき

- 四 郵政事業の信用を害する廣告を掲出し、又は掲載したとき
- 五 廣告主が契約に違反する行為をしたとき
- 2 前項第三号、第四号及び第五号の規定により廣告の契約を解除した場合には、既納に係る廣告料の拂もどしはしないものとする。

(廣告の期間)

第八條 廣告を掲出し又は掲載する期間は、一箇年以内とする。但し、廣告の媒体の性質によつて廣告の掲出又は掲載の期間を定め難いものについては、この限りでない。

(廣告料の決定基準)

第九條 廣告料の額は、次の基準によつて廣告の契約ごとに廣告取扱機關がこれを定める。但し、郵政大臣において必要があると認めるときは、標準額を定めてこれを公表することがあるものとする。

- 一 廣告の媒体の使用料に相当する金額及び廣告の取扱のために必要な一切の経費の金額以上であること。
- 二 廣告の媒体、場所、期間、價值及び同種若しくは類似の條件による他の一般廣告についての廣告料を参照すること。

(廣告料の納付)

第十條 廣告料は、その全額を一時に前納するものとする。但し、廣告期間が一箇月以上の長期にわたるものについては、廣告取扱機關の定めるところにより、分割して納付することができる。

(廣告料の拂もどし等)

第十一條 次の各号の一に該当するときは、不可抗力に因る場合の外、廣告取扱機關は、廣告主の請求により、日割計算又は、廣告の媒体の数量のあん分比その他合理的な方法によつて、既納に係る廣告料の一部若しくは全部の拂もどしをし、又は未納の廣告料を免除するものとする。

- 一 廣告の掲出又は掲載をしないとき。但し、廣告主において掲出又は掲載をすべきものとした場合を除く
- 二 郵政事業の業務上の必要に基いて廣告の媒体を撤去し、又は廃止したとき
- 三 郵政省の責に帰すべき事由によつて、掲出され、又は掲載されている廣告を著しく汚損し、又は滅失したとき

附則

この省令は、昭和二十四年八月二十日から適用する。

●郵政省廣告取扱規則第二一條に規定する廣告の媒体

昭和二十四年八月二十四日
郵政省告示第百三十二號

郵政省廣告取扱規則（昭和二十四年郵政省令第十一号）第二一條に規定する廣告の媒体を次のように定める。

廣告の媒体	廣告の場所
郵便切手帳	表紙及び裏表紙の外面及び内面並びに中挟紙
官製封筒	表面の下部及び裏面の一部
郵便摺替貯金用紙その他業務用式紙及び事業周知用印刷物	欄外の余白及び裏面その他指定の場所
局舎	公衆室に限る
工物	掲示板その他指定の場所
郵便差出箱	指定の場所
自動押印機の刻印	郵便はがきの消印箇所

寄

附

寄

附

第九類 寄附

●郵便電信事業及燈標設置ニ關スル金錢物品獻納許可ノ件

明治二十年二月十九日
告示第十七号

郵便電信事業及燈標設置ニ關スル人民金錢物品ノ獻納ハ特ニ之ヲ許可スヘシ

○土地寄附ニ對スル價格ニ關スル件

明治四十四年十二月十五日
逓信管第二七七三号通牒

各逓信管理局長

土地寄附ノ場合ニ於テ之カ價格ノ當否ニ就テハ其都度照復スルカ如キコトアリテ自然處理方遲延スル場合往々有之候處爾今右價格ハ稅務署ニ於テ調査シタル賣買價格又ハ登記所ニ於ケル附近比隣地ノ賣買價格ノ實例ヲ調査スルカ若ハ地方廳ニ評價ヲ依頼シ此等ヲ標準トシテ願書ニ記載セシメラレ度若寄附者申出ノ價格ト調査價格ト著シク異ナル場合ハ之カ事由ヲ調査シ詳細申出ノコトニ致度右依命

一編九類 郵便電信事業等ノ金錢物品獻納許可方

○寄附物件聽許ニ關スル件

大正八年九月三十日
調第一二八八号通牒
逓信局長

現業官署ニ對シ自轉車其ノ他現業運行ニ關スル物件ノ寄附ヲ出願スル者アルトギハ逓信大臣ノ名ヲ以テ所管逓信局長限リ聽許シ得ヘキコトニ決裁セラレ依命
追テ本文寄附ヲ聽許シタル場合ハ其ノ品名數量及用途等報告相成度

保
管
金

保
管
金

第十類 保管金

●保管金規則

明治二十三年一月四日
法律第一一四号

第一條 法律勅令又ハ從來ノ規則ニ據リ政府ニ於テ保管スル公有金私有金ハ左ノ計算法ニ從ヒ滿五年ヲ過キテ拂戻ノ請求ナキトキハ政府ノ所得トス但シ別ニ法律ヲ以テ失權ノ期限ヲ定メタルモノハ各其定ムル所ニ依ル

第一 保管義務解除ノ期アルモノハ其義務ヲ解除シタル翌日ヨリ起算ス

第二 保管義務解除ノ期ナキモノハ保管ノ翌日ヨリ起算ス

第三 訴訟事件ノ爲ニ拂戻ヲ請求スル能ハサル場合ニ於テハ裁判確定ノ翌日ヨリ起算ス

○札幌逓信局照會(昭和六年二月二十三日) 經理局回答(三月二日) 要領

外國電報料豫納金失權期間ハ保管金規則第一條第二號ニ據リ最後ノ受拂ヲ爲シタル日ノ翌日ヨリ起算シ滿五年内ニ拂戻ノ請求ナキトキハ政府ノ所得ニ歸スル義ト了知アリタシ

第二條 保管金ハ法律勅令又ハ從來ノ規則若ハ契約ニ依ルノ外利子ヲ付セス

第三條 保管金ノ證書ハ賣買讓與又ハ書入質入スルコトヲ得ス

一編十類 保管金規則 保管金取扱規程總則

第四條 保管金ノ受渡ニ屬スル證書ハ證券印稅ヲ納ムルニ及ハス

●保管金取扱規程

大正十一年二月一日
大藏省令第五号

保管金取扱規程

第一章 總則

第一條 政府ノ保管ニ係ル現金ハ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依リ之カ受拂保管ヲ爲スヘシ

第二條 取扱官廳ハ保管金ヲ預金部預金取扱規程ノ定ムル所ニ依リ大藏省預金部ニ預入ルヘシ但シ數日内ニ拂渡ヲ爲ス必要アルモノ又ハ特殊ノ事由アルモノニ付テハ其ノ官廳ノ出納官吏ヲシテ之ヲ保管セシムルコトヲ得

第三條 前條ノ規定ニ依リ預入ヲ爲ス取扱官廳ハ所在地日本銀行(本店、支店又ハ代理店ヲ謂フ以下同シ)ヲ以テ其ノ預金取扱店ト爲スヘシ但シ其ノ地ニ日本銀行ナキトキハ最寄ノ日本銀行ヲ以テ其ノ預金取扱店ト爲スコトヲ得

第四條 本令中取扱官廳トアルハ警察法第三十七條ニ規定スル警察署長ヲ含ムモノトス

第四條ノ二 出納官吏事務規程第四十四條乃至第四十六條及第

八十三條ノ規定ハ取扱官廳ノ振出シタル小切手ニシテ其ノ振出日附後一年ヲ経過シタル場合ニ之ヲ準用ス

第二章 保管金ノ提出

第五條 保管金ヲ提出スル者ハ保管金提出書ヲ添へ現金ヲ取扱官廳ニ提出スヘシ

前項ノ場合ニ於テ保管金ヲ提出スル者ハ預金部預金取扱規程第五條ノ規定ニ依リ預金部預金拂込書ヲ添へ豫メ現金ヲ取扱官廳ノ預金取扱店ニ振込ミ預金部預金領收證書ノ交付ヲ受ケ之ニ保管金提出書ヲ添へ取扱官廳ニ提出スルコトヲ得
取扱官廳前二項ノ提出書ノ必要ナシト認メタル場合ニ於テハ之ヲ省略セシムルコトヲ得

第六條 取扱官廳前條ノ規定ニ依リ保管金ノ提出ヲ受ケタルトキハ第一號書式ノ保管金受領證書ヲ提出者ニ交付スヘシ

第三章 保管金ノ拂渡

第七條 保管金ノ拂渡ヲ受クル權利ヲ有スル者ハ保管金拂渡請求書又ハ前條ノ規定ニ依リ交付ヲ受ケタル保管金受領證書ヲ取扱官廳ニ提出シ其ノ拂渡ヲ請求スヘシ
取扱官廳前項ノ請求ヲ受ケタルトキハ請求書又ハ受領證書ニ領收ノ旨ヲ記載セシメ之カ支拂ヲ爲スヘシ

利子ノ支拂ヲ請求スヘキモノトス

前項ノ利子ハ保管金提出ノ月及拂渡ノ月ハ其ノ金額ニ對シテ之ヲ付セス保管金ノ一圓未満ノ端數ニ對シ亦同シ

第十條 前條ノ權利者保管金ノ利子拂渡ヲ請求セムトスルトキハ第三號書式ノ保管金利子請求書ヲ取扱官廳ニ提出スヘシ

第十一條 取扱官廳前條ノ請求ヲ受ケタルトキハ之ヲ調査シ預金部預金取扱規程第十七條ノ規定ニ依リ預金部預金利子支拂請求書ヲ請求者ニ交付シ預金取扱店ヨリ之カ支拂ヲ受ケシムヘシ

第五章 保管金ノ保管替

第十二條 甲官廳ニ保管金ヲ提出シタル者乙官廳ニ保管替ヲ請求セムトスルトキハ第四號書式ノ保管金保管替請求書二通ヲ甲官廳ニ提出スヘシ

第十三條 甲官廳前條ノ請求ヲ受ケタル場合ニ於テ該保管金ニシテ第二條但書ノ規定ニ依リ保管スルモノナルトキハ其ノ請求ヲ拒絶シ、大藏省預金部ニ預入レタルモノニシテ保管替ノ理由アリト認メタルトキハ預金部預金取扱規程第十一條ノ手續ヲ爲シ保管金保管替請求書ノ一通ニ承認ノ旨ヲ記入シ尙有
利子ノモノハ第五號書式ノ保管金利子参考表ヲ添附シ之ヲ乙

前項ノ場合ニ於テ受取人特ニ現金ノ交付ヲ求メタル場合ヲ除クノ外預金部預金ニ預入ヲ爲シタル取扱官廳ハ現金ノ交付ニ代ヘ記名式持參人拂ノ小切手ヲ振出スヘシ

第七條ノ二 削除

第八條 保管金ノ拂渡ヲ受クル權利ヲ有スル者其ノ拂渡ヲ請求セムトスルニ當リ取扱官廳ノ預金取扱店所在地外ノ銀行（日本銀行本店、支店及代理店ヲ含ム）ニ於テ支拂ヲ受ケムトスルトキハ前條ノ請求書又ハ受領證書ニ其ノ旨ヲ附記スヘシ
取扱官廳前項ノ請求ヲ受ケタル場合ニ於テ該保管金ニシテ第二條但書ノ規定ニ依リ保管スルモノナルトキハ其ノ請求ヲ拒絶シ、大藏省預金部ニ預入レタルモノナルトキハ預金部預金取扱規程第十二條ノ手續ヲ爲シ支出官事務規程第四號書式ニ準シタル國庫金送金通知書ヲ請求者ニ交付シ指定ノ銀行（日本銀行本店、支店及代理店ヲ含ム）ヨリ之カ支拂ヲ受ケシムヘシ

第四章 保管金ノ利子拂渡

第九條 保管金ノ利子ノ拂渡ヲ受クル權利ヲ有スル者ハ毎年三月三十一日迄ニ生シタル利子ノ支拂ヲ請求スヘシ但シ保管金額ノ拂渡ヲ受クル權利者ハ其ノ拂渡ヲ受クル時迄ニ生シタル

官廳ニ送付スヘシ

第十四條 乙官廳前條ノ請求書及其ノ預金取扱店ヨリ振替濟通知書ノ送付ヲ受ケタルトキハ保管金受領證書ヲ保管替請求者ニ交付スヘシ

第十五條 前二條ノ規定ハ甲官廳保管金ヲ提出シタル者ノ請求ニ依ラスシテ保管金ヲ乙官廳ニ保管替ヲ爲サムトスル場合ニ於ケル甲官廳及乙官廳ノ取扱手續ニ付之ヲ準用ス但シ此ノ場合ニ於テ甲官廳ハ第十三條ノ規定ニ依リ送付スル保管金保管替請求書ニ代ヘ保管金保管替通知書ヲ乙官廳ニ送付スルモノトス

第六章 政府ノ所得ニ歸シタル保管金

第十六條 保管金規則、遺失物法其ノ他ノ法令ニ定メタル期間ノ経過ニ依リ政府ノ所得ニ歸シタル保管金アルトキハ取扱官廳ハ一年度分ヲ取纏メ第六號書式ノ保管金政府所得調書ヲ調製シ翌年度四月三十日迄ニ之ヲ所管大臣ノ指定スル主務官廳ニ送付スヘシ

第十七條 主務官廳前條ノ調書ヲ受ケタルトキハ之ヲ調査シ取扱官廳毎ニ所得總額ヲ記載金額トセル納入告知書ヲ取扱官廳ニ送付スヘシ

取扱官廳前項ノ納入告知書ヲ受ケタルトキハ歳入所屬ノ當該官廳ヲ振替先トスル國庫金振替書ヲ發シ其ノ拂出科目ニ保管金其ノ受入科目ニ歳入年度、所管及會計名ヲ記載シ之ヲ日本銀行ニ交付シ振替拂込ノ手續ヲ爲サシメ振替濟書ノ交付ヲ受クベシ

第十八條 第十六條ニ規定スルモノヲ除クノ外保管金ニシテ政府ノ所得ニ歸シタルモノアルトキハ取扱官廳ハ前條第二項ノ規定ニ準シ其ノ都度之ヲ歳入ニ納付スルノ手續ヲ爲スヘシ但シ特殊ノ資金ニ組入ヲ要スルモノニ付テハ當該資金ニ組入ノ手續ヲ爲スモノトス

第七章 雜則

第十九條 保管金ヲ提出シタル者其ノ交付ヲ受ケタル保管金受領證書ヲ亡失又ハ毀損シタルトキハ證明請求書ヲ取扱官廳ニ提出シ之カ證明ヲ請求スルコトヲ得

取扱官廳前項ノ請求ヲ受ケ其ノ理由アリト認メタルトキハ之カ證明ヲ爲スヘシ

第二十條 支出官事務規程中國庫金送金通知書ヲ亡失又ハ毀損シタル場合ニ於ケル取扱手續ニ關スル規定ハ本令ニ依ル國庫金送金通知書ヲ亡失又ハ毀損シタル場合ニ之ヲ準用ス

附則

第二十一條 本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
第二十二條 保管物取扱規程及明治三十六年大藏省令第九號ハ之ヲ廢止ス

第二十三條 本令施行前保管物取扱規程ニ依リ金庫ニ寄託シタル保管金ハ本令ニ依リ大藏省預金部ニ預入シタルモノト看做ス

前項ノ場合ニ於テ取扱官廳ハ當該金庫ノ國庫金出納ノ事務ヲ引繼キタル日本銀行ヲ其ノ預金取扱店ト爲スヘシ

第二十四條 前條ノ保管金ノ拂渡、他店拂、保管替、歳入納付、

特殊資金ニ組入又ハ満期失効年月日ノ變更ニ關スル通知ノ手續ニ付テハ從前ノ規定ニ依ル但シ金庫ニ於テ領收證書ヲ發行

シタル保管金ニ付テハ第七條、第八條、第十二條乃至第十五條及第十八條ノ手續ヲ爲スモノトス

前項但書ノ場合ニ於テ取扱官廳ハ其ノ振出ス小切手ニ金庫ノ發行シタル領收證書ノ年月日及番號ヲ附記スヘシ

附則 (昭和二十二年九月二十七日)

(大藏省令第九十七號)

この省令は、昭和二十二年十一月一日からこれを施行する。取扱官廳は、第二號書式ノ國庫金送金通知書に代え、當分の間從前ノ書式による保管金支拂通知書を使用することが出来る。

第一號書式 保管金受領證書 (用紙寸法) (半紙判半載)

保管金受領證書

第 號 金

保管ノ事由

上記金額領收候也

年 月 日

某廳取扱主任官官氏名固

何 某 宛

上記金額領收候也

年 月 日

住 所

氏 名 〇

某廳取扱主任官宛

備考

一 本書ハ之ヲ綴書トスルコトヲ得

二 受取人本書ヲ以テ保管金ノ拂渡ヲ請求シタルトキハ式ノ如ク領收ノ旨ヲ記入スヘシ

第二號書式 保管金支拂通知書 (用紙寸法 半紙判半載)

領收證		保管金支拂通知書	
保管金受領證書日附番號			
満期失効年月日			
小切手振出日附			
小切手ヲ宛テタル店名			
前記ノ金額領收候也		前記ノ金額日本銀行(何店)ニ於テ受領セラルヘシ	
何		年 月 日	
某		某廳取扱主任官官氏名印	
宛		金	
氏		住所	
名印		氏 名印	

- (注意) 受取人ハ裏面ノ注意事項ヲ熟覽スヘシ
- 備考
- 一 用紙ハ印刷局若ハ永久保存ニ耐フル用紙ヲ用ウヘシ
 - 二 官廳又ハ公共團體等ノ收入ト爲ルヘキモノハ宛名ニ官廳名又ハ公共團體名ヲ記入シ發行スヘシ
 - 三 領收證ニ收入印紙ノ貼用ヲ要スルモノハ其ノ貼用場所ニ「要印紙」ノ印ヲ押捺スヘシ

(注意事項)

- 一 受取人ハ表面領收證ノ部ニ年月日及住所ヲ記入シ記名捺印スヘシ但シ官公吏ニ在リテハ官廳名又ハ公共團體名等ヲ肩書シ官職名ヲ記シ記名捺印スヘシ
- 二 受取人ノ印章ハ請求書ニ押捺シタルモノト同一ノモノニ限ル
- 三 受取人カ代理人ヲ以テ支拂ノ請求ヲ爲サムトスルトキハ本書別込ノ委任狀ニ相當ノ事項ヲ記入スルカ又ハ別ニ委任狀ヲ差出スヘシ
- 四 代理人カ支拂ヲ受クル場合ニ於テハ表面領收證ノ部ニ代理人タルノ肩書ヲ附スヘシ
- 五 受領金額五圓以上ノモノハ規定ノ收入印紙ヲ貼付消印スヘシ但シ營業ニ關セサルモノハ此ノ限ニ在ラス
- 六 小切手振出ノ日附ヨリ一年ヲ過クルトキハ日本銀行ハ本書ニ對シ之カ支拂ヲ爲ササルモノトス
- 七 本書ヲ亡失シタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ支拂ヲ受クヘキ日本銀行ニ通知シ支拂ノ停止ヲ請求スヘシ

表面金額ノ受取方ヲ

委任狀

ニ委任致候也

收入印紙

年 月 日

住所

氏 名印

第三號書式 保管金利子請求書 (用紙寸法 半紙判半載)

保管金利子請求書

某廳取扱主任官宛

年 月 日 第 號 保管金

ニ對スル利子支拂相成度及請求候也

住所 氏 名印

住所 氏 名印

金

保管金 ニ對スル

右支拂フヘキコトヲ證明ス

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

日本銀行(何店)宛

前記金額領收候也

日本銀行(何店)宛

日本銀行(何店)宛

某廳取扱主任官官氏名印

住所 氏 名印

住所 氏 名印

保管金利子参考表				
摘 要	受	拂	残	

某廳取扱主任官 官 氏 名 印

備考 摘要ノ欄ニハ前年度ヨリ越及月別ヲ記入スヘシ

第五號書式 保管金利子参考表(用紙寸法半紙判半裁)

保管金政府所得調書						
第 號		年度分				
受年	入月	日	保管金受領證書番號	保 管 ノ 事 由	満期失効年月日	金 額

某廳取扱主任官 官 氏 名 印

第六號書式 保管金政府所得調書(用紙寸法美濃判半裁)

第四號書式 保管金保管替請求書(用紙寸法半紙判半裁)

保管金保管替請求書

金

保管金受領書日附番號

保管スヘキ法令ノ條項

保管ノ事由

新取扱官廳名

上記ノ通保管替相成度候也

年 月 日

住 所

氏 名 印

某廳取扱主任官宛

本書保管替ノ申出ヲ承認候間貴廳ノ保管金トシテ取扱相成度候也

但シ別紙保管金利子参考表ヲ添附ス(利付ノ分ニ限り此ノ但書ヲ記入スルコト)

年 月 日

某廳取扱主任官官氏名印

某 廳 宛

備 考 本書ハ之ヲ縦書トスルコトヲ得

○保管金支拂ノ爲振出シタル小切手ヲ受取人ニ於テ喪失セシ場合等ノ取扱方ニ關スル件

司法大臣官房會計課長照會(大正十二年十月二十二日)

保管金支拂ノ爲振出シタル小切手ヲ受取人ニ於テ喪失セシ等左記事項ニ關シ至急取扱方垂示相成度

- 一 小切手振出日付後一年ヲ經過セシ分ト然ラサル分トヲ問ハス機失其ノ他喪失、毀損セシ分ニ付テハ債主ハ如何ナル方法ニ依リ現金支拂ヲ受テ得ヘキヤ
- 二 喪失等ニ因リ公示催告、除權判決アリタル分ニ付テ同上
- 三 現實所持スル小切手ニシテ漫然一年ヲ經過シタル後ノ分ニ付テ同上
- 四 前各號ノ小切手ニシテ保管金規則第一條ニ依ル五年ノ期間ノ經過セサル中ハ何時ニテモ現金支拂ヲ受テ得ラルルヤ
- 五 前各號ノ分ハ前キニ債權者ニ對シ小切手ヲ振出ス場合現金出納簿ノ拂ニ立テアルニ付若シ一年經過ノ事由ニ依リ一旦歳入ニ編入スヘキモノト假定セハ帳簿上ノ整理其ノ後現金支拂ヲ受テ場合ノ記載ノ要否及歳入科目ヲ指定セラレ度

大藏省主計、理財局長回答(大正十三年七月二十四日)

右ハ左記ノ通御承知相成度此段及御回答候也

- 一 小切手振出後其ノ小切手カ機失、紛失其ノ他喪失毀損セシトキハ民法施行法第五十七條及民事訴訟法第七十七條以下ニ規定スル公示催告ノ手續ニ依リ當該小切手ヲ無効トスル除權判決ヲ示シタルモノナリ

〔註〕 本件ハ大正十一年二月大藏省令第五號保管金取扱規程ニ依リ預金部ニ預入シタル保管金拂渡ノ爲振出ス小切手ニ關スル取扱ヲ示シタルモノナリ

○保管金隔地者拂ノ場合其ノ小切手振出日附ヨリ一年ヲ經過シタル爲該資金ヲ預金ニ受戻方ノ件

司法大臣官房會計課長照會(大正十四年四月二十四日)

保管金取扱規程第八條ニ依リ保管金支拂通知書ヲ交付シタル場合ニ於テ其ノ小切手振出日附ヨリ一年ヲ經過シタル爲該資金ヲ歳入ニ納付スル場合ノ手續ニ付テハ本年二月四日藏計第四八號大藏大臣通牒(四七一頁参照)ノ次第モ有之候處右金額ヲ一旦取扱預金ニ受戻ヲ要スヘキニ付之カ手續及之ニ對スル現金出納簿ノ記載方至急御指示相成度候

大藏省主計、理財局長回答(六月四日)

右ハ小切手ヲ交付シタル當該日本銀行ニ對シ當該資金ヲ預金ニ戻入方請求シ日本銀行ノ戻入濟通知ヲ受ケタル後保管金取扱規程第七條ノ二ノ規程ニ依リ小切手ヲ振出スコトニ致度仍右ノ場合現金出納簿ノ記載方ニ付テハ本年七月藏第九二七八號第五項通牒ノ通御處理相成度此段及回答候也

〔註〕 本件ハ本年八月二十八日公報掲載ノモノト關聯ス

一編十類 入札又ハ契約保証金以外ノ担保現金等取扱方 預金部預金法

決ヲ受ケ其ノ小切手振出日附後未タ一年ヲ經過セサル場合ニ在リテハ小切手ノ支拂店ニ其ノ判決原本ヲ提示シ現金ノ支拂ヲ求ムルコトヲ得ヘク若シ又振出日附後一年ヲ經過シタル場合ニ在リテハ小切手ヲ振出シタル當該官廳ニ對シ償還ノ請求ヲ爲シ得ヘシ

- 二 前項ニ依ル
 - 三 償還請求ニ必要ナル書類ヲ提出セシメ審査ノ上更ニ償還金トシテ之カ支拂ヲ受テ得ヘシ
 - 四 保管金規則第一條ニ所謂「五年」ノ時効ハ保管金支拂請求權行使ノ期間ニシテ此期間内ニ於ケル其ノ請求ニ對シ現金ニ代ヘ小切手ヲ振出シタル場合ニ於テハ從來ノ保管金支拂義務ハ既ニ消滅シ爾後ハ單ニ小切手上ノ債務ヲ負擔スルニ過キサル次第ナレハ其ノ振出日附ヨリ一年ヲ經過シタルモノニ付テハ償還請求權ヲ行使シテ之カ支拂ヲ受テ得ルノ外ナキモノトス
 - 五 小切手振出日附後一年ヲ經過シタルモノニ付テハ之ヲ歳入ニ編入シ償還ノ請求アリタル場合ニ於テハ償還金ヨリ支出スルノ取扱ヲ採リ度保管金取扱規定改正方手續中ナリ
- 右ノ場合現金出納簿摘要欄ニ「何年何月何日何某渡小切手一年經過ノ爲減」トシ拂預金額ニ當該金額ヲ朱書シ同時ニ摘要欄ニ「同上事由ニ依リ歳入納付ノ爲拂」トシ拂預金額ニ當該金額ヲ朱書スルモノトス
- 小切手振出日附後一年ヲ經過セルモノヲ歳入ニ編入スル場合ニ於ケル歳入科目ハ雜收入(款)雜入(項)小切手支拂未濟金收入(目)トス

○入札又ハ契約保証金以外ノ擔保トシテ現金又ハ國債ヲ提供セシムル場合ニ於ケル取扱ニ關スル件

大正十三年三月二十三日 公達第二百四十五號

通信部内一般

入札又ハ契約保証金以外ノ擔保トシテ現金又ハ國債ヲ提供セシムル場合ニ於ケル取扱方ニ付テハ特ニ指定スルモノヲ除クノ外契約保証金トシテ現金又ハ國債ヲ提供セシムル場合ニ於ケル取扱ノ例ニ依ル

本公達ハ來四月一日ヨリ之ヲ施行ス

●預金部預金法

大正十四年三月三十日 法律第二十五號

預金部預金法

- 第一條 法律勅令ニ依リ大藏省預金部ニ預入ルル現金ハ預金部預金トシ大藏大臣之ヲ管理ス
- 第二條 郵便貯金又ハ郵便振替貯金トシテ受入レタル現金ハ之ヲ大藏省預金部ニ預入レ其ノ利子ヲ以テ貯金利子ノ支拂ニ充ツヘシ
- 第三條 預金部預金ノ種類、利子及取扱ニ關シテハ大藏大臣之

ヲ定ム

第四條 預金部預金並大藏省預金部特別會計ノ積立金及支拂上ノ餘裕金ハ之ヲ預金部資金トシ預金部資金運用審議會ニ諮問シ有利且確實ナル方法ヲ以テ國家公共ノ利益ノ爲ニ之ヲ運用スヘシ

預金部資金運用審議會ノ組織權限及預金部資金ノ運用ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 預金部資金ノ運用ニ關スル事務ハ大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ日本銀行ヲシテ之ヲ取扱ハシム

附則

本法ハ大正十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

預金規則、明治二十三年法律第七十五號及明治三十九年勅令第二百一十一號ハ之ヲ廢止ス

本法施行前大藏省預金部ニ於テ受入レタル預金ハ之ヲ預金部預金トス

預金規則第一條第三號ノ規定ニ依ル預金及其ノ預金ヲ以テ購入保管シタル國債證券並明治三十九年勅令第二百一十一號ニ依ル預金及預託ノ國債證券ニシテ本法施行ノ際現ニ存スルモノニ付本法施行後三月内ニ預ケ人ノカ拂戻ノ請求ヲ爲ササルトキハ命令

第二章 預金ノ種類

第三條ノ二 預金部預金中預金部預金法第二條ノ規定ニ依ル預金及會計規則第二百一十一條ノ規定ニ依ル預金(特殊財産資金特別會計法第十四條ノ規定ニ依ル保管金ノ預金ヲ除ク)以外ノモノハ之ヲ普通預金及定期預金ノ二種トス

第三條ノ三 普通預金ハ預ケ人ノ請求アルトキハ何時ニテモ之カ拂戻ヲ爲スモノトス

定期預金ハ預入ノ日ヨリ六月以上ノ約定期間内ニカ拂戻ヲ爲ササルモノトス但シ約定期間内ト雖預ケ人ノ要求アルトキハ事情ニ依リ其ノ全部又ハ一部ノ拂戻ヲ爲スコトヲ得

第三章 預金ノ拂込

第四條 預ケ人預金ノ拂込ヲ爲サルトキハ定期預金又ハ其ノ他ノ預金ナルコトヲ記載シタル第一號書式ノ預金部預金拂込書ヲ添ヘ現金ヲ日本銀行ニ拂込ミ預金部預金領收證書ノ交付ヲ受クヘシ

前項ノ場合ニ於テ預ケ人支出官事務規程第七號書式ニ依ル國庫金振替書(以下國庫金振替書ト謂フ)ニ依リ振替拂込ヲ爲シタルトキハ日本銀行ヨリ振替濟書ノ交付ヲ受クヘシ

定期預金以外ノ預金預ケ人ハ預金ノ拂戻ニ使用スル小切手用

一編十類 預金部預金取扱規程 預金ノ種類 預金ノ拂込

ノ定ムル所ニ依リ預金ハ之ヲ郵便貯金ニ振替ヘ國債證券ハ之ヲ郵便貯金法第九條ノ規定ニ依リ購入シタルモノト看做シテ保管ス

◎預金部預金取扱規程

大正十一年二月一日
大藏省令第六号

預金部預金取扱規程

第一章 總則

第一條 預金部預金及預金購入有價證券ハ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依リ之カ受拂ヲ爲スヘシ

第二條 預ケ人ハ左ノ者ヲ擔當者ト爲シ其ノ資格、氏名及住所ヲ日本銀行(本店、支店又ハ代理店ヲ謂フ以下同シ)ニ届出ツヘシ

一、官廳ニ係ルモノハ當該官廳ニ於ケル取扱主任
二、法人ニ係ルモノハ其ノ理事者

預金部預金及購入有價證券ノ受拂ニ關シ預ケ人ヨリ提出スル書類ハ擔當者之ニ記名捺印スヘシ

第三條 前條ノ擔當者ハ照較ノ用ニ供スル爲其ノ印鑑ヲ日本銀行ニ提出スヘシ

紙又ハ國庫金振替書用紙ノ交付ヲ受クヘシ

第五條 預ケ人保管金ノ取扱官廳ナル場合ニ於テハ保管金ヲ提出スヘキ者ヲシテ第二號書式ノ預金部預金振込書ヲ添ヘ現金ヲ日本銀行ニ於ケル預ケ人ノ預金ニ振込マシムコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ振込ヲ爲サシメタル場合ニ於テハ振込人ヲシテ日本銀行ヨリ預金部預金領收證書ノ交付ヲ受ケシムヘシ

第六條 削除

第七條 預金部預金法第二條ノ規定ニ依ル預金ノ預ケ人ハ其ノ預金ヲ以テ購入保管ニ係ル有價證券ノ利子支拂期到來シタルモノアルトキハ第三號書式ノ有價證券利子預金組入請求書ニ、其ノ償還ヲ受クヘキモノアルトキハ第四號書式ノ有價證券償還金預金組入請求書ニ受領ノ旨ヲ記入シ當該有價證券ノ記番號内譯表ヲ添附シテ之ヲ日本銀行ニ提出シ預金組入金額ノ預金領收證書ノ交付ヲ受クヘシ但シ有價證券國債證券ナル場合ニ於テハ記番號内譯表ノ添附ヲ省略スルコトヲ得

第八條 預ケ人保管金ノ取扱官廳ナル場合ニ於テ日本銀行政府有價證券取扱規程第十二條ノ規定ニ依リ遺失物法ニ依ル政府保管有價證券ノ元利金受入ノ通知書ヲ受ケタルトキハ之ニ受領ノ旨ヲ記入シテ日本銀行ニ提出シ預金部預金領收證書ノ交

付ヲ受クヘシ

第八條ノ二 預ケ人定期預金ノ更新ヲ爲サムトスルトキハ其ノ期限到來ノ日迄ニ第四號ノ二書式ノ預金部定期預金更新通知書ヲ日本銀行ニ提出スヘシ

預ケ人前項ノ手續ヲ爲ササルトキハ定期預金ノ期限到來ノ日ヨリ普通預金ニ預入替ヲ爲シタルモノト看做ス

第四章 預金ノ拂戻

第九條 預ケ人預金ノ拂戻ヲ受ケムトスルトキハ定期預金ニ在リテハ第五號書式ノ預金部預金拂戻請求書ヲ日本銀行ニ提出シ其ノ他ノ預金ニ在リテハ記名式持參人拂ノ小切手ヲ振出スヘシ

前項ノ場合ニ於テ預金部預金法第二條ノ規定ニ依ル預金ノ預ケ人預金ノ拂戻ヲ受ケテ之ヲ郵政省貯金局出納官吏ノ預託金ニ振替拂込ヲ爲サムトスルトキハ國庫金振替書ヲ發行スヘシ

第十條 削除

第十一條 預ケ人保管金ノ取扱官廳ナル場合ニ於テ保管金取扱規程第十三條又ハ第十五條ノ規定ニ依リ保管替ヲ爲サムトスルトキハ國庫金振替書ヲ發行シ其ノ振替先ニハ保管替ヲ受クル官廳ヲ其ノ拂出及受入科目ニハ保管金ト記載シ之ヲ日本銀

行ニ交付スヘシ

第十二條 預ケ人保管金ノ取扱官廳又ハ司法事務局ナル場合ニ於テ保管金取扱規程第八條又ハ供託物取扱規則第八條ノ規定ニ依リ日本銀行ヲシテ保管金又ハ供託金ノ他店拂ヲ爲サシメムトスルトキハ他店拂ヲ爲スヘキ金額ヲ券面金額トスル小切手ノ表面餘白ニ「要送金」ノ印ヲ押シ支出官事務規程第二號書式ニ準シタル國庫金送金請求書ヲ添附シ之ヲ日本銀行ニ交付シ領收證書ノ交付ヲ受クヘシ

第五章 預金ノ利子

第十二條ノ二 普通預金及定期預金ニ對シテハ左ノ區分ニ依リ利子ヲ付スヘシ但シ一圓未満ノ端數ニ對シテハ利子ヲ付セス

- 一 普通預金
 - (イ) 法律勅令ニ依リ現金ノ預入ヲ大藏省預金部ノミニ限定セラレタル資金ニ屬スル預金ハ日歩三厘
 - (ロ) 其ノ他ノ預金ハ日歩二厘
- 二 定期預金
 - (イ) 保険料又ハ掛金ノ計算ノ基礎ニ付年三分五厘以上ノ豫定利率ノ定メアル保險又ハ年金ニ關スル特別會計ノ預金ハ年三分五厘

(ロ) 法律勅令ニ依リ現金ノ預入ヲ大藏省預金部ノミニ限定セラレタル資金ニ屬スル預金(イ)ニ該當スルモノヲ除ク) 年三分

(ハ) 其ノ他ノ預金ハ年二分五厘
前項ノ利子ハ定期預金ニシテ其ノ期限カ滿六月又ハ其ノ倍數ナルモノヲ除キ拂込ノ翌日ヨリ拂戻ノ日迄日割ヲ以テ計算ス
第三條ノ三第二項但書ノ規定ニ依リ拂戻ヲ爲シタル定期預金ノ額ニ對シテハ利子ヲ付セス但シ事情ニ依リ普通預金ニ付スヘキ利子ト同額以下ノ利子ヲ付スルコトヲ得

第十三條 普通預金ノ利子ハ毎年三月三十一日ヲ期トシテ計算シ之ヲ其ノ元金ニ組入ルルモノトス但シ預金金額ノ拂戻ニ係ル利子ハ預金ノ拂戻ヲ爲ストキ計算シ之ヲ其ノ元金ニ組入ルモノトス

第十三條ノ二 預ケ人定期預金ノ利子ノ支拂ヲ受ケムトスルトキハ定期預金期限到來ノ日ニ於テ第六號ノ二書式ノ預金部預金利子支拂請求書ヲ日本銀行ニ提出スヘシ

預ケ人前項ノ手續ヲ爲ササルトキハ前項ノ利子ハ期限到來ノ日ニ普通預金トシテ拂込マレタルモノト看做ス

第十四條 削除

行ニ交付スヘシ

第十二條 預ケ人保管金ノ取扱官廳又ハ司法事務局ナル場合ニ於テ保管金取扱規程第八條又ハ供託物取扱規則第八條ノ規定ニ依リ日本銀行ヲシテ保管金又ハ供託金ノ他店拂ヲ爲サシメムトスルトキハ他店拂ヲ爲スヘキ金額ヲ券面金額トスル小切手ノ表面餘白ニ「要送金」ノ印ヲ押シ支出官事務規程第二號書式ニ準シタル國庫金送金請求書ヲ添附シ之ヲ日本銀行ニ交付シ領收證書ノ交付ヲ受クヘシ

第五章 預金ノ利子

第十二條ノ二 普通預金及定期預金ニ對シテハ左ノ區分ニ依リ利子ヲ付スヘシ但シ一圓未満ノ端數ニ對シテハ利子ヲ付セス

第六章 預金購入有價証券

第十八條 預金部預金法第二條ノ規定ニ依ル預金ノ預ケ人預金ヲ以テ有價證券ノ購入ヲ要求セムトスルトキハ第十號書式ノ

有價證券購入請求書ヲ大藏省銀行局ニ提出スヘシ

第十九條 大藏省銀行局前條ノ請求書ヲ受ケタルトキハ該請求書ニ記載ノ購入日附ニ於ケル時價ヲ以テ日本銀行本店ヲシテ指定ノ有價證券ヲ購入セシムヘシ

第二十條 削除

第二十一條 大藏省銀行局日本銀行本店ヨリ購入有價證券ノ額面金額及購入代價ノ通知ヲ受ケタルトキハ國庫金振替書ヲ發行シ之ヲ日本銀行ニ交付シ第十一號書式ノ有價證券購入濟通知書ヲ日本銀行ヲ經テ預ケ人ニ送付スヘシ

第二十二條 預ケ人前條ノ通知書ヲ受ケタルトキハ該通知書ノ裏面ニ有價證券購入代價ニ相當スル金額ノ預金ヲ領收セル旨ヲ記入シ之ヲ日本銀行ニ提出シ預金購入有價證券保管通知書ノ交付ヲ受クヘシ

第二十三條 預ケ人預金購入有價證券ノ拂戻ヲ受ケムトスルトキハ第十二號書式ノ預金購入有價證券拂戻請求書ニ當該有價證券ノ記番號内譯表ヲ添附シ之ヲ日本銀行ニ提出スヘシ但シ有價證券カ國債證券ナル場合ニ於テハ記番號内譯表ノ添附ヲ省略スルコトヲ得

第二十四條 預ケ人日本銀行ヨリ預金購入有價證券ノ拂戻ヲ受

第二十七條 預ケ人預金部預金領收證書又ハ預金購入有價證券保管通知書ヲ亡失又ハ毀損シタルトキハ證明請求書ヲ日本銀行ニ提出シ之カ證明ヲ請求スルコトヲ得第五條第二項ノ振込人預金部預金領收證書ヲ亡失又ハ毀損シタルトキ亦同シ

第二十八條 第二十五條ノ規定ニ依リ預ケ人又ハ大藏大臣ノ指定シタル官吏預金部預金月計突合表又ハ預金部受拂計算表ニ證明ヲ爲シタル後其ノ證明ニ付誤謬アルコトヲ發見シタルトキハ其ノ事由ヲ記載シテ證明ヲ爲シ之ヲ日本銀行統轄店ニ送付スヘシ

前項ノ規定ニ依リ統轄店ニ送付スル場合ニ於テハ預金取扱店ヲ經由スヘシ

第二十九條 削除

第三十條 預金部預金法第二條ノ規定ニ依リ預ケ人ハ日本銀行ヨリ預金購入有價證券保管帳ノ交付ヲ受ケ隨時之ヲ日本銀行ニ提出シ預金購入有價證券ノ受拂額ノ記入ヲ受クヘシ

附則

第三十一條 本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三十二條 預金取扱規程ハ之ヲ廢止ス

第三十三條 本令施行前大藏省預金部ニ預入ヲ爲シタル預ケ人

一編十類 預金部預金取扱規程 附則

ケタルトキハ第十三號書式ノ預金購入有價證券受領證書ヲ日本銀行ニ提出スヘシ

第七章 證明

第二十五條 預ケ人官廳ナル場合ニ於テ日本銀行統轄店ヨリ支拂濟小切手ノ番號ヲ記載シタル書類ヲ添へ預金部預金月計突合表ノ送付ヲ受ケタルトキハ之ヲ調査シ證明ノ上五日以内ニ之ヲ日本銀行ニ返付スヘシ但シ相違アル點ニ付テハ其ノ事由ヲ附記スルモノトス

前項ノ規定ニ依リ統轄店ニ返付スル場合ニ於テハ預金取扱店ヲ經由スヘシ

第一項ノ規定ハ大藏大臣ノ指定シタル官吏統轄店ヨリ預金部受拂計算表ノ送付ヲ受ケタル場合ニ之ヲ準用ス

第八章 雜則

第二十六條 日本銀行甲店ヲ預金取扱店トスル預ケ人日本銀行乙店ヲ預金取扱店ニ變更セムトスルトキハ第十四號書式ノ預金取扱店變更申込書ヲ日本銀行甲店ニ提出シ預金部預金現在額證明書ノ交付ヲ受クヘシ

預ケ人ハ前項ノ證明書ヲ日本銀行乙店ニ提出シ承認ノ旨ノ記入ヲ受クヘシ

ハ從前ノ規定ニ依ル總代人、擔當者又ハ取扱主任官ヲ以テ本令ニ規定スル擔當者ト爲シタルモノト看做ス

保管金取扱規程第二十三條ノ規定ニ依リ預金部預金ノ預ケ人ハ保管物取扱規程ニ依リ取扱主任官ヲ以テ本令ニ規定スル擔當者ト爲シタルモノト看做ス

第三十四條 本令施行前預ケ人カ金庫ヨリ交付ヲ受ケタル預金通帳ハ本令ニ依リ日本銀行ヨリ交付ヲ受ケタル預金部預金通帳ト看做ス

附則 (大正十四年四月一日 大藏省令第五號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
預金部預金法附則第四項ニ規定スル預金及國債證券ニシテ本令施行後三月内ニ受拂ヲ爲スモノニ付テハ從前ノ規定ニ依ル

附則 (大正十五年三月二十九日 大藏省令第九號)

本令ハ大正十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
預金部預金法第二條ノ規定ニ依リ預金及會計規則第二百一十一條ノ規定ニ依リ預金以外ノ預金ニシテ本令施行前預入ニ係ルモノニ付テハ其ノ預ケ人ハ本令施行後一月内ニ預金ノ種類ヲ定メ之ヲ日本銀行ニ通知スルコトヲ要ス

預ケ人前項ノ通知ヲ爲シタルトキハ本令施行ノ日ニ於テ當該預金ニ預入替ヲ爲シタルモノト看做シ其ノ通知ヲ爲ササルトキハ本令施行ノ日ニ於テ普通預金ニ預入替ヲ爲シタルモノト看做ス
大正九年九月大藏省告示第百六十五號ハ之ヲ廢止ス

附則(昭和七年九月二十九日
大藏省令第二十二號)

本令ハ昭和七年十月一日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行前ニ預入シタル定期預金ニ付テハ該預金ノ期限到來ノ日迄從前ノ利率ニ依ル

附則(昭和十一年六月五日
大藏省令第十九號)

本令ハ昭和十一年七月一日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行前ニ預入シタル定期預金ニ付テハ該預金ノ期限到來ノ日迄從前ノ利率ニ依ル

預金部預金拂込書

第 號

金

預金種別

期限 年 月 日

預入根據法令

上記金額拂込候也

年 月 日

某職取扱主任官官氏名(又ハ何々理事者) 謹
(住所 氏名)

日本銀行(何店)宛

備考 1 預金種別欄ニハ普通預金、定期預金等ノ別ヲ記載スヘシ
2 定期預金以外ノモノニアリテハ期限欄ノ記載ヲ要セス

第二號書式 預金部預金拂込書(用紙寸法
半紙判半截)

預金部預金拂込書

金

某職ノ保管金トシテ上記金額拂込候也

年 月 日

住所

氏 名 謹

日本銀行(何店)宛

第三號書式 有價證券利子預金組入請求書(用紙寸法
半紙判半截)

有價證券利子預金組入請求書

金 内譯下記ノ通

上記利子金額受領ノ上郵便貯金ニ保入預金ニ元加相成度候也

年 月 日

郵政省貯金局長 氏 名 謹

日本銀行宛

證券種別	券面額	利子額	内 譯				
			所得稅賦課		同 免 除		
			券面額	利子額	所得額	券面額	利子額

預金部定期預金更新通知書

金
 預入年月日 年 月 日
 期限 年 月 日
 預入根據法令
 上記預金期限到來後引續キ
 年 月 日迄
 預入繼續可致候也
 年 月 日
 某廳取扱主任官官氏名 (又ハ何々理事者) 印
 (住所氏名)
 日本銀行(何店)宛

第四號書式附屬 削除
 第四號ノ二書式 預金部定期預金更新通知書(用紙寸法半紙判半截)

預金部預金拂戻請求書

金
 預入年月日 定期預金
 年 月 日
 期限 年 月 日
 預入根據法令
 年 月 日
 上記金額拂戻相成度候也
 某廳取扱主任官官氏名 (又ハ何々理事者) 印
 (住所氏名)
 日本銀行(何店)宛
 上記金額領收候也
 年 月 日
 某廳取扱主任官官氏名 (又ハ何々理事者) 印
 (住所氏名)
 日本銀行(何店)宛

第五號書式 預金部預金拂戻請求書(用紙寸法半紙判半截)

所得稅免除證券利子證明書

金		利子金額	
内 譯			
證券種別	記番號及回数別	券面額	利子額

上記證券ハ所得稅ヲ免除スヘキ所有者ノ分ナルコトヲ證明ス
 年 月 日
 郵政省貯金局長 氏 名 印

第三號書式附屬 所得稅免除證券利子證明書(用紙寸法半紙判半截)

有價證券償還金預金組入請求書

金 證券何枚
 内譯下記ノ通
 上記償還金額受領ノ上郵便貯金ニ保ル預金ニ組入相成度候也
 年 月 日
 郵政省貯金局長 氏 名 印
 日本銀行宛
 内 譯 (證券記號番號ハ別紙番號内譯表ノ通)

證券種別	券面、記號及回数別	枚數	券面額	割増金	月利	割子	受領高

第四號書式 有價證券償還金預金組入請求書(用紙寸法半紙判半截)

一編十類 預金部預金取扱規程 第六号ノ二書式 第七号書式

第六號書式附屬 削除
第六號ノ二書式 預金部預金利子支拂請求書(用紙寸法半紙判半截)

預金部預金利子支拂請求書

金 定期預金利子
 預入年月日 年 月 日
 期限 年 月 日
 預入根據法令
 上記金額支拂相成度候也
 年 月 日
 某廳取扱主任官 官 氏 名 (又ハ何々理事者) 印
 (住所氏名)
 日本銀行(何店)宛

上記金額領收候也
 年 月 日
 某廳取扱主任官 官 氏 名 (又ハ何々理事者) 印
 (住所氏名)
 日本銀行(何店)宛

第七號書式 預金部預金利子元加請求書(用紙寸法半紙判半截)

七九四

預金部預金利子元加請求書

金
 上記金額郵便貯金ノ利子元加ヲ要スルモノニ付預金ニ元加ノ手續相成度候也
 年 月 日
 郵政省貯金局長 氏 名 印
 大蔵省銀行局長宛

上記金額元加ヲ要ス
 年 月 日
 大蔵省銀行局長 氏 名 印
 日本銀行宛

第八號書式 預金部預金利子支拂請求書(用紙寸法半紙判半截)

預金部預金利子支拂請求書

金
 上記金額郵便貯金ノ利子支拂ヲ要スルモノニ付支拂ノ手續相成度候也
 年 月 日
 郵政省貯金局長 氏 名 印
 大蔵省銀行局長宛

上記金額支拂ヲ要ス
 年 月 日
 大蔵省銀行局長 氏 名 印
 日本銀行宛

上記金額領收候也
 年 月 日
 郵政省貯金局長 氏 名 印
 日本銀行宛

第九號書式 預金部預金利子支拂請求書(用紙寸法半紙判半截)

七九五

預金部預金利子支拂請求書

金 保管金(又ハ供託金)利子
 上記金額支拂相成度候也
 年 月 日
 某廳(又ハ某司法事務局)取扱主任官官氏名印
 日本銀行(何店)宛

上記金額領收候也
 年 月 日
 住 所
 氏 名 印
 日本銀行(何店)宛

一編十類 預金部預金取扱規程 第八号書式 第九号書式

有價證券購入請求書

下記證券 月 日ノ時價ヲ以テ購入保管相成度候也

年 月 日

郵政省貯金局長 氏 名 印

大藏省銀行局長宛

證券種類	券面額	券面別	枚 數	見込相場額	備 考

裏 面

表簿ノ通大藏省ニリ通知シ受ケ機ニ付預金部預金帳及預金購入有價證券保管帳差出機同購入代價及有價證券ノ記入相成度候也
 郵政省貯金局長 氏 名 印
 年 月 日
 日本銀行 宛

第 一 號 有價證券購入済通知書 (郵便貯金)
 證券種類 券面別 購入代金

第 二 號 有價證券購入済通知書 (郵便貯金)
 證券種類 券面別 購入代金
 上記證券購入済ニ付通知ス
 年 月 日
 大藏省銀行局長 氏 名 印
 日本銀行 宛

第 三 號 有價證券購入済通知書 (郵便貯金)
 證券種類 券面別 購入代金
 上記證券購入済ニ付通知ス
 年 月 日
 大藏省銀行局長 氏 名 印
 貯金局長 宛

第 四 號 有價證券購入済通知書 (郵便貯金)
 證券種類 券面別 購入代金
 貯金局長 氏 名 印
 年 月 日
 大藏省銀行局長 氏 名 印
 日本銀行 宛

第十一號書式 有價證券購入済通知書 (用紙寸法縦八寸五分
 横一尺五寸)

第十二號書式 預金購入有價証券拂戻請求書 (用紙寸法) (半紙判半截)

預金購入有價証券拂戻請求書

何公債証券(又ハ何)額面何圓也 何 枚
 内譯下記ノ通

上記証券拂戻相成度候也
 年 月 日

郵政省貯金局長 氏 名 圓

日本銀行宛 内 譯

券面、記番 號及回数別	枚 數	券面、記番 號及回数別	枚 數	券面、記番 號及回数別	枚 數

第十三號書式 預金購入有價証券受領證書 (用紙寸法) (半紙判半截)

預金購入有價証券受領證書

何公債証券(又ハ何)額面何圓也 何 枚
 内譯下記ノ通

上記証券領收候也
 年 月 日

郵政省貯金局長 氏 名 圓

日本銀行宛

券面、記番 號及回数別	枚 數	券面、記番 號及回数別	枚 數	券面、記番 號及回数別	枚 數

第十四號書式 預金取扱店變更申込書 (用紙寸法) (半紙判半截)

預金取扱店變更申込書

左記預金日本銀行(何店)ノ取扱ニ變更相成度候也

年 月 日

某廳取扱主任官官氏名(又ハ何々理事若ハ何々總代住所氏名) 圓

日本銀行(何店)宛

記

預金現在高

一編十類 大藏省預金部等の債権の條件變更等に関する法律

●大藏省預金部等の債権の條件變更等に関する法律 昭和二十二年十一月四日 法律第百二十九号

第一條 預金部資金の融通を受けた者が、災害その他特殊の事由に因り、元利金の支拂が著しく困難となつたときは、大藏大臣は、預金部資金運用審議会の意見を聴いて、公共の利益のため必要があると認める場合に限り、その融通條件の變更又は延滞元利金の支拂方法の變更をすることが出来る。

第二條 地方公共団体又は金融機關に対し、融通條件の定めるところにより、これらの者が更に他人に貸し付けるため、必要な資金として預金部預金を融通した場合において、当該地方公共団体又は金融機關(以下直接融通先という。)から資金の貸付を受けた者(融通條件の定めるところに従い、貸付を受けた者から更に貸付を受けた者を含む)が、會社經理應急措置法の特別經理會社(會社經理應急措置法第三十九條の規定により、同法の規定を準用される者を含む)となつたため又はその他のやむを得ない事由に因り、直接融通先(債務者の交替その他の事由に因り、あらたに直接融通先となつた者を含む。以下同じ。)が貸付に因り生じた債権の全部又は一

部の弁済を受けることができないときは、大蔵大臣は、政令の定めるところにより、指定時（金融機関経理緊急措置法に定める指定時をいう。）における当該直接融通先の債務の全部又は一部を免除することができる。

第三條 前二條の規定は、簡易生命保険及郵便年金特別会計法による積立金の運用による資金の融通に因り生じた債権について、これを準用する。この場合においては、前二條中「大蔵大臣」とあるのは「郵政大臣」、第一條中「預金部資金運用審議会」とあるのは「簡易生命保険郵便年金事業審議会」と読み替えるものとする。

附則

この法律施行の期日は、各規定につき、政令でこれを定める。但し、この法律公布の日から三十日を超える日以後に、これを定めてはならない。

●大蔵省預金部等の債権の条件変更等に関する法律の施行に関する政令

昭和二十二年十二月二日
政令第二百五十三号

大蔵省預金部等の債権の条件変更等に関する法律の施行に関する政令

第一條 この政令において、直接融通先とは昭和二十二年法律第二百二十九号（大蔵省預金部等の債権の条件変更等に関する法律以下「法」という。）第二條に規定する直接融通先（債務者の交替その他の事由に因り、あらたに直接融通先となつた者を含む。）、特別経理会社とは会社経理緊急措置法に定める特別経理会社（会社経理緊急措置法第三十九條の規定により、同法の規定を準用される者を含む。）、指定時とは、金融機関経理緊急措置法に定める指定時をいう。

この政令において最終貸付先とは法第二條に規定する直接融通先から貸金の貸付を受けた者（融通条件の定めるところに従い、貸付を受けた者から更に貸付を受けた者を含む。）をいう。

第二條 大蔵大臣は、法第二條の規定により、指定時における直接融通先の債務の全部又は一部を免除する場合においては、左の各号の定める日において、当該各号に掲げる金額に相当する債務を免除するものとする。

一、直接融通先（融通条件の定めるところに従ひ、直接融通

先から更に貸付を受けた者を含む。）が最終貸付先に対して有する債権が、当該最終貸付先が特別経理会社となつたため、企業再建整備法第十九條第一項の規定により消滅した債権の額に相当する金額

附則

この政令は、昭和二十二年十二月三十日から、これを施行する。

●救恤又ハ學藝技術獎勵寄附金保管出納ニ關スル件

明治三十三年八月三日
勅令第三百二十九号

政府ハ救恤又ハ學藝技術獎勵ノ目的ヲ有スル寄附金ノ保管出納ヲ爲スコトヲ得

二、直接融通先が預金の貸付に因り最終貸付先に対して有する債権のうち、大蔵省預金部等損失特別処理法第一條の規定による評價により評價損を生じた部分がある場合において、その最終償還期日までに当該部分の債権の全部又は一部の償還がないときは、当該債権の最終償還期日後一箇年以内で、大蔵大臣の通知する日において、当該未償還額に相当する金額

第三條 直接融通先は、前條の規定により債務の全部の免除を受けようとするときは、豫め、大蔵大臣に対し、その定めるところにより、債務の免除の申請をしなければならぬ。

第四條 大蔵大臣は、第二條の規定により直接融通先の債務の免除をなしたときは、その免除の時期、金額その他必要と認めらるる事項を書面により、相手方に通知する。

第五條 第二條乃至前條の規定は、法第三條の規定により法第二條の規定を準用する場合に、これを準用する。この場合に

一編十類 救恤又ハ學校技術獎勵寄附金保管出納ニ關スル件

計
算
証
明

計
算
証
明

第十一類 計算証明

◎計算証明規則

昭和二十二年五月三日
會計検査院規則第六号

計算証明規則 目次

- 第一章 総則
- 第二章 歳入
 - 第一節 通則
 - 第二節 租税
 - 第三節 租税外歳入
- 第三章 歳出
 - 第一節 通則
 - 第二節 支出負担行為
 - 第三節 支出
 - 第四節 前渡資金の出納
- 第四章 國庫金の運用
- 第五章 國債の増減
- 第六章 現金の出納
- 第七章 物品の出納

一編 第十一類 計算証明規則 目次 総則

第七章の二 有價証券の増減

第八章 國有財産の管理及び処分

第九章 日本銀行の出納

第十章 出資法人補助法人その他の會計經理

計算証明規則

第一章 総則

第一條 會計検査院法第二十四條に規定する計算証明の規程はこの規則の定めるところによる。

第二條 會計検査院の検査を受けるものは、この規則の定めるところにより、毎月計算書を調製し、証拠書類を添えて、翌月末日までに到達するように提出しなければならない。

監督官廳等を経由して提出する計算書には、その受授の年月日を表紙に記載しなければならない。

第三條 計算書は、誤記等のためこれを訂正したときは、二線を引いてこれに捺印しなければならない。

第四條 証拠書類は、原本に限る。若し原本を提出し難いときは、その主任者が保証している謄本を以て、これに代えることができる。

外國文で記載した証拠書類には、その訳文を添附しなければ

ばならない。

第五條 外國貨幣を基礎とし、又は外國貨幣で收支をしたものは、換算に関する書類を添附しなければならない。但し、別に定めてある外國貨幣換算価格によつたものは、証拠書類にその換算価格を附記して、本文の書類を省略することができる。

第六條 証拠書類中すでに他の計算証明のため提出済のものがあるときは、その旨を計算書の備考に記載しなければならない。

第七條 証拠書類は、歳入については各目に、歳出については各節に、その他については受拂別、種類別に区分編集し、事の複雑なものは、なお、適宜細分しなければならない。(昭和二四・七第六号改正)

支出負担行為担当官から提出する証拠書類は、前項によるの外歳出予算に基くものと國庫債務負担行為に基くものとに区分し、歳出予算に基くものは、更に支出官別に区分編集しなければならない。
証拠書類の表紙には、その紙数及び金額を記載しなければならない。

証拠書類で未到達のものがあるときは、その旨を表紙に記載し、その後到達するに従い、支拂又は増減の月を以て区分編集しなければならない。

第八條 この規則に定める事項で、特別の事情がある場合には、会計検査院の指定により又はその承認を経て、この規則の規定と異なる取扱をすることができる。

第二章 歳入

第一節 通則

第九條 歳入徴收官は、第一号書式による歳入徴收額計算書を調製して提出しなければならない。

第十條 税務署長は、物納（國債及び政府特殊借入金で、納付するものを除く。）又は旧勘定預金等による納付を受けたときは、第二号書式による物納額計算書又は旧勘定預金等による納付額計算書を調製して提出しなければならない。但し、旧勘定預金等による納付額は、これを物納額計算書に併記して、旧勘定預金等による納付額計算書に代えることができる。(昭和二四・七第六号改正)

法務局又は地方法務局長は、同法務局又はその支局若しくは出張所において登録税の納付を受けたときは、第二号の

二書式による登録税納付額計算書を調製して提出しなければならない。

前二項の計算書の証拠書類及び添附書類に関しては、この章の規定を準用する。

第十一條 歳入徴收額計算書には、日本銀行月計突合表及び別に指定する明細書を添附しなければならない。但し、月計突合表は、止むを得ない事由に依り添附し難いときは、その旨を計算書の備考に記載して、これを後送することができる。

第二節 租 税

第十二條 証拠書類として提出すべきものは、左の通りとする。

- 一 課税基本の決定及びその取消、変更に関する決議書、申告書、検査簿等賦課徴收の基礎を証明する書類
- 二 課税免除、軽減、徴收猶予、延納許可、物納許可をしたもの又はその取消、変更をしたものがあるときは、その関係書類
- 三 滞納処分、担保物件及び收容貨物の処分をしたものがあるときは、その関係書類
- 四 不納欠損処分をしたものがあるときは、その事実を証明する書類

五 賦課又は滞納処分の引継、引受をしたものがあるときは、その関係書類

六 前各号の外、賦課徴收上の処理に関する書類

第三節 租税外歳入

第十三條 証拠書類として提出すべきものは、左の通りとする。

- 一 財産の賣拂、貸付、製造、修繕その他収入に関する決議書、契約書、賣渡請求書等徴收の基礎を証明する書類
- 二 財産の賣拂、貸付その他の契約で変更、解除又は違約処分をしたものがあるときは、その関係書類
- 三 延納許可をしたものがあるときは、その関係書類
- 四 滞納処分をしたものがあるときは、その関係書類
- 五 不納欠損処分をしたものがあるときは、その事実を証明する書類

予算決算及び会計令第七十條第一項第五号の規定により、契約書の作成を省略したものは、その旨を証拠書類に附記しなければならない。

第十四條 財産の賣拂、貸付その他の契約で一般競争に付したものは、左の書類を添附しなければならない。(昭和二四・一第一号改正)

- 一 公告書案。但し、公告の方法及び公告期間を短縮したも

のは、その事由を附記すること

- 二 予定価格調書及びその算出の基礎を明らかにした書類
- 三 一番札から五番札までの入札書
- 四 一廉五十万円以上の土地の賣拂については、前各号の外、賣買実例調書並びに関係土地及び隣接地の状況を明らかにした図面

前項の規定は、せり賣又は指名競争によつた契約についてこれを準用する。

第十五條 競争に付しても入札者がなく、又は再度の入札に付しても落札者がなく、若しくは落札者が契約を結ばない場合で、更に競争に付したときは、前回の競争に関する書類、若しくはその概要を記載した調書を添附しなければならない。前項の場合において随意契約をしたときは、その事由を証書類に附記し、なお、競争に関する書類を添附しなければならない。

第十六條 予定代價十万円を超える財産の賣拂、予定賃賃料の年額又は総額五万円を超える財産の貸付及び二十万円を超えるその他の契約で一般競争に付さないものは、その適用した法令の條項を証書類に附記しなければならない。(昭和二四、一第一号)

前渡官吏を経由しなければならない。

第十九條 証書類のうち、左の各号に掲げるものは、別冊に区分編集しなければならない。(昭和二四、七、第六号改正)

- 一 支出負担行爲担当官については、前金拂、概算拂又は部分拂を伴う支出負担行爲及び資金を前渡し又は交付する支出負担行爲を証明するもの
- 二 支出官については、前金拂、概算拂又は部分拂を伴う支出負担行爲及び資金を前渡し又は交付する支出負担行爲に基く支出又はその返納を証明するもの
- 三 資金前渡官吏については、前金拂、概算拂又は部分拂を伴う契約等に基く支拂又はその返納を証明するもの

前金拂又は概算拂を伴う支出負担行爲で、精算の結果支出又は返納を生じないものについても、その精算書を前項の別冊のうちに編集しなければならない。分任資金前渡官吏の取扱つた証書類は、その取扱官吏別に、これを編集しなければならない。

第二節 支出負担行爲

第二十條 最終支出負担行爲計算書提出の際、歳出予算に基く支出負担行爲で、その支出を翌年度に繰り越すもの、資金前

(正改)

第十七條 予定代價五十万円を超える財産の賣拂、予定賃賃料の年額又は総額二十五万円を超える財産の貸付及び十万円を超えるその他の契約で随意契約によつたものは、第十五條第二項の場合を除く外、契約価格を適当と認めた調書及びその算出の基礎を明らかにした書類を添附し、なお、土地の賣拂及び貸付については、賣買又は貸借の実例調書並びに関係土地及び隣接地の状況を明らかにした図面を添附しなければならない。(昭和二四、一、第一号改正)

第三章 歳出

第一節 通則

第十八條 支出負担行爲担当官は、第三号書式による支出負担行爲計算書を、支出官は、第三号の二書式による支出計算書を、資金前渡官吏は、第四号書式による前渡資金出納計算書を調製して提出しなければならない。(昭和二四、七、第六号改正)

資金前渡官吏が交替したときは、連名で証明することができ、この場合には、計算書に各自の管理期を記載しなければならない。

分任資金前渡官吏が特に計算を証明するときは、主任資金

渡、前金拂若しくは概算拂によるものでその確定若しくは精算に至らないもの、又は年度、科目その他の誤りで処分未済のものがあるときは、每件その金額、事由及び完結すべき期限を記載した調書を添附しなければならない。(日本條三第三七第六号追加)

最終支出負担行爲計算書提出の後、年度、科目その他の誤りを発見したときは、そのつどこれを報告しなければならない。

前各項の事項は、完結するに従い、これを報告しなければならない。

第二十一條 証書類として提出すべきものは、支出負担行爲書、申請書、指令書の写、契約書(予算決算及び会計令第七十條第一項の規定により契約書の作製を省略した場合は、請書その他契約の内容を明らかにする書類)、見積書(見積内訳書を含む)、給與支給調書、旅行明細書等支出負担行爲を必要とする事由及び計算の基くところを証明する書類並びに支出負担行爲についてその認証及び成立を証明する書類とする。

支出負担行爲を変更し又は取り消した場合における証書類

類についても、前項の規定を準用する。

証憑書類には、各支出負担行為担当官につき、その支出負担行為ごとに支出負担行為整理番号を附記しなければならない。

5。 國庫債務負担行為に基く支出負担行為として認証を経たもので、歳出予算に基く支出負担行為として整理したものの証憑書類については、國庫債務負担行為に基く支出負担行為をした年月日、その支出負担行為整理番号及び金額を明らかにした明細書を作製して提出しなければならない。

第二十二條 予定年額又は総額五十万円を超える財産の買入及び運送等に関し、單價契約をしたものがあるときは、最初の支出負担行為証明の際、その証憑書類に、契約当時の見込數量に基く單價査定を明らかにした説明書を添附しなければならない。單價を変更したときも、また同様とする。

第二十三條 渡切経費については、その年度の最初の支出負担行為証明の際、その証憑書類に、支出負担行為決定の基礎を明らかにした仕訳書を添附しなければならない。その後支給額を増減したときも、また同様とする。

第二十四條 工事、製造及び財産の買入、借入、その他の契約

二百五十万円を超える工事、製造及び財産の買入、賃借料の年額又は総額五十万円を超える財産の借入並びに百五十万円を超えるその他の契約で、隨意契約によつたものは、前條第二項の場合を除く外、契約價格を適当と認められた調書及びその算出の基礎を明らかにした書類を添附し、なお、土地の買入については賣買実例調書並びに関係土地及び隣接地の状況を明らかにした図面を添附しなければならない。

第二十七條 請負に付した工事製造等につき、材料を官給し又は代償を支拂わないで物件、労力を使用するときは、その種類、員数及び價格を証憑書類に附記し、又はその仕訳書を証憑書類に添附しなければならない。

第二十八條 総額二百五十万円を超える直管工事については、最初の支出負担行為証明の際、設計書、仕訳書、図面及びその附屬書類を提出し、設計を変更したときは、その書類を提出しなければならない。

前項の直管工事が完成したときは、仕訳書に準じて、内容を明らかにした報告書を作製し、完成後二箇月以内に会計検査院に到達するように提出しなければならない。但し、二箇年度以上にわたる工事については、その年度内の既済部分に

で一般競争に付したものは、左の書類を添附しなければならない。

- 一 公告書案。但し、公告の方法及び公告期間を短縮したものがあるときは、その事由を附記すること
- 二 予定價格調書及びその算出の基礎を明らかにした書類
- 三 一番札から五番札までの入札書前項の規定は、指名競争に付した契約についてこれを準用する

第二十五條 競争に付しても入札者がなく、又は再度の入札に付しても落札者がなく、若しくは落札者が契約を結ばない場合で、更に競争に付したときは、前回の競争に関する書類又はその概要を記載した調書を添附しなければならない。

前項の場合において、隨意契約をしたときは、その事由を証憑書類に附記し、なお競争に関する書類を添付しなければならない。

第二十六條 五十万円を超える工事及び製造三十万円を超える財産の買入、賃借料の年額又は総額十五万円を超える財産の借入並びに二十万円を超えるその他の契約で、一般競争に付さないものは、その適用した法令の條項を証憑書類に附記しなければならない。

つき報告書を作製し、年度経過後二箇月以内に会計検査院に到達するように提出しなければならない。

第二十九條 五十万円を超える補助金、奨励金、助成金等を交付するものについては、その計画書、設計書その他補助を必要とする事由を明らかにした関係書類を証憑書類に添附しなければならない。

前條第二項の規定は前項の補助事項等の実施報告について、これを準用する。

第三十條 五十万円を超える委託をするものについては、計画書、その他委託の内容を明らかにした関係書類を証憑書類に添附しなければならない。

第二十八條第二項の規定は前項の委託事項の実施報告について、これを準用する。

第三節 支出

第三十一條 作業を經營する特別会計の最終支出計算書には左に掲げる書類を添附しなければならない。

- 一 財産目録、貸借対照表及び損益計算書
- 二 年度末日計算表
- 三 固定資本價格増減表及びその評價書類

- 四 物品会計官吏ごとに区分した物品価格受拂仕訳書
- 五 物品の価格を評定し、又は改定したものについては、その事由及び計算の基礎を明らかにした調書
- 六 年度末日の未收金、前拂金、概算拂、未拂金、前受金、仮受金等については、每件その金額、事由及びその完結すべき期限を記載した調書。但し既往年度分は、これを区分掲記すること

第三十二條 最終支出計算書提出の際、資金前渡、前金拂及び概算拂の精算に至らないもの又は年度、科目その他の誤で処分未済のものがあるときは、前條第六号に規定するものを除く外、每件その金額、事由及び完結すべき期限を記載した調書を添附しなければならない。

最終支出計算書提出の後、年度、科目その他の誤を発見したときは、そのつど、これを報告しなければならない。
前各項の事項は、完結するに従い、その証拠書類を添え、これを報告しなければならない。

第三十三條 証拠書類として提出すべきものは、支出決議書、領收証書、歳出金額に戻入又は科目更生の關係書類、予算決算及び会計令第七十五條の規定による調書（同條の適用を受

けないものについては、調書に準ずる証明）、請求書、支拂請求内訳書、誓約書、精算書等支出を証明する書類とする。

（昭和二四、七）
第六号改正

隔地者に支拂うため日本銀行に資金を交付した場合には、日本銀行の領收証書、又國庫内の移換のため日本銀行に國庫金振替書を交付した場合には、日本銀行の振替済書を提出しなければならない。

領收証書をえがたい場合には、その事由を記載した証明書を提出しなければならない。

領收証書には、小切手の番号を附記しなければならない。証拠書類には、支出ごとに、その支出負担行為整理番号を附記するものとし、國庫債務負担行為に基く支出負担行為による支出については、更に支出負担行為年度を附記しなければならない。

第三十四條 前金拂、概算拂又は部分拂を伴う支出負担行為について、第二回以後の支拂をしたときは、前回までの支拂年月日及び金額を領收証書に附記しなければならない。（昭和二四、七）
第六号改正

第三十五條 國有財産を取得したときは、これに対する支出の

証拠書類に、國有財産台帳登録済の年月日、物品を取得したとき又は運送をさせたときは、これに対する支出の証拠書類に、物品出納簿登記済又は運送済の年月日を記載し、物品出納簿に登記し難いものは、受領済の年月日を記載しなければならない。但し、前金拂又は概算拂をしたものは、その完結すべき期限を附記しなければならない。

第三十六條 直営による製造その他の作業に関しては、別に指定するところに従い、事業成績書を調製し、最終支出計算書に添附しなければならない。

第四節 前渡資金の出納

第三十七條 左の事項は、前渡資金出納計算書の備考に記載しなければならない。

- 一 現金を亡失し、又は欠損補填を受けたものがあるときは、その金額及び事由
- 二 会計法第四十三條の規定により弁償を命ぜられたものがあるときは、その金額及び事由
- 三 他の出納官吏と現金の受授をしたものがあるときは、その氏名及び金額

第三十八條 最終前渡資金出納計算書提出の際、前金拂及び概

算拂の精算に至らないもの、領收証書の未到達のもの、年度、科目その他の誤で、処分未済のもの又は支拂残額の返納を完了しないものがあるときは、每件その金額、事由及び完結すべき期限を記載した調書を添附しなければならない。

最終前渡資金出納計算書提出の際、振出小切手に対し、日本銀行で支拂未済のものがあるときは、その振出日附、番号、科目、金額及び債権者名を記載した調書を添附しなければならない。

最終前渡資金出納計算書提出の後、年度、科目その他の誤を発見したときは、そのつど、これを報告しなければならない。

前各項の事項は、完結するに従い、その証拠書類を添え、これを報告しなければならない。

第三十九條 前渡資金出納計算書には、予算決算及び会計令第一百十八條の規定による検査書を添附しなければならない

第四十條 証拠書類として提出すべきものについては、第二節及び第三節の規定を準用する。（昭和二四、七）
第六号改正

第四章 國庫金の運用

第四十一條 國庫金の運用を管掌する官吏は、別に指定する書

式による運用計算書を調製して提出しなければならない。

第四十二條 國庫金運用の計画を決定したときは、当月分の計算書に、その決議書類を添附しなければならない。その計画を変更したときも、また同様とする。

第四十三條 証拠書類として提出すべきものは、左の通りとする。(昭和二四、七) (第六号改正)

- 一 証券類の應募、引受又は買入等をしたときは、その決議書類
- 二 大藏省証券類を発行し、又は一時借入をしたときは、その必要の事由を記載した決議書類
- 三 貸付又は用途指定の預入をしたときは、その決議書類及び契約書類
- 四 証券類を賣却し、又はその他の事由によりこれを拂出し、若しくは地金類を賣却したときは、その関係書類
- 五 貨幣類の價格差増減その他の損益に対しては、算出の基礎を証明する書類

第五章 國債の増減

第四十四條 國債事務を管掌する官吏は、第五号書式による國債増減計算書を調製して提出しなければならない。

なく。

分任出納官吏又は出納員が特に計算を証明するときは、主任出納官吏を経由しなければならない。

第四十七條 現金出納の計算書には、予算決算及び会計令第一百八條の規定による検査書を添附しなければならない。

第四十八條 左の事項は、計算書の備考に記載しなければならない。

- 一 現金を亡失し、又は欠損補填を受けたものがあるときは、その金額及び事由
- 二 会計法第四十三條の規定により弁償を命ぜられたものがあるときは、その金額及び事由
- 三 後任官吏に引継をしたもの又は収入金の拂込未済のものがあるときは、その金額及び事由

第四十九條 最終計算書提出の際、振出小切手に対し、日本銀行で支拂未済のものがあるときは、その振出日附、番号、種別、金額及び債権者名を記載した調書を添附し、完結するに従い、これを報告しなければならない。

第五十條 証拠書類として提出すべきものは、左の通りとする。(昭和二四、七) (第六号改正)

第四十五條 証拠書類として提出すべきものは、左の通りとする。

- 一 証券を発行したものについては、監督官吏の調製した証券発行済を確認する書類。但し、交付公債については、証券の領收証書
- 二 借入金をしたものについては、その決議書類及び契約書類
- 三 甲種國債登録簿に登録したものについては、監督官吏の調製した登録済を確認する書類
- 四 鐵道の買収その他代償のため公債を発行したものについては、その決議書類及び発行額算定の基礎を証明する書類

第六章 現金の出納

第四十六條 収入官吏は、第六号書式、歳入歳出外現金出納官吏は、第七号書式、繰替拂等出納官吏は、第八号書式による現金出納の計算書を調製して提出しなければならない。(昭和第一号改正)

出納官吏が交替したときは、連名で証明することができる。この場合には、計算書に各自の管理期を記載しなければならない。

- 一 収入金は、日本銀行又は他の出納官吏の領收証書
 - 二 歳入歳出外現金及び繰替拂現金の受拂に対しては、その金額及び事由を証明するに足る書類又は他の官吏の保証書の外、拂出に対する領收証書
- 前項第二号の領收証書に関しては、第三十三條第二項及び第四項の規定を準用する。
- 第五十一條** 現金出納の計算書及び証拠書類は、会計検査院の指定により、第九号書式による現金出納計算報告書を以て、これに代えることができる。

第七章 物品の出納

第五十二條 物品会計官吏は、第十号書式による物品出納計算書を調製して提出しなければならない。

物品会計官吏が交替したときは、連名で証明することができる。この場合には、計算書に各自の管理期を記載しなければならない。

主任物品会計官吏の計算書に分任物品会計官吏又は物品出納員から提出した報告書を添附するときは、その出納計算の併算を省くことができる。但し、その報告書は、計算書の書式を準用しなければならない。

分任物品会計官吏又は物品出納員が特に計算を証明するときは、主任物品会計官吏を経由しなければならない。

第五十三條 物品出納計算書は、物品の種類又は所要の目的により類別して、毎品これを列記しなければならない。

国有財産に編入された動産であつて、国有財産増減及び現在額計算書に品名、数量を掲記したものは、物品出納計算書各類別の備考にその價額を記載し、毎品の記載を省略することが出来る。(昭和二三、一〇) (第四号 改正)

第五十四條 左の事項は、物品出納計算書の備考に記載しなければならない。

- 一 前年度からの越高であつて、前年度末現在高に比し異動のあるものは、その事由
- 二 會計法第四十三條の規定により、弁償を命ぜられたものがあるときは、その金額及び事由

第五十五條 証拠書類として提出すべきものは、別に指定するものを除く外、左の通りとする。

- 一 物品の出納に関する命令書及び領收証書
- 二 亡失毀損拂の物品に対しては、品目、数量、價格及び亡失毀損の事由を記載した他の官吏の証明書

二 亡失した有價証券に対しては品目、数量、價格及び亡失

の事由を記載した他の官吏の証明書

三 現在高に対しては、監督官吏の保証書

第八章 国有財産の管理及び処分 (昭和二三、一〇) (第四号 改正)

第五十七條 各省各廳の長又は国有財産に関する事務を分掌する官吏は、第十二号書式による国有財産増減及び現在額計算書及び第十二号の二書式による国有財産無償貸付状況計算書を調製して提出しなければならない。(昭和二三、一〇) (第四号 改正)

第五十八條 最終国有財産増減及び現在額計算書には、別に指定する明細書を添附しなければならない。(昭和二三、一〇) (第四号 改正)

第五十九條 国有財産増減及び現在額計算書の証拠書類として提出すべきものは、左の通りとする。(昭和二三、一〇) (第四号 改正)

- 一 国有財産の分類及び種類の変更並びに国有財産法第十四條第一項第四号の規定により土地又は建物の用途の変更をしたものがあるときは、その事由を明らかにした関係書類
- 二 公用財産又は企業用財産である建物を移築したものがあるときは、その事由を明らかにした関係書類
- 三 国有財産の滅失又は取毀をしたものがあるときは、その事由を明らかにした書類

三 贈與拂等の物品に対しては、その價格及び事由を記載した証明書

四 別に指定する事業用物品であつて、不用物品に組替えたものは每件その事由及び原價又は見積價格を記載した仕訳書若しくは決議書類

五 現在高に対しては、監督官吏の保証書

第五十六條 物品出納計算書及び証拠書類は、會計検査院の指定により、第十一号書式による物品出納計算報告書を以て、これに代えることができる。

第七章の二 有價証券の増減

第五十六條の二 會計検査院の指定する有價証券を取扱う官吏は、第十一号の二書式による有價証券増減計算書を調製して提出しなければならない。

第五十二條第二項、第五十三條第一項及び第五十四條第一号の規定は、前項の計算書に、これを準用する。

第五十六條の三 証拠書類として提出すべきものは、別に指定するものを除く外左の通りとする。

- 一 有價証券の受拂に関する決議書類及び領收書又はこれらに代るべき書類

四 無償で国有財産を得喪したものがあるときは、その決議書、契約書その他の関係書類

五 公債の発行により国有財産を取得したものがあるときは、その決議書類及び價格算定の基礎を証明する書類

六 交換をしたものがあるときは、その決議書、契約書、價格評定調書その他の関係書類。但し、價格評定調書には、相互の地位及び隣接地の状況を明らかにした図面を添附すること。

七 出資の目的としたものがあるときは、その決議書類及び出資額算定の基礎を証明する書類

八 無償で保管、委託、又は部分林とする等の契約を締結したものがあるときは、その用途を明らかにした決議書類及び契約書。但し、決議書類にはその適用した法令の條項を附記すること。

九 前五号に規定するもので、変更又は解除したものがあるときは、その関係書類

国有財産無償貸付状況計算書の証拠書類として提出すべきものは、左の通りとする。

- 一 無償の貸付(国有財産法第十九條及び第二十六條の規定

により使用又は収益をさせる場合を含む。）に関する決議書、契約書その他の関係書類。但し、決議書類には、その適用した法令の條項を附記すること。

二 前号に規定するもので、変更又は解除したものがあるときは、その関係書類

第九章 日本銀行の出納

第六十條 日本銀行は第十三号書式による國庫金出納計算書及び第十四号書式による有價証券受拂計算書を調製して提出しなければならない。

前項の計算書には、別に指定するものを除く外、左の明細書を添附しなければならない。

- 一 國債の発行による収入金受拂明細書
- 二 國債應募拂込金延滞による失効高明細書
- 三 國債元利拂資金受拂明細書

第六十一條 國のために取扱う現金又は有價証券の出納保管に關して、損害を生じたものがあるときは、その事実を記載した報告書を提出しなければならない。

前項の場合において、損害に対し賠償又はその他の処理をしたものがあるときは、その経過を報告しなければならない。

五 前各号以外の國庫金の受拂に対しては、令達書、命令書、通知書、領收証書その他の関係書類

有價証券受拂の証憑書類として提出すべきものは、その取扱官吏又は大藏大臣の指定した官吏の証明を受けた月計突合表及び受拂計算表とする。

第十章 出資法人補助法人その他の会計經理

第六十四條 会計検査院法第二十二條第五号、第六号及び第二十三條第一項第二号乃至第七号の規定により会計検査院の検査を受けるものは、別に指定する書式による收支計算書を調製して提出しなければならない。

法令の規定により財産目録、貸借対照表、損益計算書等を調製するものについては、決算期經過後、二箇月以内に、これを提出しなければならない。

第六十五條 計算書には、別に指定するものを除く外、左の書類を添附しなければならない。

一、出資法人の設立計画書並びに定款又は寄附行為及びその変更の関係書類

二 補助金、奨励金、助成金、貸付金、損失補償又は保証等に関する申請書、命令書、計算書及びその変更の関係書類

一編十一類 計算証明規則 出資法人補助法人その他の会計經理 附則

第六十二條 毎年度五月分國庫金出納計算書には、第十五号書式による前年度所屬歳入金歳出金出納明細書を添附しなければならない。

前項の明細書提出後に、年度、科目その他の誤を発見したときは、そのつど、金額及び事由を記載した報告書を提出しなければならない。

第六十三條 國庫金出納の証憑書類として提出すべきものは、別に指定するものを除く外、左の通りとする。

- 一 歳入金、歳出金、預託金の受拂及び歳出支拂未済繰越金の支拂に対しては、その取扱官吏の証明を受けた月計突合表
- 二 預金部資金の受拂に対しては、その取扱官吏又は大藏大臣の指定した官吏の証明を受けた月計突合表及び受拂計算表
- 三 國債の発行による収入金の收支に対しては、大藏大臣の命令書
- 四 國債の元利拂に対しては、大藏大臣の令達書、監督官廳の保証のある支拂済証券調書、支拂済利札調書又は甲種登録國債の元利支拂済調書

三 命令書の定めるところにより、特に國の許可又は認可を経たもの若しくは更正を命ぜられたものの関係書類

四 毎期の收支予算書

五 毎期の事業計画書、資金計画書及びその事業成績表

六 毎月の試算表

第六十六條 証憑書類として提出すべきものは、左の通りとし、別に指定するところに従い、これを提出しなければならない。

- 一 領收証書、契約書、決議書等收支の事実又は財産の受拂の事実を証明する書類
- 二 工事の補助については、設計書、図面工事箇所別明細書、完成報告書並びに完成認定及び残余金処分に関する書類

附則

この規則は、昭和二十二年五月三日から、これを施行する。

大正十一年会計検査院達第一号計算証明規程は、これを廢止する。但し、同規程の規定により会計検査院が指定し、又は承認した事項は、この規則の規定による指定又は承認があるまでは、なお、効力を有する。

附則 (昭和二十三年十月二十三日)

(会計検査院規則第四号) この規則は、昭和二十三年七月一日から、これを適用する。

但し、國有財産無償貸付状況計算書に関する規定は、昭和二十二年分分から、これを適用する。

附則 (昭和二十四年七月五日
会計検査院規則第六号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十四年度分から適用する。

書式 (昭和二三、一〇)
(第四号 改正)

- 第一号 歳入徴収額計算書
- 第二号 (省略)
- 第二号の二 登録税納付額計算書
- 第三号 支出負担行為計算書
- 第三号の二 支出計算書
- 第四号 前渡資金出納計算書
- 第五号 國債増減計算書
- 第六号 収入金現金出納計算書
- 第七号 歳入歳出外現金出納計算書
- 第八号 繰替拂現金出納計算書
- 第九号 現金出納計算報告書
- 第十号 物品出納計算報告書
- 第十一号 物品出納計算報告書
- 第十一号の二 有價証券増減計算書
- 第十二号 國有財産増減及び現在額計算書
- 第十二号の二 國有財産無償貸付状況計算書
- 第十三号 (省略)
- 第十四号 (")
- 第十五号 (")

部	款	項	目	徴収決定済額		収納済額		不納欠損額		収納未済額	備考
				本月分	本月までの累計	本月分	本月までの累計	本月分	本月までの累計		
何々	何々	何々	何々	0	0	0	0	0	0	0	
			何々	0	0	0	0	0	0	0	
			何々	0	0	0	0	0	0	0	
			計	0	0	0	0	0	0	0	
			何々	0	0	0	0	0	0	0	
			何々	0	0	0	0	0	0	0	
			計	0	0	0	0	0	0	0	
			合計	0	0	0	0	0	0	0	
何々	何々	何々	何々	0	0	0	0	0	0	0	
			計	0	0	0	0	0	0	0	
何々	何々	何々	何々	0	0	0	0	0	0	0	
			計	0	0	0	0	0	0	0	
			総合計	0	0	0	0	0	0	0	

- 参考 (1) 前年度繰越収納未済額で本年度中に収納を了り若しくは欠損処分をしたものは決定済額に併算しその残額を備考に附記すること。
- (2) 収納済額で日本銀行月計突合表と符合しないものがあるときは、その事由を備考に附記すること。
- (3) 収納未済額中、納期を経過したものは、その金額を備考に附記すること。

第一号 一收入(出納)官吏現金領収額、収納済額と日本銀行領収額との対照及び収納未済額内訳の表は、最終徴収額計算書にこれを附すること。

何 省 (何廳)	
昭 和	何 年 度
何 年	何 月 分
何 々 会 計	
歳 入 徴 収 額 計 算 書	
添 附 書 類	
何 々	
証 拠 書 類	何 冊 何 枚
廳 名	
職 官 氏 名 印	
年 月 日 提 出	

収 納 未 済 額 内 訳			
摘 要	金 額	備 考	
何々 (部)	円		
何々 (款)			
何々 (項)			
何々 (目)			
氏 名	0	何々の事由による	
氏名外何名	0	何々	
小 計	0		
何々 (目)			
氏名外何名	0	何々	
計	0		
何々 (項)			
何々 (目)			
氏 名	0	何々	
合 計	0		
何々 (款)			
何々 (項)			
何々 (目)			
氏 名	0	何々	
総 計	0		
何々 (部)			
(前例に倣う)			
総 合 計	0		

参考 前年度からの繰越収納未済額で本年度中なお収納に至らないものがあるときは各々これを別項として毎年度に区分掲記すること。

収入(出納)官吏現金領収額			
摘 要	金 額	備 考	
本年度三月三十一日までの分	円		
収入官吏某扱	0		
郵便局出納官吏領收済通知額	0		
計	0		
その後出納閉鎖期までの分			
(前例に倣う)			
合 計	0		

収納済額と日本銀行領收済額との対照			
摘 要	金 額	備 考	
収 納 済 額	円		
何年度歳入を本年度歳入として	0	何年月日据置認可の分	
日本銀行へ戻拂込額	0	同	
何特別会計歳入 同上	0	同	
何	0	同	
計	0		
本年度歳入を何年度歳入として	0	同	
日本銀行へ戻拂込額	0	何円は某扱の分何々の事由による	
本年度歳入を何特別会計歳入として	0	何円は某扱の分何々の事由による	
出納閉鎖期までに日本銀行へ拂込未済額	0		
何	0		
計	0		
日本銀行領收済通知総額	0		
内 訳			
日本銀行本店	0		
同 何地支店	0		
同 何地統轄代理店	0		
計	0		

何 省 (何 廳)
 昭 和 何 年 度
 何 年 何 月 分
 何 々 会 計
 支 出 負 担 行 爲 計 算 書

添 附 書 類

何 々

証 拠 書 類 何 冊 何 枚

廳 名

職 官 氏 名 印

年 月 日 提 出

昭 和 何 年 度
 何 年 何 月 分

登 録 税 納 付 額 計 算 書

明 細 書 何 冊 何 枚

何 々 法 務 局

職 官 氏 名 印

年 月 日 提 出

摘 要	本 月 分		本 月 ま だ の 累 計		備 考
	件 数	金 額	件 数	金 額	
不 動 産	0	0	0	0	
船 舶	0	0	0	0	
商 業	0	0	0	0	
そ の 他	0	0	0	0	
合 計	0	0	0	0	

乙 前金拂を伴う支出負担行為

前金拂を伴う支出負担行為の総額				摘 要	前金拂決定額		前金拂をしない額		本 月 月 までの計	備 考
本月分	前 月 までの分	本月変更額	差引計		本月分	本 月 までの分	本月分	本 月 までの分		
円 0	円 0	円 0	円 0	何々(部局等)	円 0	円 0	円 0	円 0		
円 0	円 0	円 0	円 0	何々(部)	円 0	円 0	円 0	円 0		
円 0	円 0	円 0	円 0	何々(款)	円 0	円 0	円 0	円 0		
円 0	円 0	円 0	円 0	何々(項)	円 0	円 0	円 0	円 0		
円 0	円 0	円 0	円 0	何々(款)	円 0	円 0	円 0	円 0		
円 0	円 0	円 0	円 0	以下前例 (にたちらう)	円 0	円 0	円 0	円 0		
円 0	円 0	円 0	円 0	何々(部)	円 0	円 0	円 0	円 0		
円 0	円 0	円 0	円 0	(同上)	円 0	円 0	円 0	円 0		

参 考

- (1) この表は、歳出予算に基づく支出負担行為の表に揚上されたものうち、全部又は一部前金拂をする支出負担行為について作製すること。
- (2) 本月差更取消額の欄には、増額は黒書、減額は朱書すること。

丙 概 算 に よ る 支 出 負 担 行 為

概算支出負担行為総額				摘 要	概算拂決定額		概 算 拂 を し ない 額		概算支出負担行為の確定状況		備 考
本月分	前 月 までの分	本月差更取消額	差引計		本月分	本 月 までの分	本月分	本 月 までの分	概算支出負担行為の確定額	同 未 済 額	
円 0	円 0	円 0	円 0	何々(部局等)	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
円 0	円 0	円 0	円 0	何々(部)	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
円 0	円 0	円 0	円 0	何々(款)	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
円 0	円 0	円 0	円 0	何々(項)	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
円 0	円 0	円 0	円 0	何々(款)	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
円 0	円 0	円 0	円 0	以下前例 (にたちらう)	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
円 0	円 0	円 0	円 0	何々(部)	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
円 0	円 0	円 0	円 0	(同上)	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0

参 考

- (1) この表は、歳出予算に基く支出負担行為の表に揚上されたものうち、概算による支出負担行為について作製すること。
- (2) 概算支出負担行為の総額欄には、その支出負担行為の総額を記載すること。
- (3) 概算支出負担行為の確定済額の欄には、概算支出負担行為を確定支出負担行為にした結果生じた増減額を含めず、これを概算支出負担行為の確定による本月増減額欄に記載すること。
- (4) 前号の許算書において、概算支出負担行為が更に変更されたときは、概算支出負担行為の確定による本月増減額欄に記載することとし、その旨を備考に附記すること。
- (5) 最終の許算書において、概算支出負担行為の確定未済額があるときは、これを概算拂決定額と概算拂をしない額とに区分し、その旨及び金額を備考に附記すること。
- (6) 本月差更取消額の欄には、増額は黒書、減額は朱書すること。

二 國庫債務負担行為に基づく支出負担行為

支出負担行為計画示差額				摘要	支出負担行為済額				支出予定年度			備考
本月份	前月までの分	本月変更額	差引計		本月份	前月までの分	本月変更額	差引計	何年度	何年度	何年度	
円	円	円	円	何々(部局等) 何々(事項)	円	円	円	円	円	円	円	
0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	

参考

- (1) 二以上の部局等の国庫債務負担行為があるときは、合計を附すること。
- (2) 支出予定年度を変更したものは、支出予定年度の金額を変更して、その事由を備考に附記すること。
- (3) 国庫債務負担行為に基づく支出負担行為をした年度において、歳出の追加予算に計上され、又は予備費の使用を承認されたものは、そのつと、その旨及び金額を備考に附記し、最終の計算書の備考にその科目別合計を掲記すること。
- (4) 本月変更取消額の欄には、増額は黒書、減額は朱書すること。

第三編の二

何省(何廳)
昭和何年度
何年何月分
何々会計
支出計算書

添附書類

何々

証拠書類 何冊何枚

職名

職官氏名印

年月日提出

支				出				備考
支拂計画示連額				本月までに支出をなすべき時期に至つたものとして通知された額				
本月分	前月までの分	本月差取消額	差引計	本月分	前月までの分	本月差取消額	差引計	
円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	何々(部局等) 何々(部) 何々(款) 何々(項) 何々(目) 何々(部) 何々(部) (以下前例にならう) 何々(款) (同上) 何々(部) (同上)
円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	
円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	
円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	
円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	
円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	
円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	
円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	
円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	
円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	

参考

- (1) 二以上の部局等の支出があるときは、合計を附すること。
- (2) 本月差取消額及び本月科目更正額の欄には、増額は黒書、減額は朱書すること。

(乙) 資金の前渡、交付

摘要	本月分	前月までの分		本月分更正額	差引計	備考
		円	円			
何職官氏名 何々(部局等) (以下支出の 表の例にならう)	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	
日本銀行 (以下同上)	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	
集合の部 (以下同上)	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	
合計	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	

参考

- (1) この表には、支出の表に揚上されたものうち、資金前渡官吏に対し等支拂金の前渡し、又は日本銀行に対し國債の元利拂及び貴金屬買入代金等支拂金のため費を受けた官更が交付したものを記載すること。
- (2) 資金前渡を併算し、官更が交付したものを備考に附記すること。分から集合の部に計算額を併算して、前月分が交付したものを記載すること。
- (3) 資金前渡を併算して、その月限りその氏名を附記すること。省時すること。最終の計算額を併算し、この場合には総計額の部局等、部、款、項、目、節の内訳を記載しななければならぬ。
- (4) 最終の計算額を併算し、この場合には総計額の部局等、部、款、項、目、節の内訳を記載しななければならぬ。
- (5) 最終の計算額を併算し、この場合には総計額の部局等、部、款、項、目、節の内訳を記載しななければならぬ。
- (6) 本月科目更正額の欄には、増額は黒書、減額は朱書すること。

(甲) 支出負担行爲担当官別通知受領内訳

摘要	支出負担行爲の本月までの累計		支出をなすべき時期に至つたものまでの累計		差引残高	備考
	円	円	円	円		
支出負担行爲担当官氏名	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	
合計	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	

参考

- (1) この表には、支出負担行爲担当官から通知を受けた支出負担行爲の累計及びその行爲のうち支出をなすべき時期に至つたもの累計を記載すること。
- (2) 支出負担行爲担当官が交費したときは、その翌月分から後任担当官の部に計算額を併算し、前任担当官の氏名を備考に附記すること。

(丁) 年度更正、歳入納付、過年度支出内訳

摘要	金額
年度更正 何々々々(項) 何々々々(目) 何々々々(節) 何々月分小切手第何号何某渡金何円 何々年度をもつて整理のところが何々 により更正	円 0 0 0
歳入納付 何々々々(項) 何々々々(目) 何々月分小切手第何号何某渡のう ち何々により手戻拂をしたので何 々年度歳入として精付	円 0 0
過年度支出 何々々々(項) 何々々々(目) 何々年度何月分小切手第何号何某 渡旅費は何々により支出を必要と したものである	円 0 0

参考 (1) 所管廳、一般會計と特別會計との更正は、年度更正の例による。
 (2) 歳入納付で資金前渡、資金交付、前金拂又は概算拂の結果によるものは掲記を要しない。
 (3) 過年度支出で財政法第三十五條第三項但書の規定により、大藏大臣の指定した経費で支出したものにについては、掲記を要しない。

摘要	前金拂 (概算拂)		精算拂 (概算拂)		精算の額		未精算額	備考
	前月分	本月分	前月分	本月分	本月歳入額	本月歳入納付額		
何々(部局等)	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	
何々(部)	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	
何々(款)	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	
何々(項)	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	
何々(款) (以下前例にならう)	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	
何々(部)	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	
(同上)	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	

参考 (1) 前金拂の分と概算拂の分とは、これを別個に作製すること。
 (2) 精算の額の欄には、精算の結果の増加を含めないこと。

第四号

何 省 (何廳)
 昭 和 何 年 度
 何 年 何 月 分
 何 々 會 計

前渡資金出納計算書

添 附 書 類

何 々

証 拠 書 類 何 冊 何 枚

廳 名

職 官 氏 名 印

年 月 日 提 出

本領収額 円	前月の 領収額 円	本月 本選納額 円	差引計 円	摘要	本月 本支拂額 円	前月の 支拂額 円	本月 回收額 円	差引額 円	残額 円	備考		
0	0	0	0	何々(部局等) (以下第三号 の二書式の支 出の表の例に ならう)	0	0	0	0	0			
総合計					0	0	0	0	0			
<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 残額内訳 手許保管高 0 日本銀行預託高 0 計 0 振出小切手支拂未済額 0 前月までの支拂未済額 0 本月支拂済額 0 本月分支拂未済額 0 差引残高 0 計 0 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 </td> </tr> </table>											残額内訳 手許保管高 0 日本銀行預託高 0 計 0 振出小切手支拂未済額 0 前月までの支拂未済額 0 本月支拂済額 0 本月分支拂未済額 0 差引残高 0 計 0	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
残額内訳 手許保管高 0 日本銀行預託高 0 計 0 振出小切手支拂未済額 0 前月までの支拂未済額 0 本月支拂済額 0 本月分支拂未済額 0 差引残高 0 計 0	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0											

参考 (1) 前金拂、概算拂、年度更正等の内訳は第三号の二書式を準用すること。
 (2) 交費のときは、前任官吏の計算額を併算すること。
 (3) 支拂証明の後、戻拂、過渡その他返戻金の領収をしたときは、本月回收額の欄に掲記すること。
 (4) 繰替拂の金額は、これを支拂額に併算し、当月内に資金の補填を受けないものがあるときは、その金額を備考に附記すること。後の月に至り、これに對する補填を受けたときも、また同様とする。

第五号

摘要	前月末 未到達額 円	本月 到達額 円	差引計 円	本年分 未到達額 円	未到達額 合計 円	備考
何々(部局等) (以下第三号 の二書式の支 出の表の例に ならう)						
総合計	0	0	0	0	0	

昭和何年度
何年何月分
國債増減計算書

添附書類
何々

証拠書類何冊何枚

名
職官氏名印
年月日提出

何 省 (何 廳)

昭 和 何 年 度

何 年 何 月 分

收 入 金

現 金 出 納 計 算 書

添 附 書 類

何 *

証 拠 書 類 何 冊 何 枚

職 官 氏 名 印

年 月 日 提 出

種 別	適用法條	起 債 高		方 法	債 還 高				備考
		本月分	本 月 分 ま だ の 計		本 年 度 分		既 往 年 度 分		
					本月分	本 月 分 ま だ の 計	本月分	本 月 分 ま だ の 計	
		円	円	円	円	円	円		
公 債	何 法 第 何 條 第 何 項	0	0	普通償還	0	0	0	0	
何 公 債	何 *	0	0	買入消却	0	0	0	0	
同	何 *	0	0						
計		0	0		0	0	0	0	
國庫債券	何 *	0	0	何 *	0	0	0	0	
何 國庫債券	何 *	0	0	何 *	0	0	0	0	
同	何 *	0	0						
計		0	0		0	0	0	0	
証 券	何 *	0	0	何 *	0	0	0	0	
何 証 券	何 *	0	0	何 *	0	0	0	0	
同	何 *	0	0						
計		0	0		0	0	0	0	
借入金	何 *	0	0	何 *	0	0	0	0	
何 借入金	何 *	0	0	何 *	0	0	0	0	
同	何 *	0	0						
計		0	0		0	0	0	0	
一時借入金	何 *	0	0	何 *	0	0	0	0	
何 一時借入金	何 *	0	0	何 *	0	0	0	0	
同	何 *	0	0						
計		0	0		0	0	0	0	
何 *	何 *	0	0	何 *	0	0	0	0	
何 *	何 *	0	0						
計		0	0		0	0	0	0	
合 計		0	0		0	0	0	0	
	前 月 末		0	差 引		0			
	現 在 高			現 在 高					

- 参考 (1) 起債高及び償還高は、額面金額によること。
 (2) 起債及び償還以外の事由により増減を生じたときは、起債高又は償還高は区分掲記し、適用法條又は償還方法の欄にその事由を記載すること。
 (3) 起債高は拂込済、償還高は支拂済の報告済のあつたものについて、これを記載すること。

昭和何年度
何年何月分
歳入歳出外
現金出納計算書

添附書類

何々

証拠書類何冊何枚

署名

職官氏名印

年月日提出

摘要	本月領	前月ま	計	本月拂	前月ま	計	拂込	備考
	収済額	での領		込済額	での拂			
	円	円	円	円	円	円	円	
一般会計								
何年度	0	0	0	0	0	0	0	
何年度	0	0	0	0	0	0	0	
計、	0	0	0	0	0	0	0	
何特別会計								
(一般会計の例 に倣う)								
合計	0	0	0	0	0	0	0	
拂込未済額区分								
主任収入 官吏官氏名							0	
某所分任収入 官吏官氏名							0	
某所分任収入 官吏官氏名							0	
計							0	

- 参考 (1) 単独で証明する場合、前任官吏から引継を受けた拂込未済額があるときは、その額を本月領収済額に併算し、且つ備考に附記すること。
 (2) 連名で証明する場合は、取扱官吏別の領収済額を備考に附記すること。
 (3) 前年度未拂込未済額は前月迄の領収済額欄に記入すること。

越 高	受領高	計	摘 要	拂出高	入 納付額	計	現 金		計	備 考
							現 金	預金部入		
0	0	0	國の所有金	円	円	円	円	円		
0	0	0	委任経理附	0	0	0	0	0		
0	0	0	客 何	0	0	0	0	0		
0	0	0	公有私有金	0	0	0	0	0		
0	0	0	託 証 得	0	0	0	0	0		
0	0	0	金 金 々	0	0	0	0	0		
0	0	0	計	0	0	0	0	0		
0	0	0	供 保 拾 何	0	0	0	0	0		

第八号 (昭和二十四、一、第一号改正)

(甲) の 1

昭和何年度
何年何月分
繰 替 拂

現金出納計算書

添 附 書 類
何 々

証 憑 書 類 何 冊 何 枚

通信官署名

職 官 氏 名 印

年 月 日 提 出

摘 要	受 高	摘 要	拂 高	備 考
過 越 金 受 領 高	円 0	資 金 交 付 高	円 0	
何 々	0	日 本 銀 行 歳 入 拂 込 高	0	
計	0	何 々	0	
越 高	0	計	0	
合 計	0	残 高	0	
		合 計	0	

参考 主任繰替拂等出納官吏は、この書式によること。

受 高	摘 要	拂 高	備 考
円 0	前年度からの越高	円 0	
0	資 金	0	
0	過 越 金	0	
0	何 々	0	
0	計	0	
0	郵便爲替金	0	
0	郵便貯金	0	
0	國庫金	0	
0	何 々	0	
0	翌年度への越高	0	越高分
0	計	0	分任出納官吏 某何円
0	合 計	0	出納員 某何円

参考 分任出納官吏又は出納員はこの書式によること。

(乙)

歳入金日本銀行に拂込済額

摘 要	越 高	領收高	計	拂込高	残 高	備 考
	円	円	円	円	円	
逓信省主管歳入金						
何 年 度	0	0	0	0	0	
何 年 度	0	0	0	0	0	
計	0	0	0	0	0	
何省主管歳入金						
何 年 度	0	0	0	0	0	
何 年 度	0	0	0	0	0	
計	0	0	0	0	0	
何特別会計歳入金 (前例に倣う)						
合 計	0	0	0	0	0	

- 参考 (1) 振替計算を以て整理したものは、領收高、振込高の欄を現金及び振替に区分すること。
- (2) 貨幣換算差減金等の差継整理をしたものは、拂込高の次に相当欄を設けること。

(甲) の 二

第十一号

昭和何年度何年何月分物品出納計算報告書

職官氏名	證明者	會計名種類	取	越	受	拂	残	備考
	職官氏名							
				円	円	円	円	
				円	円	円	円	
				円	円	円	円	
				円	円	円	円	
				円	円	円	円	
				円	円	円	円	
				円	円	円	円	
				円	円	円	円	
				円	円	円	円	

右の通りとりまとめ報告する

年 月 日 職官氏 名 印

會計検査院長宛

- 参考
- 一、本属長官又は部局長において、とりまとめ提出すること。
 - 二、種類の欄には、事務用物品、業務用物品等の區別を記載すること。
 - 三、物品出納簿に價格を記載していないものについては取扱高の欄にその旨を記載すること。
 - 四、物品を亡失毀損したものがあるときは、その品目、数量、價格及び事由を、會計法第四十三條の規定により弁償を命ぜられたものがあるときはその金額及び事由を備考に附記すること。

第十一号の二

昭和何年度

何年何月分

有價証券増減計算書

証券書類 何冊 何枚

職 官 氏 名 印

年 月 日 提出

摘要	越 高		受 高		拂 高		残 高		備 考
	枚数	券面額	枚数	券面額	枚数	券面額	枚数	券面額	
國の所有するもの		円		円		円		円	
公債	0	0	0	0	0	0	0	0	
株券	0	0	0	0	0	0	0	0	
何々	0	0	0	0	0	0	0	0	
計									
公有私有のもの									
公債	0	0	0	0	0	0	0	0	
株券	0	0	0	0	0	0	0	0	
何々	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	

残高
手許保管高 0
日本銀行寄託高 0
計

何々財産(分類名) 何々財産(種類名)		前期末 現在		本期増減				本期末 現在		備考	
用途 区分	数量 単位	数量	価格	増		減		差引増 減(△)	数量		価格
				数量	価格	数量	価格				
何々(口座別名称)			円		円		円			円	増は 何々 減は 何々 (以下 同じ)
何々(所在地名)											
土地	坪 (又は歩)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
立木竹	樹本	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	材積	石	0	0	0	0	0	0	0	0	
建物	(竹)束	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	建坪	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
工作物	延坪	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	器具	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
機械器	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
船舶	汽船	隻	0	0	0	0	0	0	0	0	
	帆船	隻	0	0	0	0	0	0	0	0	
法第二條第一項 第五号の権利	汽船	隻	0	0	0	0	0	0	0	0	
	帆船	隻	0	0	0	0	0	0	0	0	
法第二條第一項 第六号の権利	建坪	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(又は歩)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
有價証券その他	件	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	株	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(又は口)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
何々(所在地名) (前例に倣う)											
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
何々(口座別名称) (前例に倣う)											
区分別総計											
土地	坪 (又は歩)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
立木竹	樹本	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	材積	石	0	0	0	0	0	0	0	0	
建物	(竹)束	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	建坪	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
何々	延坪	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	器具	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
何々	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	

参考(1) 一般会計及び各特別会計所屬ごとに區別し、且つ行政財産については、その種類ごとに、一般会計に属する普通財産については、神社、寺院、教会用財産、公園用財産、相模校の物納に係るもの及び、総務費等費によつて取替したものは、各これを、細別し、別紙に調製すること。
 (2) 普通財産中、神社、寺院、教会用財産、公園用財産の價格の記載は、これを省略すること。
 (3) 増減事由を、國有財産法施行規則表第二に定めてある國有財産増減事由用語により備考に附記すること。
 (4) 價格を改定又は設定したものがあるときは、その金額事由を備考に附記すること。
 (5) 國有財産法第十二條及び第十五條の規定により所管機及び第十四條第一項第六号の規定により所管機をしたものがあるときは、その旨及び年月日を備考に附記すること。
 (6) 計算書には財産の分類別の区分別合計及びその会計の区分別合計を附記すること。
 (7) 最終計算書には当該年度の増減について分類、種類及びその会計の区分別の総計(但し、年一回提出のものを除く。)及び國有財産法施行規則表第二の増減事由用語別の集計調書を添附すること。

何 省 (何 廳)

昭 和 何 年 度

何 年 何 月 分

何 々 会 計

國有財産増減及び現在額計算書

添 附 書 類

何 々

証 拠 書 類 何 冊 何 枚

廳 名

職 官 氏 名 印

年 月 日 提 出

用途 区分	数量 單位	前期末 現在		本期増減						本期末 現在		備考
		数量	價格	増		減		差引増減(△)		数量	價格	
				数量	價格	数量	價格	数量	價格			
何々(用途別名称)		円		円	円	円	円	円	円	円		
何々(所在地名)												
土地	坪 (又は歩)	00		00		00		00		00		
立木竹	樹木 材積	本	00	00	00	00	00	00	00	00		
		石	00	00	00	00	00	00	00	00		
		(竹)束	00	00	00	00	00	00	00	00		
建物	建坪	00		00		00		00		00		
	延坪	00		00		00		00		00		
工作物		00		00		00		00		00		
何々		00		00		00		00		00		
計	件	0		0		0		0		0		
何々(所在地名)												
(前例に倣う)												
合計	件	0		0		0		0		0		
何々(用途別名称)												
(前例に倣う)												
区分別総計												
土地	坪 (又は歩)	00		00		00		00		00		
立木竹	樹木 材積	本	00	00	00	00	00	00	00	00		
		石	00	00	00	00	00	00	00	00		
		(竹)束	00	00	00	00	00	00	00	00		
建物	建坪	00		00		00		00		00		
	延坪	00		00		00		00		00		
工作物		00		00		00		00		00		
何々		00		00		00		00		00		
計	件	0		0		0		0		0		

参考

- (1) 一般会計及び特別会計ごとに、別紙に調製すること。
- (2) 用途の別は、國有財産法第二十二條（同法第十九條及び第二十六條において、準用する場合を含む。）の規定によつて無償貸付したものにあつては、綠地、公園、ため池、火葬場、墓地、じんあい焼却場又は生活困窮者の收容施設の別に、その他のものにあつては、その根拠法別とすること。
- (3) 件数は一契約をもつて一件とし、計欄に計上すること。
- (4) 数量については、單位未満を、價格については円位未満の端数を切り捨てること。但し、數量の全額が單位未満のものを除く。

何省(何廳)

昭和何年度

何年何月分

何々會計

國有財産無償貸付狀況計算書

証拠書類 何冊何枚

廳名

職官氏名印

年月日提出

●郵政事業特別会計規程（抄）

（昭和二十四年九月二十二日
公達 第四十五号）

第十三編 計算証明

目次

- 第一章 通 則
- 第二章 收支及び支出負担行為
- 第一節 通 規
- 第二節 証憑書類
- 第三章 現金の出納
- 第四章 物品の出納
- 第五章 國有財産

第一章 通 則

（通 規）

第一條 会計検査院に対する計算証明に關しては、別に定めるものの外、この編の定めるところにより、これを取り扱わなければならない。

（重複証明の省略）

第二條 証憑書類のうち、他の計算証明のため提出済のもの又は他の書類に添附するものがある場合において、証明規則第六條の規定による記載をし難いときは、文書番号（支出負担行為については、その整理番号）、年月日、科目、納人又は債権者の氏名等を記載し、その所在を明らかにした調書を添附するか又は当該証憑書類に附記しなければならない。

（証憑書類の編集）

第三條 歳入歳出に關する証憑書類は、毎日、決算編に定める当該傳票の正本ごとに区分し、これに日計表を附し適宜取りまとめ表紙（第一号様式）を添えて編集しなければならない。但し、分任歳入徴収官及び分任支出官は、歳入と歳出とに区分して編集し、日計表の添附を省略することができる。

（出納計算書の特命作成）

第四條 経理局長、貯金局長、簡易保険局長及び郵政局長は、予決令第二百二十六條により、他の官吏に命じて、出納官吏又は出納員の計算書を作成させることができる。

第二章 收支及び支出負担行為

第一節 通 規

第七條 経理局長は、決算編第二十一條の規定により、支出官から前渡資金收支月計表の送付を受けたときは、これを審査し、その月末日までに、会計検査院に送付しなければならない。

第八條 支出負担行為担当官は、毎月、支出負担行為計算書（第二号様式）を作成し、証明規則第三号書式による内訳を附し、証憑書類を添え、翌月二十日までに、経理局長に送付しなければならない。

第九條 経理局長は、前條の計算書の送付を受けたときは、これを審査し、その月末日までに、会計検査院に送付しなければならない。

第二節 証憑書類

（歳入の証憑書類）

第十條 左の歳入については、收納傳票又は振替傳票をもつて、証憑書類に代えることができる。

- 一 雑収入の物件貸付料で、一件年額又は総額五万円未満のもの
- 二 雑収入の不動産賣拂代、物件賣拂代等で、一件五万円未満のもの

（合計残高試算表）

第五條 経理局長は、令第二十一條の規定により、主任歳入徴収官及び支出官から合計残高試算表及び証憑書類の送付を受けたときは、これを審査し、この月末日までに、会計検査院に送付の手続をしなければならない。

（歳入歳出決定計算書）

第六條 経理局長は、毎会計年度、歳入歳出決定計算書を作成し、左に掲げる書類を添え、翌年度七月末日までに、会計検査院に送付の手続をしなければならない。

- 一 当該年度の事業計画実績書、損益計算書、貸借対照表、財産目録、資産價額増減表及び資本増減表
- 二 物品の價格を評價し、又は改定したものであるものについては、その事由及び計算の基礎を明らかにした調書
- 三 最終の合計残高試算表
- 四 年度末日の未收金、前拂金、未拂金、前受金等についてはその金額、事由及びその完結すべき期限を記載した調書。但し、既往の会計年度に属する分は、これを区分掲記すること。

（前渡資金收支月計表）

一編十一類 郵政事業特別会計規程（計算証明）

收支及び支出負担行為

一編十一類 郵政事業特別会計規程（計算証明） 現金の出納

三 雑収入の雑入の弁償及び違約金、延滞金、返納金、没收金等で、一件五万円未満のもの

四 雑収入の病院収入で、一件五万円未満のもの

五 雑収入の恩給法納金

六 雑収入の預金利子

七 印紙収入、切手収入、郵便収入及び爲替貯金収入

（延納明細書）

第十一條 歳入金で延納を許可したものがあるときは、最終の收支月計表にその明細書（第三号様式）を添附しなければならない。

（支出の証憑書類）

第十二條 決算編第十六條に規定する收支月計表には、支出の証憑書類として請求書、領收書、支拂請求内訳書等支出を証明する書類及び支拂傳票並びに振替傳票を添附して提出しなければならない。

（科目更正等の証憑書類）

第十三條 科目更正その他過誤訂正をしたものがあるときは、收支月計表の備考欄に事由を簡記し、收納傳票又は振替傳票を添附しなければならない。

の。

三 繰替拂現金出納計算書は、計算規程の定めるところによる。

第十七條 前條第一項の規定により収入金現金出納計算書の送付を受けた歳入徴收官及び同條第二号の規定により歳入歳出外現金出納計算書の送付を受けた部局長は、これを審査し、その月二十日までに、経理局長に送付しなければならない。

第十八條 経理局長は、第十六條、第十七條及び計算規程の定めるところにより、各種の現金出納計算書及び繰替拂現金出納計算報告書の送付を受けたときは、これを審査し、その月末日までに、会計検査院に送付しなければならない。

第十九條 各種の現金出納官吏が交替した場合において、証明規則第四十六條第二項の規定によらないで、單獨に証明しようとするときは、出納官吏交替後十五日以内に現金出納計算書を作成し、前三條の規定に準じ処理しなければならない。

第四章 物品

（物品出納報告書）

第二十條 物品会計官吏は、毎会計年度、物品出納報告書（第四号様式）を作成し、翌年度四月三十日までに、左の各号に

一編十一類 郵政事業特別会計規程（計算証明） 物品

八五四

（支出負担行爲定額の証憑書類）

第十四條 支出負担行爲担当官は、分任支出負担行爲担当官（以下「分任担当官」という。）に示達した支出負担行爲定額の証憑書類として、分任担当官別、科目別の金額を明らかにした仕訳書（様式適宜）を提出しなければならない。

（分任担当官の支出負担行爲の証憑書類）

第十五條 分任担当官の支出負担行爲に関する証憑書類は、その支出をした分任支出官の支出に関する証憑書類として処理するものとする。

第三章 現金の出納

（現金出納計算書）

第十六條 収入官吏、歳入歳出外現金出納官吏及び分任繰替拂等出納官吏は、現金出納計算書を作成し、左の各号によりこれを送付しなければならない。但し、取扱が皆無の場合は、その旨を報告するものとする。

一 収入金現金出納計算書は、四半期ごとにこれを作成し、次月初十日までに、所属の歳入徴收官に送付する。

二 歳入歳出外現金出納計算書は、毎会計年度これを作成し、翌年度四月十日までに、收支編に規定する部局長に送付す

より、これを送付しなければならない。

一 大臣官房人事部、同資材部、同文書課並びに通信博物館及び東京通信病院の物品会計官吏は、大臣官房資材部長

二 貯金局及び地方貯金局の物品会計官吏は、貯金局長

三 簡易保険局及び地方簡易保険局の物品会計官吏は、簡易保険局長

四 通信博物館、東京通信病院以外の附属機関及び郵政監察局並びに郵便局の物品会計官吏は、その所在地を管轄する郵政局長

（物品出納計算報告書）

第二十一條 大臣官房資材部長、貯金局長、簡易保険局長及び郵政局長は、物品出納報告書の送付を受けたときは、これを審査し、全部を取りまとめの上、物品出納計算報告書を作成し、五月二十日までに、経理局長に送付しなければならない。

（物品出納計算報告書）

第二十二條 経理局長は、前條の物品出納計算報告書の送付を受けたときは、これを審査し、五月末日までに、会計検査院に送付しなければならない。

（切手類出納計算書）

八五五

第二十三條 切手類会計官吏は、毎会計年度、切手類出納計算書（切手編第十三号様式準用）を作成し、翌年度四月二十日までに、左の各号により送付しなければならない。

- 一 大臣官房資材部の切手類会計官吏は、大臣官房資材部長
- 二 郵政局及び郵便局の切手類会計官吏は、所轄郵政局長

第二十四條 第二十一條及び第二十二條の規定は、切手類出納計算書について、これを準用する。

第五章 國有財産

（國有財産増減及び現在額計算書等）

第二十五條 國有財産に関する事務を掌理する部局長は、毎会計年度、國有財産増減及び現在額計算書（証明規則第十二号様式）正副二通及び國有財産無償貸付状況計算書（証明規則第十二号書式の二）を作成し、証拠書類を添え、翌年度四月末日までに、大臣官房建築部長に送付しなければならない。

2 大臣官房建築部長は、前項の計算書の送付を受けたときは、これを調査し、國有財産増減及び現在額計算書正本及び國有財産無償貸付状況計算書は、五月十日までに、経理局長に送付しなければならない。

第二十六條 経理局長は、前條の計算書の送付を受けたときは、

これを審査し、五月末日までに、会計検査院に送付しなければならない。

様式目次

- 第一号様式 郵政事業特別会計收支証拠書類
- 第二号様式 支出負担行為計算書
- 第三号様式 延納明細書
- 第四号様式 物品出納報告書

第一号様式

寸法B五
紙質厚紙 (第三條)

全冊の内	昭和 年度	日から	日まで	
第 号	昭和 年 月分	日分		

郵政事業特別会計收支証拠書類

局 所 名

紙数 枚

支出負担行為計算書

支出官名

昭和 年 月 日

添附書類
何 冊
証拠書類 冊

年 月 日提出

第二号様式

昭和

年度郵政事業特別会計

歳出予算に基づく支出負担行為

支出負担行為担当官

職 氏 名

紙質寸法

B

和紙薄葉

紙四

(第八條)

部局等	科目	支出負担行為計画		支出負担行為計画		支出負担行為計画	支出決定済	備考
		本月分	本月まで	本月分	本月まで			
	何(部)	円	円	円	円	円	円	
	何(款)							
	何(項)							
	何(目)							
	指定経費その他							
	計							

参考 (1) 二以上の部局等の支出負担行為があるときは、合計を附する。

(2) 二以上の支出官の分について支出負担行為をしたときは、各別紙に作成し、この書式による集計表を附する。

(3) 既往年度の国庫債務負担行為に基づき支出負担行為又は当該年度の国庫債務負担行為に基づき支出負担行為で当初の歳出予算に計上され、若しくは歳出の追加予算に計上され又は予備費の使用を承認されたものを歳出予算に基づく支出負担行為として整理するときは、その都度その旨及び金額を備考に附記し、最終の計算書の備考に各科目別合計を記載する。但し、この科目別合計のうち、支出決定に至らないものは、その科目別金額を明らかにする。

(4) 支出決定済歳出額の欄には、支出官の支出決定済額を掲げる。

延納明細書

摘要	前年度		本年度				翌年度		越年度		備考
	件数	金額	件数	金額	延期完了数	納入者額	件数	金額	件数	金額	
業務収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
木竹拂下代	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
何々											
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
何々											
(前例にならぬ)											
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

第三号様式 紙質寸法
適定 (第十一條)

(ろ) 現金受拂					
受 入		備 考	拂 出		備 考
摘 要	金 額		摘 要	金 額	
現金前月から越高	円 0		支拂元受へ補足	円 0	
何年度積立金受入	0		支拂元受へ繰替	0	
支拂元受から返還	0		貸 付 金	0	
貸付金回収	0		有價証券購入	0	
有價証券賣却	0		預 金	0	
有價証券償還	0		欠 損	0	
有價証券当籤	0		何 々	0	越高中何円 は日本銀行
預金拂戻	0		現金翌月へ越高	0	何円は出納
何 々	0				
計	0		計	0	

昭和何年度
何年何月分
國庫金運用計算書
何々会計(何勘定)

添附書類
何々
証憑書類 何冊何枚

職 名
職 官 氏 名 印
年 月 日 提 出

- 参考 (1) 特別会計中勘定を異にするものは各別に提出すること。
(2) 毎月計算証明しないものは本書式中の何月又は前月とあるを何期又は前期等とすること。

(わ) 総 括						
摘 要	越 高	増	減	残 高	備 考	
現 金	円 0	円 0	円 0	円 0		
貸 付 金	0	0	0	0		
預 金	0	0	0	0		
有 價 証 券	0	0	0	0		
何 々	0	0	0	0		
計	0	0	0	0		

参 考 甲種登録國債は有價証券とみなして併算掲記すること。

(注) 有 價 証 券

摘 要	利率	越 高		入 入		買 却		貸 違		何 々		残 高		運 用 收 入		備 考	
		額面	價額	額面	價額	額面	價額	額面	價額	額面	價額	額面	價額	利息	買 却 差益(損)		償還又は 当籤差益
何々証券	0	円0	円0	円0	円0	円0	円0	円0	円0	円0	円0	円0	円0	円0	円0	円0	
何々証券	0	円0	円0	円0	円0	円0	円0	円0	円0	円0	円0	円0	円0	円0	円0	円0	
何々証券	0	円0	円0	円0	円0	円0	円0	円0	円0	円0	円0	円0	円0	円0	円0	円0	
計		円0	円0	円0	円0	円0	円0	円0	円0	円0	円0	円0	円0	円0	円0	円0	

参 考

- (1) 甲種登録国債は区分掲記すること。
- (2) 買却の分はその価格を備考に附記すること。
- (3) 残高の保管の方法を備考に附記すること。

(へ) 損 益 表

摘 要	本月分	前月迄	計	備 考
利 益	円0	円0	円0	
貸付金利息	0	0	0	
預金利息	0	0	0	
有價証券利息	0	0	0	
何 々	0	0	0	
利息収入計	0	0	0	
当籤差益	0	0	0	
何々賣却益	0	0	0	
何 々	0	0	0	
利益合計	0	0	0	
損 失	0	0	0	
何々賣却損	0	0	0	
何 々	0	0	0	
損失合計	0	0	0	

参 考

歳入所属年度を備考に附記すること。

◎会計検査院法 (昭和二十二年四月十九日法律第七十三号)

会計検査院法 目次

- 第一章 組織
 - 第一節 総則
 - 第二節 検査官
 - 第三節 検査官会議
 - 第四節 事務総局
- 第二章 権限
 - 第一節 総則
 - 第二節 検査の範囲
 - 第三節 検査の方法
 - 第四節 検査報告
 - 第五節 会計事務職員の仕事
 - 第六節 雑則
- 第三章 会計検査院規則

第一章 組織

第一節 総則

第一節 総則

第一條 会計検査院は、内閣に対し独立の地位を有する。

第二條 会計検査院は、三人の検査官を以て構成する検査官会議と事務総局を以てこれを組織する。

第三條 会計検査院の長は、検査官のうちから互選した者について、内閣においてこれを命ずる。

第二節 検査官

第四條 検査官は、両議院の同意を経て、内閣がこれを任命する。

検査官の任命については、衆議院が同意して参議院が同意しない場合においては、日本國憲法第六十七條第二項の場合の例により、衆議院の同意を以て両議院の同意とする。

検査官の任免は、天皇がこれを認証する。

検査官の受ける俸給の額は、國務大臣の受ける俸給の額に準ずる額とする。

第五條 検査官の任期は、七年とし、一回に限り再任されることができる。

検査官が任期中に欠けたときは、後任の検査官は、前任者の残任期間在任する。

四 第二十四條の規定による計算証明に関する事項

五 第三十一條の規定による処分要求

六 第三十二條の規定による出納職員の検定

七 第三十五條の規定による審査決定

八 第三十六條の規定による意見の表示又は処置要求

九 第三十七條の規定による意見の表示

第四節 事務総局

第十二條 事務総局は、検査官会議の指揮監督の下に、庶務並びに検査及び審査の事務を掌る。

事務総局に官房及び左の四局を置く。

検査第一局

検査第二局

検査第三局

検査第四局

官房及び各局の事務の分掌及び分課は、会計検査院規則の定めるところによる。

第十三條 事務総局に、事務総長一人、事務総局次長一人、秘書官、事務官及び技官を置く。

事務総長及び次長は、一級とし、秘書官は二級、事務官は

検査官は、満六十五才に達したときは、退官する。

第六條 検査官は、他の検査官の合議により、心身の故障のため職務の執行ができないと決定され、又は職務上の義務に違反する事実があると決定された場合において、両議院の議決があつたときは、退官する。

第四條第二項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

第七條 検査官は、刑事裁判により禁錮以上の刑に処せられたときは、その官を失う。

第八條 検査官は、前二條の場合を除いては、その意に反してその官を失うことがない。

第九條 検査官は、他の官を兼ね、又は國會議員、若しくは地方公共団体の吏員若しくは議会の議員となることができない。

第三節 検査官会議

第十條 検査官会議の議長は、院長を以て、これに充てる。

第十一條 左の事項は、検査官会議でこれを決する。

- 一 第三十八條の規定による会計検査院規則の制定又は改廃
- 二 第二十九條の規定による検査報告
- 三 第二十三條の規定による検査を受けるもの決定

一級、二級又は三級、技官は二級又は三級とする。
一級事務官は専任十一人とする。

第十四條 一級官吏は、検査官の合議で決するところにより、内閣でその任免、進退を行う。

事務総長及び次長については、官吏の任用級級の資格に関する法令の規定は、これを適用しない。

二級官吏は、検査官の同意を経て事務総長の指名するところにより、内閣総理大臣においてその任免、進退を行う。

三級官吏は、事務総長においてその任免、進退を行う。

第十五條 事務総長は、事務総局の局務を統理し、公文に署名する。

次長は、事務総長を補佐し、その欠けたとき又は事故があるときは、その職務を行う。

第十六條 各局長は、事務総長の推薦により、検査官の同意を経て一級事務官のうちから、院長がこれを補する。

各局長は、局務を掌理する。

第十七條 秘書官は、検査官の命を受けて、機密に関する事務に従事する。

事務官は、官房又は各局の課長となり、又は局課に分属し、

上官の指揮を受け、庶務、検査又は審査の事務に従事する。

第十八條 技官は、各局課に分属し、上官の指揮を受け、技術に従事する。

第十九條 会計検査院は、会計検査院規則の定めるところにより事務総局の支局を置くことができる。

第二章 権限

第一節 総則

第二十條 会計検査院は、日本國憲法第九十條の規定により國の收入支出の決算の検査を行う外、法律に定める会計の検査を行う。

会計検査院は、常時会計検査を行い、会計経理を監督し、その適正を期し、且つ、是正を図る。

第二十一條 会計検査院は、検査の結果により、國の收入支出の決算を確認する。

第二節 検査の範囲

第二十二條 会計検査院の検査を必要とするものは、左の通りである。

- 一 國の毎月の收入支出
- 二 國の所有する現金及び國有財産の受拂

会計

七 國の工事の請負人及び國に対する物品の納入者との契約に関する会計

会計検査院が前項の規定により検査をするときは、これを関係者に通知するものとする。

○総務局長より部内一般へ通告（昭和二十二年七月三日）
（査第一九二二号）

会計検査院法第二十三條第一項の規定によつて、次のように検査通知があつたから、了知ありたい。
普第一二九号

昭和二十二年五月三日

会計検査院長 荒井誠一郎

逓信大臣 一松定吉殿

会計検査院の検査に付するもの通知に関する件

会計検査院は、会計検査院法第二十三條第一項に規定するものうち左記のものは昭和二十二年五月三日以降検査することに決定したから、これを通知する。

- 一、國の所有する物品、有價証券
- 二、國の保管する現金
- 三、國が補助金獎勵金を交付し、その他財政援助を興えている都道府縣のその会計
- 四、國が給與金を支給している逓信共済組合の会計

六 國が借入金元金又は利子の拂支を保証しているもの

計

五 國が資本金を出資したものが更に出資しているもの会計

四 國が資本金の一部を出資しているもの会計

第三節 検査の方法

第二十四條 会計検査院の検査を受けるものは、会計検査院の定める計算証明の規程により、常時に、計算書及び証拠書類を、会計検査院に提出しなければならない。

國が所有し又は保管する現金、物品及び有價証券の受拂については、前項の計算書及び証拠書類に代えて、会計検査院の指定する他の書類を会計検査院に提出することができる。

第二十五條 会計検査院は、常時又は臨時に職員を派遣して、実地の検査をすることができる。

第二十六條 会計検査院は、検査上の必要により検査を受けるものに帳簿、書類若しくは報告の提出を求め、又は関係者に質問し若しくは出頭を求めることができる。

第二十七條 会計検査院の検査を受ける会計経理に関し左の事實があるときは、本属長官又は監督官廳その他これに準ずる責任のある者は、直ちに、その旨を会計検査院に報告しなければならない。

- 一 会計に関係のある犯罪が発覚したとき
- 二 現金、有價証券その他の財産の亡失を発見したとき

第二十八條 会計検査院は、検査上の必要により、官廳、公共

第三十條 会計検査院は、前條の検査報告に関し、國會に出席して説明することを必要と認めるときは、検査官をして出席せしめ又は書面でこれを説明することができる。

第五節 会計事務職員の責任

第三十一條 会計検査院は、検査の結果國の会計事務を処理する職員が故意又は重大な過失により著しく國に損害を與えたと認めるときは、本属長官その他監督の責任に当る者に対し懲戒の処分を要求することができる。

前項の規定は、國の会計事務を処理する職員が計算書及び証拠書類の提出を怠る等計算証明の規程を守らない場合又は第二十六條の規定による要求を受けこれに應じない場合に、これを準用する。

第三十二條 会計検査院は、出納職員が現金又は物品を亡失毀損したときは、善良な管理者の注意を怠つたため國に損害を與えた事実があるかどうかを審理し、その弁償責任の有無を検定する。

会計検査院が弁償責任があると検定したときは、本属長官その他出納職員を監督する責任のある者は、前項の検定に従つて弁償を命じなければならない。

團體その他の者に対し、資料の提出、鑑定等を依頼することができる。

第四節 検査報告

第二十九條 日本國憲法第九十條により作成する検査報告には、左の事項を掲記しなければならない。

- 一 國の収入支出の決算の確認
- 二 國の収入支出の決算金額と日本銀行の提出した計算書の金額との不符の有無
- 三 検査の結果法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認められた事項の有無
- 四 予備費の支出で國會の承諾をうける手続を採らなかつたものの有無
- 五 第三十一條の規定により懲戒の処分を要求した事項及びその結果
- 六 第三十二條の規定による出納職員に対する検定
- 七 第三十四條の規定により意見を表示し又は処置を要求した事項及びその結果
- 八 第三十六條の規定により意見を表示し又は処置を要求した事項及びその結果

第一項の弁償責任は恩赦によらなければならない。

会計検査院は、第一項の規定により出納職員の弁償責任がないと検定した場合においても、計算書及び証拠書類の誤謬脱漏等によりその検定が不当であることを発見したときは五年間を限り再検定をすることができる。前二項の規定はこの場合に、これを準用する。

第三十三條 会計検査院は、検査の結果國の会計事務を処理する職員に職務上の犯罪があると認められたときは、その事件を檢察廳に通告しなければならない。

第六節 雜則

第三十四條 会計検査院は、検査の進行に伴い、会計経理に關し法令に違反し又は不当であると認める事項がある場合には、直ちに、本属長官又は関係者に対し当該会計経理について意見を表示し又は適宜の処置を要求し及びその後の経理については是正改善の処置をさせることができる。

第三十五條 会計検査院は、國の会計事務を処理する職員が會計経理の取扱に関し、利害関係人から審査の要求があつたときは、これを審査し、その結果是正を要するものがあると認めるときは、その判定を主務官廳その他の責任者に通知しな

ければならない。

主務官廳又は責任者は、前項の通知を受けたときは、その通知された判定に基いて適当な措置を採らなければならない。

第三十六條 会計検査院は、検査の結果法令、制度又は行政に關し改善を必要とする事項があると認めるときは、主務官廳その他の責任者に意見を表示し又は改善の処置を要求することができる。

第三十七條 会計検査院は、左の場合には予めその通知を受け、これに対し意見を表示することができる。

- 一 國の会計経理に關する法令を制定し又は改廃するとき
- 二 國の現金、物品及び有價証券の出納並びに簿記に關する規程を制定し又は改廢するとき

國の会計事務を処理する職員がその職務の執行に關し疑義のある事項につき会計検査院の意見を求めたときは、会計検査院は、これに対し意見を表示しなければならない。

第三章 会計検査院規則

第三十八條 この法律に定めるものの外、会計検査に關し必要な規則は、会計検査院がこれを定める。

長又は検査官のうち、同項の会計検査院長の指名する者二人は、この法律により、検査官の任命があるまでは、検査官の職務を行うものとする。

この法律施行の際現に在職する会計検査院長は、この法律により、事務総長の任命があるまでは、事務総長の職務を行うものとする。

第六條 この法律施行の際現に在職する部長、検査官、書記官、副検査官、理事官及び書記は、別に辞令を發せられないときは、同俸給を以て事務官に任ぜられ、勅任の者は「一級、奏任の者は二級、判任の者は三級に敘せられたものとする。

この法律施行の際現に休職中の会計検査院の職員は、別に辞令を發せられないときは、休職のまま、前項の例により事務官に任ぜられたものとする。

第七條 この法律により初めて任命される検査官のうち二人の任期は、第五條第一項の規定にかかわらず、一人については三年、他の一人については五年とする。

附 則 (昭和二十二年十二月十九日法律第百二十九号)

この法律は、國務大臣の俸給の額が法律の規定で定められ、当該規定が適用される日から、これを適用する。

附 則

第一條 この法律は、日本國憲法施行の日から、これを施行する。

第二條 左の法律は、これを廢止する。

明治二十九年法律第九十一号(会計検査官退官ニ關スル法律)

會計検査官懲戒法

第三條 この法律施行前の事由に因る出納官吏の弁償責任に關する第三十二條第三項及び第四項の改正規定の適用については、従前の規定による判決は、これを同條第一項の改正規定による檢定とみなす。

第四條 この法律施行の際現に存する会計検査院事務章程その他会計検査院の制定に係る会計検査に關する諸規程に定めたる事項は、第三十八條の改正規定による会計検査院規則の制定があるまでは、なお従前の例による。

第五條 この法律施行の際現に在職する会計検査院長は、この法律により、会計検査院の長の任命があるまでは、会計検査院の長の地位にあるものとする。

前項の会計検査院長及びこの法律施行の際現に在職する部

◎會計検査院事務総局事務分掌及び分課規則

(昭和二十二年五月三日 会計検査院規則第三号)

第一章 事務総長官房

第一條 事務総長官房に、總務、人事、調査及び會計の四課を置く。(昭和二三、一二) (第五号改正)

第二條 總務課は、左の事務を掌る。(昭和二三、一二) (第五号改正)

- 一 検査官會議の議事に関する事
- 二 院長又は總長の決裁を要する文書(人事課の所掌に屬するものを除く)の取扱に關すること
- 三 國會との交渉に關すること
- 四 会計検査院諸法規の制定及び改廢に關すること
- 五 検査各局に共通する検査事項の處理に關すること
- 六 会計検査院法第三十六條及び同法第三十七條の規定による意見の表示又は処置の要求に關すること
- 七 会計検査院法第二十三條の規定による検査をするもの指定に關すること
- 八 計算証明規則に基く指定又は承認に關すること

- 九 文書の発受及び保存に関すること
 - 十 官報掲載に関すること
 - 十一 図書保管及び出納に関すること
 - 十二 印刷に関すること
 - 十三 総長官房の事務で、他の課の所掌に属しないもの
- 第三條** 人事課は、左の事務を掌る。(昭和二三、一二) (第五号改正)
- 一 院長の互選に関すること
 - 二 官印等の管守に関すること
 - 三 職員の出張に関すること
 - 四 職員の身分及び給與に関すること
 - 五 職員の能率の發揮及び増進に関すること
 - 六 職員の教育訓練に関すること
 - 七 職員の福利厚生の企画に関すること
 - 八 職員組合に関すること
 - 九 その他人事に関すること

- 第四條** 調査課は、左の事務を掌る。(昭和二三、一二) (第五号改正)
- 一 財政及び経済の調査に関すること
 - 二 法制の調査に関すること
 - 三 予算及び決算の総合的調査に関すること

査を分掌している課が、これを分掌する。但し、共管その他分掌の不明なものについては、総長の定めるところによる。(昭和二三、一二) (第五号改正)

第八條 各省各廳所掌の歳入歳出予算で、他の各省各廳に配賦されたものは、配賦をうけた各省各廳の検査を分掌している課が、これを分掌する。(昭和二三、一二) (第五号改正)

附則
この規則は、昭和二十二年五月三日から、これを施行する。

局	課	分掌事務
第一局 検査	第一課	決算の総括、皇室費、國會、会計検査院、内閣(他の課の所掌に属する分を除く)、大蔵省(他の課の所掌に属する分を除く)、日本銀行一般会計歳入決算の総括
	第二課	財産税等収入金特別会計決算の総括、東京、札幌、仙台各財務局及びその管内税務署、横浜、函館各税関
	第三課	大蔵、名古屋各財務局及びその管内税務署、神戸、大阪各税関
	第四課	廣島、高松、熊本各財務局及びその管内税務署、門司税関
	第五課	貿易、貿易公團、産業復興公團、船舶公團、その他國が出資している法人(他の課の所掌に属する分を除く)、日本勧業銀行、日本興業銀行、閉鎖機関及び解散団体

- 四 検査資料の整備及び配布に関すること
 - 五 検査済否報告書の調査及び整理に関すること
 - 六 会計検査院年報の資料の整備に関すること
 - 七 決算統計その他の統計の作製に関すること
 - 八 渉外事項及び翻譯に関すること
- 第五條** 会計課は、左の事務を掌る。(昭和二三、一二) (第五号改正)
- 一 予算、決算及び収入、支出に関すること
 - 二 國有財産及び物品(圖書を除く)に関すること
 - 三 管轄及び契約に関すること
 - 四 廳中の衛生及び警備に関すること
 - 五 職員の福利厚生施設の管理に関すること
 - 六 職員共済組合の経理に関すること

第二章 検査各局

- 第六條** 検査第一局及び検査第二局に各第一乃至第六の六課を、検査第三局に第一乃至第五の五課を、検査第四局に、第一乃至第三、検定及び審査の五課を置く。(昭和二三、一二) (第五号改正)
- 各課の事務の分掌は、別表の区分による。
- 第七條** 会計検査院法第二十三條第一項第二号、第三号、第六号及び第七号に規定する各会計の検査は、各その主管廳の検査

局	課	分掌事務
第二局 検査	第一課	各種配給公團、價格調整公團、帝都高速交通營團、大日本育英會
	第二課	建設院(他の課の分掌に属する分を除く)、地方財政委員会、全國選舉管理委員会、國家公安委員会、都道府縣(他の課の所掌に属する分を除く)
	第三課	建設院建設局、同特別建設局、第二技術研究所、近畿以西の府縣
	第四課	厚生省、労働省
	第五課	農林省
	第六課	商工省
第三局 検査	第一課	造幣局、印刷局、專賣局
	第二課	裁判所、法務廳
	第三課	國有鉄道事業特別会計(仙台、札幌、函館、青森管内の分を除く)、運輸省建設本部、日本通運株式会社
	第四課	通省
	第五課	運輸省(他の課の所掌に属する分を除く)
	第六課	終職處理費、賠償施設處理費、特別調達(いすれも他の課の所掌に属する分を除く)、賠償、連絡調整事務局
第四局 検査	第一課	外務省、近畿以西所在各官署及び府縣の取扱う終職處理費並びに賠償施設處理費、近畿以西の特別調達各支局
	第二課	國有財産の總括、大蔵省所管國有財産檢定、懲戒処分要求、檢察廳に対する通告
	第三課	檢定課
	第四課	審査課
	第五課	審査要求の處理
	第六課	審査課

會計監査

會計監査

第十二類 会計監査

●郵政事業特別会計規程(抄)

昭和二十四年九月二十二日
公達 第四十五号

第十二編 会計監査

目次

- 第一章 通則
- 第二章 監査
 - 第一節 書面検査
 - 第二節 実地検査
- 第三章 審査
 - 第一節 回答及び弁明
 - 第二節 通知及び報告
 - 第三節 弁償命令及び措置
- 第四章 雑則

第一章 通則

(監査の目的)

一編十二類 郵政事業特別会計規程(会計監査) 目次 通則 監査

第一條 会計監査は、会計事務が経済的且つ合法的に処理されているか否かを検査し、その結果に基いて、会計事務の改善及び郵政事業の経営成績の向上に資することを本旨とする。
(部局長及び局所長)

第二條 この編において「部局長」とは、経理局長及び郵政局長を、「局所長」とは、現金出納官吏、現金出納員、物品会計官吏又は切手類会計官吏(以下この編において「出納事務職員」という。)の在勤する局所の長をいう。

第二章 監査

第一節 書面検査

(書面検査の要領)

第三條 書面検査に従事する職員は、会計検査院に提出される各種の計算書及び附属証拠書類並びに大臣又は郵政局長に提出される各種の決算諸表その他の報告書を審査し、所定の期限内に、それぞれ処理しなければならない。

2 前項の審査は、特に左の事項に注意して行わなければならない。

一 計算書類及び附属証拠書類、各種の決算諸表等は、法令の規定に従い作成されているか、又その提出期限は、励行

されているか。

- 一 違法、過誤、怠慢、不経済その他の非違の事実はないか。

（事後措置）

第四條 部局長は、前條の規定による審査の結果、必要があると認めるときは、実地検査を命じ、照会を発し、弁明を求め又は訂正をさせなければならない。

第二節 実地検査

（実地検査員）

第五條 実地検査に従事する官吏（以下この編において「実地検査員」という。）は、部局長がこれを命ずる。

2 実地検査員は、経理局監査課若しくは郵政局経理部監査課に勤務する官吏又は特に適任と認められた官吏の中からこれを選定しなければならない。

（実地検査員証）

第六條 部局長は、前條の実地検査員を命じたときは、会計実地検査員証（第一号様式）を交付する。

（実地検査の施行）

第七條 実地検査員は、実地検査の着手前に、検査局所の長及

- 四 その局所の既往における收支状況
- 五 人員の配置及び業務分担の概況
- 六 前回までの実地検査の成績及びその指示事項
- 七 その他検査上必要と認める事項

（予算の検査）

第十一條 実地検査員は、予算に関しては、特に左の事項を検査しなければならない。

- 一 予算の要求は、正確な資料に基いて適切に行われているか。
- 二 予算の使用計画は、事業の实情に應じ、適切にたてられているか。
- 三 予算の配賦は、合理的に行われているか。
- 四 予算の執行は、令達額の範囲内で緩急に應じ、経済的且つ合法的に行われているか。
- 五 予算の流用及び繰越に関する処理は、正しいか。

（収入及び支出の検査）

第十二條 実地検査員は、収入及び支出に関しては、特に左の事項を検査しなければならない。

- 一 収入については、徴収すべき権利の測定は、適法である

び出納事務職員に、会計実地検査員証を呈示しなければならない。

第八條 実地検査は、各局所の現金、物品、財産若しくは会計諸帳簿書類の所在場所又は工事の現場等において、原則として毎会計年度一回以上行うものとする。

2 実地検査は、事前に関係局所に通報しないで行うものとする。但し、部局長において必要があると認めるときは、この限りでない。

（検査の範囲）

第九條 実地検査は、前回の検査の翌日から臨局の日までの会計事務の全般について精密に行うものとする。但し、特別の事情があるときは、その一部についてこれを行うことができる。

（事前調査）

第十條 実地検査員は、あらかじめ左の事項を調査して、実地検査を行わなければならない。

- 一 土地の状況及び局務全般の概要
- 二 会計事務の取扱範囲
- 三 会計事務に関する最近の通達事項又は懸案事項

か。その納入告知は、遅延していないか。収納未済についての処理は、適当であるか。

二 支出については、支出すべき債務の測定に過誤はないか。決議書、契約書、物品の検収又は工事の検査に関する書類その他の関係書類は、完備されているか。その支拂は、遅延していないか。

三 前拂金、前受金、未收金及び未拂金の整理は、正しいか。

四 歳入収納済額と出納官吏領收済額及び歳出支出済額と出納官吏支拂済額との対照整理は、励行されているか。

（契約の検査）

第十三條 実地検査員は、契約に関しては、特に左の事項を検査しなければならない。

- 一 契約の時期の選択は、適当であるか。
- 二 一般競争、指名競争、又は随意契約の契約方法及び相手方の選択並びに処理は、適正であるか。
- 三 予定価格の算定は、確かな資料によつて正しく行われているか。
- 四 契約金額は、公定価格の範囲内で有利に決定されているか。

五 納入の場所、納期の指定その他の契約条件は、適當であるか。

六 違約金及び遅滞金の処理は、適正であるか。

（現金及び物品の検査）

第十四條 実地検査員は、現金及び物品（切手類及び印紙を含む。以下同じ。）に関しては、特に左の事項を検査しなければならない。

一 出納及び保管は、適切であるか。

二 物品の調達計画、使用計画及び使用の実績は、適當であるか。

三 物品の保有量は、適當であるか。

四 亡失、き損及び不用品の処理は、適正であるか。

（固定資産の検査）

第十五條 実地検査員は、固定資産に関しては、特に左の事項を検査しなければならない。

一 固定資産の価格の算定は、適當であるか。

二 固定資産の運用は、その保有の目的に應じ、有効適切に行われているか。

三 固定資産の管理及び賣拂、讓與、交換、又は貸付等の処

分並びに処理は、正しいか。

四 固定資産の削除並びに減價償却及びその繰もどし処理は適正であるか。

（工場計算の検査）

第十六條 実地検査員は、工場計算に関しては、特に左の事項を検査しなければならない。

一 工場の経営は、経済的であるか。

二 製品又は修理品の原價計算は、適正であるか。

三 副生品、不用となつた材料の処理は、適正であるか。

（決算の検査）

第十七條 実地検査員は、決算に関しては、特に左の事項を検査しなければならない。

一 各種決算に関する書類の作成は、正確であるか。

二 各種決算に関する報告書の取まとめ及び集計は、過誤なく且つ遅滞なく行われているか。

三 各種取引に関する仕訳並びに原簿及び補助簿の記入は、適正であるか。

四 試算表は、関係帳簿書類に照らし、正確に作成されているか。

五 各種計算の事業別分計は、正しく行われているか。
（その他の注意事項）

第十八條 実地検査員は、前七條に規定するものの外、左の事項を検査しなければならない。

一 会計の各種報告書類は、定められた期日に提出されているか。

二 当該局所幹部の会計事務に対する指導監督は、適切であるか。

三 他に推奨できる事項があるか。

（協力の要求）

第十九條 実地検査員は、検査上必要があるときは、検査局所の職員に対して関係帳簿書類の提出又は説明を求めるとの外、検査上必要な協力を求めることができる。

（特別措置）

第二十條 実地検査員は、実地検査により重大な事故を発見したとき又は緊急処理の必要があると認めるときは、直ちに部局長に報告し、その指示を受けなければならない。

（講評及び復命）

第二十一條 実地検査員は、実地検査を終了したときは、検査

一編十二類 郵政事業特別会計規程（会計監査） 審査

事項を取りまとめ、改善整理及び將來注意を必要と認める事項並びに推奨事項等について講評しなければならない。

2 実地検査員は、帰局後すみやかに復命書をもつて、実地検査の結果を復命しなければならない。
（指示又は措置の要求）

第二十二條 部局長は、実地検査の結果必要があると認めるときは、関係局所長に対して指示し、又は措置を要求することができる。

2 関係局所長は、前項の指示又は要求事項については、直ちに相当処理しなければならない。但し、これに対して意見を述べることができる。

第三章 審査

（照会）

第二十三條 経理局長又は郵政局長は、会計検査院から照会を受けたときは、直ちに照会書の写又はその要旨を関係部局長又は局所長に通知しなければならない。

（回答案）

第二十四條 前條の通知を受けた部局長又は局所長は、遅滞なく回答案二通を作成し、関係書類を添え、経理局長又は郵政

局長に提出しなければならない。

（回答）

第二十五条 経理局長又は郵政局長は、前條の回答案を審査し、経理局長は直接に、郵政局長は経理局長を経由して、会計検査院に回答しなければならない。

（検査報告通知）

第二十六条 経理局長は、会計検査院の歳入歳出決算検査報告書に非難又は指摘された事項があるときは、直ちに關係部局長に通知し、その意見を徴さなければならない。

（弁明案）

第二十七条 前條の通知を受けた部局長は、遅滞なく弁明案を作成し、關係書類を添え、経理局長に提出しなければならない。

（弁明）

第二十八条 経理局長は、前條の弁明案を審査し、大臣の決裁を受け、大蔵大臣に送付しなければならない。

第二節 通知及び報告

（現金及び物品の亡失、損報告）

第二十九条 出納事務職員が、その保管する現金、物品、有價

十二 出納事務職員が弁償命令に不服であるか又は予決令第一百十五條によつて検定を求め意向があるかどうか

十三 亡失、損が犯罪による場合は、犯人に対する公訴並びに損害賠償請求の訴その他の措置の状況

十四 亡失、損が第三者の行為による場合は、その者の住所氏名並びに措置の状況

十五 監督責任者に対する処分の状況

十六 その他参考となる事項

2 前項の報告当時においては國の損害が補てんされていたが後に至つて弁償等が撤回されたときは、その旨をすみやかに連絡しなければならない。

（取まとめ報告）

第三十条 物品管理主任の保管する物品若しくは使用者の使用に供した物品又は切手類管理主任は切手類賣さばき主任、外務賣さばき主任若しくは外務賣さばき員の保管する切手類を亡失、損したときは、一箇月分を取りまとめ、物品（切手類）亡失、損報告書（第二号様式）を作成し、局所長は、翌月十日までに、部局長に、部局長は、同月二十日までに、経理局長に提出しなければならない。

証券を亡失、損（欠損金に計理を要するすべての場合を含む。）したときは、直ちに左の事項を、局所長は、部局長に、部局長は、経理局長に報告しなければならない。但し、使用中自然に損したものについては、この限りでない。

一局所名

二 出納事務職員の官職氏名

三 亡失、損の日時及び場所

四 亡失、損した現金、又は物品の品名、数量及び金額（物品の場合は、購入價格又は帳簿價格若しくは亡失、損当時の評價額のいずれによつたものかを明示する。）

五 亡失、損の原因たる事実の詳細

六 亡失、損の事実の発見の動機

七 平素における保管状況の詳細

八 亡失、損を発見した後の措置

九 出納事務職員に対する弁償命令に関する詳細

十 國の損害補てんの状況（弁償年月日、弁償者、弁償命令との関係、弁償額等）

十一 損害の全部が補てんされていない場合は、將來の補てん見込

（報告省略）

第三十一条 別に指定する場合には、前二條の報告を省略することができる。

（通知）

第三十二条 経理局長は、第二十九条及び第三十条の報告を受けたときは、これを審査し、大臣の決裁を受け、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

第三節 弁償命令及び措置

（弁償命令等の審査）

第三十三条 経理局長は、現金又は物品の亡失、損の報告を受けたときは、これを審査し、局所長の弁償命令が違法であると認めるとき、又は弁償の責任があると認められるにかかわらず弁償命令が発せられていないものについては、大臣の決裁を受け、取消又は弁償命令の手続をしなければならない。

2 前項の外、現金、物品、有價証券又は固定資産の亡失、損に関する措置が適当でないことを認めるものについては、相当指示しなければならない。

（検定に関する処理）

第三十四条 経理局長は、会計検査院から弁償処分の要求書を

受けたときは、直ちに大臣の決裁を受け、弁償命令の手續をしなければならぬ。

2 会計検査院から弁償責任がない旨の通知を受けたときは、直ちにその旨を関係部局長に通知し、関係部局長からそれぞれ出納事務職員等に通達させなければならない。

（処置要求等に関する処理）

第三十五條 経理局長は、会計検査院から処置若しくは処分又は意見を求められたときは、それぞれ相当措置し、大臣の決裁を受け、その結果を会計検査院に報告しなければならない。

第四章 雜則

（会計検査院の实地検査報告）

第三十六條 部局長又は局所長は、会計法第四十六條、國有財産法第十條及び会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第二十五條により、大藏大臣又は会計検査院の实地検査を受けたときは、その検査員の官職氏名、検査開始及び終了の年月日並びに検査の概要を遅滞なく、局所長は部局長に、部局長は経理局長に報告しなければならない。

2 会計検査院又は大藏大臣から質問書又は照会書を受けたと

きは、前項の例にならない、直ちにその写を経理局長に送付し、これに対する回答又は報告書は、その副本を添え、経理局長を経由しなければならない。

（实地検査概況報告）

第三十七條 部局長は、毎月、その間に執行した实地検査の結果について、会計实地検査報告書（第三号様式）を作成し、翌月十日までに、経理局長に送付しなければならない。

第一号様式

（第六條）

縦九センチ横六センチ印刷三十一号百程度

昭和 年度 官 氏 名	注意事項
會計实地検査員証	一 この証は、毎会計年度新たに発行する。
(郵政省 郵政局)	二 この証に記載の文字は抹消又は訂正してはならない。
	三 この証を偽造し、又は偽つて使用した者は相当処分される。

第二号様式

（第三十條）

物品（切手類）亡失、損報告書

局 所 名	物品名	数量	価格	損失原因	備考
局長官職氏名	物品管理主	切手類	金額	保管者	
局長官職氏名	物品管理主	切手類	金額	保管者	
局長官職氏名	物品管理主	切手類	金額	保管者	

右の通り、取りまとめ報告する。

昭和 年 月 日

局所長（郵政局長） 印

郵政局長（経理局長） あて

備考

- 一 物品会計官吏（切手類会計官吏）が合規の監督を怠らなかつたことを証明する場合には、所屬長の証明書を添附する。
- 二 価格欄には帳簿価格、その不明のときは、亡失、損当時の評価格を記入し、いずれによつたものかを明示する。
- 三 亡失、損の処理状況欄には、亡失、損物品の修繕費又は時價弁償命令の済否及び同年月日並びに弁償の済否及び同年月日等を記入する。

一編十二類 郵政事業特別会計規程（会計監査） 様式

第三号様式

（第三十七條）

會計实地検査報告書

昭和 年 月 日 郵政局長

検査報告	検査成績	摘要
検査員氏名	検査金額	主なる事項
検査員氏名	検査金額	故、非違事項
検査員氏名	検査金額	規定改正を要する事項、本省又は郵政局処理事項等

備考

- 一 現金検査には、切手類の検査を含むものとする。
- 二 成績は、優良可否に区別する。優は非常に良いもの、良は普通のもの、可はやや劣るもの。否は不良のものとする。

八八七

日
本
銀
行

日
本
銀
行

第十三類 日本銀行

◎日本銀行國庫金取扱規程

昭和二十二年九月二十七日
大藏省令第九十三号

日本銀行國庫金取扱規程

目次

- 第一章 総則
- 第二章 歳入金
- 第三章 歳出金
- 第四章 預託金
- 第五章 預金部預金
- 第六章 その他の國庫金
- 第七章 帳簿
- 第八章 計算報告
- 第九章 出納証明
- 第十章 雜則

日本銀行國庫金取扱規程

第一章 総則

第一條 日本銀行は、この省令の定めるところにより國庫金の

一編十三類 日本銀行國庫金取扱規程 目次 総則

出納並びに政府預金に関する事務を取り扱わなければならない

とす。

第二條 日本銀行は、その本店、支店及び代理店をして國庫金の出納を取り扱わしめなければならない。

前項の代理店は、日本銀行が、大藏大臣の認可を経て、これを定めなければならない。

第三條 日本銀行は、地方に統轄店を設け、その所属店における國庫金出納の事務を統轄しなければならない。

前項の統轄店及びその所属店は、日本銀行が、大藏大臣の認可を経て、これを定めなければならない。

第四條 日本銀行は、左の区分により國庫金の現金又は振替による出納を取り扱わなければならない。

- 一 歳入金
- 二 歳出金
- 三 預託金
- 四 預金部預金
- 五 その他の國庫金

第五條 日本銀行は、その本店に当座預金勘定、別口預金勘定及び指定預金勘定を置いて、政府預金を区分整理しなければならない

ならない。

第六條 当座預金勘定は、日本銀行において取り扱う國庫金で現金による受拂を整理すべき勘定とする。

第七條 別口預金勘定は、大蔵大臣の定める種別に属する現金の受入による預金の受拂を整理すべき勘定とする。

第八條 指定預金勘定は、大蔵大臣において特別の條件を指定した預金の受拂を整理すべき勘定とする。

第九條 前二條の預金の受拂及びその預金相互間の組替は、別に定める場合を除くの外、すべて当座預金勘定を経由しなければならぬ。

第十條 指定預金勘定に属する預金には、大蔵大臣の指定する條件中に定める利子を附さなければならない。

第十一條 日本銀行は、國庫金の出納に關し臨時至急を要するときは、各廳の請求により営業時間外であつても、その取扱をしなければならぬ。

第十二條 日本銀行の取り扱う國庫金で各店間に振替受拂を要するもの並びに第三十條の規定による送金及び振込を要するものの取扱手続については、この省令に定めるものを除くの外、日本銀行は、大蔵大臣の認可を経て、これを定めなければならぬ。

ばならない。

第十三條 日本銀行の事務取扱で、特別の事由によりこの省令により難いものについては、特例を設けることができる。

第二章 歳入金

第十四條 日本銀行(本店、支店又は代理店をいう。以下同じ。)は、納入者から納税告知書、納入告知書又は納付書を添え、

現金の納付を受けたときは、これを領收し、領收証書を納入者に交付し、領收済通知書はこれを歳入徴收官に送付しなければならぬ。

第十五條 日本銀行は、出納官吏から現金拂込書とともに現金の拂込を受けたとき又は徴收義務者から國稅金の納付書に計算書を添え現金の納付を受けたときは、これを領收し、領收証書を拂込者又は納入者に交付するとともに、領收済通知書及び徴收義務者の提出した計算書を歳入徴收官に送付しなければならぬ。

第十六條 日本銀行は、支出官又は出納官吏から歳入に振替の國庫金振替書の交付を受けたときは、振替受拂の手続をし、第一号書式の振替済書を支出官又は出納官吏に送付し、第二号書式の振替済通知書を歳入徴收官に送付しなければならぬ。

。

前項の場合において、その國庫金振替書が、支出官事務規程第二十九條乃至第三十二條の規定によるものであるときは、支出官に送付する振替済書及び歳入徴收官に送付する振替済通知書には、その表面余白に「國庫納金」、「健康保險料被保險者負担金」、「船員保險料被保險者負担金」、「厚生年金保險料被保險者負担金」又は「相殺額」の印をおすものとする。

第一項の場合において、その國庫金振替書が、支出官事務規程第三十三條の規定によるものであるときは、第一項の規定により歳入徴收官に送付する振替済通知書に支出官の提出した計算書を添附しなければならない。

前二項の規定は、第一項の國庫金振替書が出納官吏事務規程第三十五條の規定によるものである場合に、これを準用する。

第十七條 日本銀行は、毎年度所屬歳入金の受入をなすことができる期間経過後、納入者から当該年度の記載のある納税告知書、納入告知書又は納付書を添え、現金の納付を受けたときは、現年度の歳入としてこれを領收し、納税告知書、納入

告知書、納付書、領收証書又は領收済通知書に現年度の印をおし、第十四條の手続をしなければならない。

第十八條 日本銀行は、毎年度所屬歳入金の受入をなすことができる期間経過後、出納官吏から現金拂込書とともに現金の拂込を受けたときは、現年度の歳入としてこれを領收し、現金拂込書、領收証書又は領收済通知書に現年度の印をおし、第十五條の手続をしなければならない。

第十九條 日本銀行は、毎年度所屬歳出金の返納金を戻入することができる期間経過後、返納者から当該年度の記載のある返納告知書を添え、現金の納付を受けたときは、現年度の歳入としてこれを領收し、返納告知書及び領收証書に現年度歳入の印をおし、領收証書を納入者に交付し、その旨を支出官及び歳入徴收官に通知しなければならない。

前項の規定は、日本銀行が、毎年度所屬歳出金の返納金を戻入することができる期間経過後、出納官吏から当該年度の記載のある返納告知書を添え、國庫金振替書の交付を受け当該年度の歳出金に振替受入の請求を受けた場合に、これを準用する。

第二十條 日本銀行統轄店は、自店及びその所屬店の取扱に係

る歳出支拂未済繰越金の中で、振出日附から一年を経過した小切手の金額に相当するものを、毎月その期間満了の日の属する年度の歳入に組み入れ、翌月七日までに第三号書式の未済繰越金歳入組入報告書を歳入徴収官に提出しなければならない。

第二十一條 日本銀行統轄店は、自店及び所屬店の取扱に係る納税告知書、納入告知書、納付書、現金拂込書、その他の証書類を、年度、会計、所管廳、取扱廳別に区分し、一月分をとりまとめ合計書を調製しともに保存しなければならない。

第三章 歳出金

第二十二條 日本銀行において支拂計画通知書又は年度開始前支出の通知書を受けたときは、その金額を支拂計画帳に記入するため必要な手続をしなければならない。

第二十三條 日本銀行は、支出官の振り出した小切手の呈示を受けたときは、左の事項を調査し、その支拂をしなければならない。

- 一 小切手は合式であるか
- 二 小切手はその振出日附から一年を経過したものでないか
- 三 小切手の券面金額は支拂計画帳における支拂計画各項の

発した支出官の取引店である場合には、返納金額に相当する金額を返納金の戻入として記入の手続をし、領收済通知書又は振替済通知書を支出官に送付し、他店がその支出官の取引店である場合には、領收済通知書又は國庫金振替書(受入書)を添えその旨をその取引店に通知しなければならない。但し、その告知書又は國庫金振替書に電信戻入を要する旨の記載のあるときは、電信でその通知をするものとする。

前項の通知を受けた日本銀行は、その金額を返納金の戻入として記入の手続をし、領收済通知書又は振替済通知書を支出官に送付しなければならない。

第二十六條 日本銀行は、支出官から支出官事務規程第十四條の規定により小切手振出済通知書の送付を受けたときは、小切手支拂未済額の調査に利用しなければならない。

第二十七條 日本銀行は、支出官の振り出した小切手で、毎年度所屬歳出金の支拂をすることができる期間内に、支拂を終らないものの金額を、小切手振出済通知書により算出し、所屬店はその金額を所轄統轄店に報告しなければならない。

統轄店は、前項の規定により自店及びその所屬店において算出した金額を翌年度へ繰越整理するため、前年度所屬歳出

残高に超過することがないか
前項の小切手が振出日附後一年を経過したものであるときは、その小切手の余白に支拂期間経過の旨を記入し、これを呈示した者に返付しなければならない。

第二十四條 日本銀行は、支出官から國庫金振替書の交付を受けたときは、前條第一項に準じ調査し、その國庫金振替書に指定の通り振替の手続をし、振替済書を支出官に交付し振替済通知書はこれを振替を受ける官吏又は官廳に送付しなければならない。

第二十五條 日本銀行は、毎年度所屬歳出金の返納金を戻入することができる期間内に、返納者から返納告知書を添え、現金の納付を受けたときは、これを領收し、領收証書を返納者に交付しなければならない。

前項の場合において、日本銀行は、毎年度所屬歳出金の返納金を戻入することができる期間内に、出納官吏から返納告知書を添え國庫金振替書の交付を受け、歳出金に戻入の請求を受けたときは、振替受入の手続をし、振替済書をその出納官吏に交付しなければならない。

日本銀行は、前二項の場合において、自店が返納告知書を

金として拂い出し、これを歳出支拂未済繰越金として振替受入の整理をしなければならない。

第二十八條 日本銀行は、前條の手続をした後、前年度所屬に係る小切手に対し支拂をする場合においては、統轄店は前條の歳出支拂未済繰越金から、所屬店は支拂計画額から拂い出さなければならない。

前項の規定により代理店において支拂計画額から拂い出した金額は、所轄統轄店において歳出支拂未済繰越金から拂い出さなければならない。

第二十九條 第二十七條の歳出支拂未済繰越金で、第二十條の規定により歳入に組入の手続をするものについては、小切手振出済通知書により日本銀行統轄店においてその拂出の手続をしなければならない。

第三十條 日本銀行は、支出官事務規程第十五條、第二十條、第二十一條又は第二十三條の規定により、支出官から國庫金送金請求書、國庫金銀行振込請求書又は外國送金請求書を添え小切手の交付を受けたときは、領收証書を支出官に交付し、その金額を歳出金として拂い出し、その送金又は振込の手続をしなければならない。但し、電信送金を要する旨の記載が

あるときは、電信でその手続をしなければならない。

第三十一條 日本銀行は、前條の規定により外國に在る受取人に送金の手続をする場合において、その交付を受けた資金が送金額に不足を生ずるときは、不足額補填のため資金の交付を受けこれを補填し、その旨を大蔵大臣に通知し、送金額に過剩を生じたときは、第四号書式の現金拂込書を添え現金を歳入に納付する手続をしなければならない。

第三十二條 日本銀行は、支出官から支出官事務規程第三十四條第一項の規定による國庫金振替書の交付を受け、第二十四條の手続をする場合において、他店がその出納官吏の預託金の取扱店である場合には、振替済通知書を添え、その旨をその取扱店に通知し、振替済書を支出官に交付しなければならない。但し、國庫金振替書に電信振替を要する旨の記載のあるときは、電信でその通知をするものとする。

前項の通知を受けた日本銀行は、その出納官吏の預託金に振替受入の手続をし、振替済通知書をその出納官吏に送付しなければならない。

第三十三條 日本銀行は、支出官事務規程第四十條の規定により支出官から返納告知書を受けたときは、その告知書を添え

入をした場合に、これを準用する。但し、前項中預託金領收証書とあるのは、振替済通知書とする。

前二項の拂込をした出納官吏又は振替を受けた出納官吏に対しては、小切手用紙及び國庫金振替書用紙を交付しなければならない。

第三十七條 日本銀行は、出納官吏の振り出した小切手の呈示を受けたときは、その出納官吏の預託金額を限度としてその支拂をしなければならない。

前項の小切手でその振出日附から一年を経過したものに對しては、その支拂をすることができない。

第二十三條第二項の規定は、前項の期間經過後小切手の呈示を受けた場合に、これを準用する。

第三十八條 日本銀行は、出納官吏から國庫金振替書の交付を受けたときは、その出納官吏の預託金額を限度としてその國庫金振替書に指定の通り振替の手続をし、振替済書を出納官吏に交付し、振替済通知書を振替を受ける官吏又は官廳に送付しなければならない。

第三十九條 第三十條及び第三十三條の規定は、日本銀行が出納官吏事務規程第四十八條乃至第五十條、第五十二條及び第

返納の手続をしなければならない。

第三十四條 日本銀行は、第三十條の規定により交付を受けた資金の中で、交付を受けた日附から一年を経過しまだその支拂を終らない金額に相当するものは、その送金を取り消し、一月分をとりまとめ翌月七日までに第四号書式の現金拂込書を添え、これを歳入に納付する手続をしなければならない。

第三十五條 日本銀行統轄店は、自店及びその所屬所の取扱に係る支拂済の小切手、國庫金振替書、その他証憑書類を、第二十八條及び第二十九條の規定により支拂をしたものとその他のものとの区分し、年度、会計、所管廳、支出官別に一月分をとりまとめ合計書を調製しともに保存しなければならない。

第四章 預託金

第三十六條 日本銀行は、出納官吏事務規程第二十九條第二項又は第六十五條の規定により出納官吏から預託金拂込書を添え現金の拂込を受けたときは、第五号書式の預託金領收証書を出納官吏に交付しなければならない。

前項の規定は、日本銀行が出納官吏事務規程第二十九條第一項又は第六十五條の規定により出納官吏の預託金に振替受

六十七條第一項の定めるところにより、出納官吏の請求を受け隔地の受取人に対し送金支拂をする場合に、これを準用する。

日本銀行は、前項の規定により隔地の受取人に対し送金支拂の手続をしたもの中、小切手振出日附後一年を経過しなお支拂を終らないものについては、その送金を取り消し、その小切手の振出年月日、番号、金額及び債權者名をその出納官吏に報告しなければならない。

第四十條 日本銀行は、出納官吏事務規程第七十一條の規定により出納官吏から預託金現在高証明の請求を受けたときは、その指定の日における預託金現在高を証明しなければならない。

前項の規定は、出納官吏を監督又は検査する官吏から預託金現在高証明の請求を受けた場合に、これを準用する。

第四十一條 日本銀行は、出納官吏事務規程第七十三條の規定により出納官吏から預託金現在高引継通知書の送付を受けたときは、前任出納官吏の預託金は後任出納官吏の預託金としてこれを取り扱わなければならない。但し、前任出納官吏の振り出した小切手の支拂未済金額に相当するものは、これを

区分整理するものとする。

第四十二條 日本銀行統轄店は、自店及びその所屬店の取扱に係る預託金拂込書、支拂済の小切手、國庫金振替書、領收証書その他の証憑書類を受拂に区分し、所屬廳出納官吏別に一月分をとりまとめ合計書を調整しともに保存しなければならない。

第五章 預金部預金

第四十三條 日本銀行は、預金部預金取扱規程第四條第一項の規定により預け人から預金部預金拂込書を添え現金の拂込を受けたときは、定期預金又はその他の預金であることを記載した第六号書式の預金部預金領收証書を、預け人に交付しなければならない。

前項の規定は、日本銀行が預金部預金取扱規程第四條第二項の規定により國庫金振替書により振替拂込を受けた場合に、これを準用する。但し、前項中預金部預金領收証書とあるのは、振替済書とする。

第一項の預け人が司法事務局の場合においては、日本銀行は、第一項の手續をする外、その提出を受けた供託書に受領の旨を記入し、これを提出者に返付しなければならない。

項の規定により、預け人から預金部定期預金更新通知書の送付を受けたときは、その定期預金更新の手續をしなければならない。

期限到来の日まで前項の通知書の送付がないときは、その金額を普通預金に組み入れ、第七号書式の預金部普通預金組入通知書を預け人に交付しなければならない。

第四十八條 日本銀行は、日本銀行政府有價証券取扱規程第二十三條の手續をするものについては、預け人の預金の中から有價証券購入代價に相当する金額を拂い出さなければならない。

第四十九條 日本銀行は、預金部預金取扱規程第十一條の規定により、甲預け人から乙預け人の預金に預入替の請求を受けたときは、甲預け人に振替済書を交付し、自店が乙預け人の預金取扱店である場合には、預入替の手續をし振替済通知書を乙預け人に交付し、他店が乙預け人の預金取扱店である場合には、その取扱店に対し振替済通知書を添えその旨を通知しなければならない。

前項の通知を受けた日本銀行は、乙預け人の預金に受入の手續をし、振替済通知書を乙預け人に交付しなければならない。

第四十四條 日本銀行は、預金部預金取扱規程第七條の規程により、預け人から有價証券利子預金組入請求書又は有價証券償還金預金組入請求書の送付を受けたときは、預金部預金領收証書を預け人に交付しなければならない。預金部預金取扱規程第八條の規定により、預け人から通知書の送付を受けたときも同様とする。

第四十五條 日本銀行は、預金部預金取扱規程第五條の規定により、保管金を提出すべき者から預け人の預金に振込を受けたときは、第六号書式の預金部預金領收証書を振込人に交付しなければならない。

第四十六條 日本銀行は、預金部預金取扱規程第九條の規定により、預け人から預金部預金拂戻請求書の提出又は小切手の呈示若しくは國庫金振替書の交付を受けたときは、預け人の預金額を限度としてその支拂をしなければならない。但し、定期預金の期限前拂戻については、大藏大臣の指定するものを除くの外、大藏省銀行局の指揮を受けなければならない。

第三十七條第二項及び第三項の規定は、前項の小切手の呈示を受けた場合に、これを準用する。

第四十七條 日本銀行は、預金部預金取扱規程第八條の二第一

項。

第五十條 日本銀行は、預金部預金取扱規程第十二條の規定により、預け人から他店拂の請求を受けたときは、領收証書を交付し、受取人に送金支拂の手續をしなければならない。

第三十九條第二項の規定は、第一項の規定により隔地の受取人に対し送金支拂の手續をしたものにつき、これを準用する。

第五十一條 日本銀行統轄店は、毎年四月十日までに預金部預金取扱規程第十三條本文の規定により普通預金の利子を元金に組み入れ、第八号書式の預金利子元加通知書を預け人に交付しなければならない。

前項の規定により統轄店が預金利子元加通知書を交付する場合において、自店が預金取扱店でないときは、その預金取扱店を経由しなければならない。

日本銀行は、預金部預金取扱規程第十三條但書の場合においては、利子を元金に組み入れ拂戻の手續をしなければならない。

日本銀行は、前項の場合において、第一項の規定に準じ預金利子元加通知書を作成し、これを預け人に交付しなければならない。

ならない。

第五十二條 日本銀行は、預金部預金取扱規程第十三條の二第一項の規定により預金部預金利息支拂請求書の送付を受けたときは、当該預金の利息を預け人に支拂わなければならない。

預金部預金取扱規程第十三條の二第二項の場合において、日本銀行は、当該定期預金の利息を預け人の普通預金に組み入れ、第九号書式の預金部預金利息組入通知書を預け人に交付しなければならない。

第五十三條 日本銀行は、預金部預金取扱規程第十六條の規定により、預金部預金利息の元加又は支拂を請求する國庫金振替書の交付を受けたときは、利息元加又は支拂の手續をしなければならない。

第五十四條 日本銀行は、預金部預金取扱規程第十七條の規定による預金部預金利息支拂の請求書の提出を受けたときは、受取人をしてこれに領收の旨を記入せしめ支拂をしなければならない。

第五十五條 日本銀行は、前二條の規定により支拂うべき利息額を、預け人の預金に組み入れなければならない。

なければならない。

第六章 その他の國庫金

第五十九條 日本銀行は、納入者から大藏省証券発行代金、食糧証券発行代金、薪炭証券発行代金、融通証券発行代金、借入金又は一時借入金の現金の納付を受けたときは、これを領收し、その旨を大藏大臣又は大藏大臣の指定する官廳若しくは官吏に通知しなければならない。

第六十條 日本銀行は、大藏省証券、食糧証券、薪炭証券、融通証券の償還又は借入金若しくは一時借入金の返償の期日において、その証券、借入金証書及び借入金返償通知書又は一時借入金証書及び一時借入金返償通知書の提出を受けたときは、その支拂をし、その旨を大藏大臣又は大藏大臣の指定する官廳若しくは官吏に通知しなければならない。

第六十一條 日本銀行は、前二條の規定により取り扱つた証券書類を受拂に区分し、各科目別に一月分をとりまとめ合計書を調製しともに保存しなければならない。

第六十二條 日本銀行は、本章に定めるものを除くの外、大藏大臣の特に指定する國庫金については、大藏大臣の別に定めるところにより出納の手續をしなければならない。

第五十六條 日本銀行甲店は、預金部預金取扱規程第二十六條第一項の規定により、預け人から預金取扱店変更申込書を受けたときは、預け人の預金を拂い出し、第十号書式の預金部預金現在額証明書と預け人に交付し、日本銀行乙店に対しその旨を通知しなければならない。

前項の通知を受けた日本銀行乙店は、その通知金額を預け人の預金として受け入れ、預金部預金取扱規程第二十六條第二項の規定により預け人から預金部預金現在額証明書の提出を受けたときは、その証明書に承認の旨を記入し、これを預け人に返付しなければならない。

第五十七條 日本銀行は、昭和十九年大藏省令第二十八号附則第二項の規定により、預け人から預金部預金帳の交付の請求を受けたときは、第十一号書式の預金部預金帳を預け人に交付しなければならない。

第五十八條 日本銀行統轄店は、自店及びその所属店の取扱に係る預金部預金拂込書、預金部預金拂戻請求書、支拂済の小切手、國庫金振替書、預金部預金利息支拂請求書、預金取扱店変更申込書その他証券書類を受拂に区分し、預金の種別預け人別に一月分をとりまとめ合計書を調製しともに保存しなければならない。

第七章 帳簿

第六十三條 日本銀行は、予算法算及び会計令第三百三十八條第一項第一号、第二号の帳簿として左の帳簿を備えなければならない。

- 一 國庫金総括帳
 - 二 國庫金受拂内訳帳
 - 三 当座預金内訳帳
 - 四 別口預金内訳帳
 - 五 指定預金内訳帳
 - 六 國庫金受拂總括帳
 - 七 某年度一般会計内訳帳
 - 八 某年度某特別会計内訳帳
 - 九 歳出支拂未済繰越金内訳帳
 - 十 預託金内訳帳
 - 十一 預金部内訳帳
 - 十二 某年度一般会計支拂計画帳
 - 十三 某年度某特別会計支拂計画帳
- 前項の帳簿の中で、第一号乃至第五号の帳簿は日本銀行本店に、第六号乃至第十一号の帳簿は日本銀行統轄店に、第十

二号及び第十三号の帳簿は、日本銀行各店に、これを備えなければならぬ。

日本銀行は、預金部預金及び預託金の受拂残額を明らかにするため、適宜の帳簿を設けなければならない。

第六十四條 國庫金総括帳には、大蔵大臣の定める計算科目毎に口座を設け、國庫金の受拂額を記入しなければならない。

第六十五條 國庫金受拂内訳帳には、大蔵大臣の定める計算科目毎に各統轄店を区分した口座を設け、國庫金の受拂額を記入しなければならない。

第六十六條 当座預金内訳帳、別口預金内訳帳及び指定預金内訳帳には、大蔵大臣の定める口座を設け、各預金の受拂額を記入しなければならない。

第六十七條 國庫金受拂総括帳には、第六十四條の規定により設けた國庫金総括帳の口座に準じ口座を設け、國庫金の受拂額を記入しなければならない。

第六十八條 某年度一般会計内訳帳及び某年度某特別会計内訳帳には、左の区分及び口座を設け、一般会計及び特別会計の受拂額を記入しなければならない。

一 受入はこれを歳入と歳入外とに区分し、歳入には所管

一 第一号の帳簿には各統轄店毎日の報告額、但し、当座預金、別口預金及び指定預金の計算科目は本店における受拂額

二 第二号の帳簿には各統轄店毎日の報告額

三 第三号乃至第五号の帳簿には本店における受拂額

四 第六号の帳簿には統轄店自店及びその所属店における毎日の受拂額

五 第七号乃至第十一号の帳簿には各店における受拂額

第七十三條 某年度一般会計支拂計画帳及び某年度某特別会計支拂計画帳には、所管廳、支出官、部款項別の口座を設け、支拂計画額及び支拂済額を記入しなければならない。

第七十四條 本章に規定する帳簿の様式及び記入の方法は、日本銀行が大蔵大臣の認可を経てこれを定めなければならない。

第七十五條 日本銀行各店間の振替受拂を記入すべき帳簿の種類、様式及び記入の方法は、日本銀行が大蔵大臣の認可を経てこれを定めなければならない。

第七十六條 日本銀行は、第三十條により交付を受けた金額を整理するため、各店に内訳帳を備え、その受拂額を記入しな

廳、取扱應別の口座（第十八條の場合においてはなおその所屬年度別の口座）、歳入外には大蔵大臣の定める口座

二 拂出はこれを歳出と歳出外とに区分し、歳出には所管廳、支出官別の口座、歳出外には大蔵大臣の定める口座

第六十九條 歳出支拂未済繰越金内訳帳には、年度、會計、所管廳、支出官別の口座を設け、歳出支拂未済繰越金の受拂額を記入しなければならない。

第七十條 預託金内訳帳には、所屬廳、出納官吏別の口座を設け、預託金の受拂額を記入しなければならない。

第七十一條 預金部内訳帳には、左の種別及び口座を設け、預金部の受拂額を記入しなければならない。

一 預金部預金法第二條の規定による預金は預け人の口座

二 予算決算及び會計令第三三條の規定による預金は保管

金、供託金の種別及び預け人、取扱主任官別の口座

三 その他の預金は大蔵大臣の定める種別及び口座

第七十二條 第六十三條第一項第一号乃至第十一号の帳簿には、これを備える日本銀行において左の各号により受拂額を記入しなければならない。

ければならない。

前項の帳簿は予算決算及び會計令第三百三十八條第一項第五号による帳簿とする、その様式及び記入の方法は日本銀行が大蔵大臣の認可を経てこれを定めなければならない。

第八章 計算報告

第七十七條 日本銀行は、國庫金の出納に関し、左の計算報告表を調製しなければならない。

- 一 國庫金貸借対照表 第十二号書式
- 二 國庫金受拂報告表 第十三号書式
- 三 当座預金受拂内訳表 第十四号書式
- 四 別口預金(指定預金)受拂内訳表 第十五号書式
- 五 歳入金月計突合表 第十六号書式
- 六 歳出金月計突合表 第十七号書式
- 七 歳出支拂未済繰越金月計突合表 第十八号書式
- 八 預託金月計突合表 第十九号書式
- 九 預金部預金月計突合表 第二十号書式
- 十 預金部受拂計算表 第二十一号書式
- 十一 某月出納計算書 書式は別にこれを定める

第七十八條 國庫金貸借対照表、國庫金受拂報告表、当座預金

受拂内訳表、別口預金受拂内訳表及び指定預金受拂内訳表は、日本銀行本店において毎日これを調製し、大蔵省に提出しなければならない。

第七十九條 歳入金月計突合表は、日本銀行統轄店において自店及びその所属店の取り扱った収入額及びその累計額を掲げ毎月（年度経過後整理期間末日の属する月以外で収入額及び更正拂額のない月を除く。）二通を調製し、翌月七日までに到達の日取りをもつて歳入徴收官に送付し、その一通に証明を受けその返付を受けなければならない。但し、第十八條の規定により取り扱った収入額は、所属年度毎に別表に調製するものとする。

第八十條 歳出金月計突合表は、日本銀行統轄店において自店及びその所属店の取り扱った支拂額、その累計額及び支拂未済額を掲げ毎月（年度経過後整理期間末日の属する月以外で支拂額、返納金の戻入額及び更正納額のない月を除く。）これを調製し、支拂済に係る小切手振出済通知書を添え、翌月七日までに到達の日取りをもつて支出官に送付し、その証明を受け、添附した書類とともにその返付を受けなければならない。

とともにその返付を受けなければならない。

第八十四條 預金部受拂計算表は、日本銀行統轄店において自店及びその所属店の取り扱った預金部預金の受拂額中前條の月計突合表に掲げないものを掲げ毎月（前條の月計突合表に掲げない預金部預金の受拂額のない月を除く。）これを調製し、預金部預金拂込書、預金部預金拂戻請求書並びに支拂済小切手の番号及び金額を記載した書類を添え、翌月七日までに到達の日取りをもつて大蔵大臣の指定する官吏に送付し、その証明を受け、添附した書類とともにその返付を受けなければならない。

第八十五條 某月出納計算書は、毎月日本銀行各店において取り扱った國庫金の出納額、収入額及び支拂額を掲げ日本銀行本店において二通を調製し、一通には左の附屬書類を添え、翌月中に大蔵省に提出し、一通はこれを保存しなければならない。

- 一 國庫金の出納に関する各種月計突合表の副本
- 二 歳入金及び歳出金の出納計算については、一會計年度を四期に分ち（年度経過後整理期間末を合せて五回）各統轄店別に自店及びその所属店の取り扱った収入額及び支拂額

第八十一條 歳出支拂未済繰越金月計突合表は、日本銀行統轄店において自店及びその所属店の取り扱った歳出支拂未済繰越金の越高、受入額、支拂額及び残額を掲げ毎月（歳出支拂未済繰越金の受入額及び支拂額のない月を除く。）これを調製し、支拂済に係る小切手振出済通知書を添え、翌月七日までに到達の日取りをもつて支出官に送付し、その証明を受け、添附した書類とともにその返付を受けなければならない。

第八十二條 預託金月計突合表は、日本銀行統轄店において自店及びその所属店の取り扱った預託金の越高、受拂額及び残額を掲げ毎月（預託金の受拂額のない月を除く。）これを調製し、支拂済小切手の番号を記載した書類を添え、翌月七日までに到達の日取りをもつて出納官吏に送付し、その証明を受け、添附した書類とともにその返付を受けなければならない。

第八十三條 預金部預金月計突合表は、日本銀行統轄店において自店及びその所属店の取り扱った預金部預金中官廳の預金の越高、受拂額及び残額を掲げ毎月（預金部預金中官廳の預金の受拂額のない月を除く。）これを調製し、支拂済小切手の番号を記載した書類を添え、翌月七日までに到達の日取りをもつて取扱主任官に送付し、その証明を受け、添附した書類

を掲げた某月歳入金及び歳出金の内訳表

- 三 歳入金、歳出金以外の國庫金の出納計算については、一會計年度を四期に分ち、各統轄店別に自店及びその所属代理店の取り扱った國庫金につき國庫計算科目別受拂額を掲げた内訳表
- 四 歳入金、歳出金以外の國庫金の出納計算については、前号の外当該年度内における國庫金の出納額を掲げた歳入外歳出外の國庫金出納の内訳表

前項附屬書類の様式及び記入の方法並びにその提出時期は、別にこれを定める。

第九章 出納証明

第八十六條 日本銀行は、會計検査院の検査を受けるため、會計検査院の定める國庫金の出納計算書を調製し、大蔵大臣の定める期限内にこれを大蔵省に提出しなければならない。

第十章 雜則

第八十七條 日本銀行は、歳入徴收官、支出官又は出納官吏の送付に係る納税告知書、納入告知書、納付書、小切手、國庫金振替書、返納告知書、又は現金拂込書の訂正請求書で、毎年度所属歳入金又は歳出金の受入又は支拂をすることができ

る期間内に到達したものについては、当該店において受付をした日附によりその訂正の手続をし、歳入徴収官又は出納官吏の請求に係るものは歳入徴収官に対し、支出官の請求に係るものは支出官に対しその旨を通知しなければならない。

第八十八條 日本銀行は、支出官事務規程第四十三條の規定により訂正請求書の送付を受けたときは、当該店において受付をした日附によりその訂正の手続をしなければならない。

第八十九條 日本銀行は、歳入徴収官、出納官吏、預金部預金の預け人又は振込人から領収済通知書、領収証書、預託金額收証書、預金部預金領収証書、振替済書、振替済通知書又は預金部購入有價証券保管通知書の証明請求書の提出があつた場合においては、これを調査し、正当と認めるときはその請求書の余白に証明の上、これを歳入徴収官、出納官吏、預け人又は振込人に交付しなければならない。但し、振込人に対し証明をした場合においては、預け人に対してその旨を通知するものとする。

前項の規定は、徴收義務者から納付済証明の請求があつた場合に、これを準用する。
前二項の手続をしたときは、その事由を帳簿又は証憑書類

に記入しておかなければならない。

附則

第一條 この省令は、昭和二十二年十一月一日から、これを行す。

第二條 日本銀行は、市町村又はこれに準すべきものからその收納に係る國稅金の拂込を受けたときは、なお従前の例により手続しなければならない。

第三條 この省令中「支拂計画」とあるのは、財政法第三十四條の規定施行の日までは、これを「支拂予算」と読み替えるものとする。

第一号書式

No. _____

振替済書

P.	
----	--

上記の金額を振り替え拂い出しました。

振替先 _____

昭和 年 月 日
日 本 銀 行 団 殿

用紙寸法 日本標準規格A列G

一編十三類 日本銀行國庫金取扱規程 書式

第二号書式

No. _____

振替済通知書

円	受入科目
---	------

上記の金額を振り替え受け入れました。

振替拂込官廳 _____

昭和 年 月 日
日 本 銀 行 団 殿

用紙寸法 日本標準規格A列G

九〇五

第三号書式

未済繰越金歳入組入報告書

年 月 日

年度 会計 所管廳 取扱廳 年中 日本銀行「何店」 印

所管廳	支出官	部	款	項	小切手振出済 通知書		受取人	金額
					番号	年月日		
						月 日		円

用紙寸法 日本標準規格A列5

第四号書式

領收済通知書		現金拂込書	
第 号 年度会計	第 号 年度会計		
所管廳 取扱廳	所管廳 取扱廳		
円	円		
外國送金爲普通剰金(又は何々) 内訳別紙の通り 上記の金額領收済 年 月 日 日本銀行(何店) 印 歳入徴收官宛	外國送金爲普通剰金(又は何々) 内訳別紙の通り 上記の金額拂込みました。 年 月 日 日本銀行(何店) 印 日本銀行(何店)宛		

用紙寸法 各片日本標準規格A列6
備考 一 外國送金爲普通剰金の場合は外送取組過剰額内訳書を添附する。
二 隔地拂一箇年期限経過の場合は隔地拂期限経過報告書を添附する。

第五号書式

預託金(鉄道預託金)領收証書

No. _____

円

上記の金額を領收しました。

年 月 日

日本銀行(何店) 印

某廳出納官吏宛

用紙寸法 日本標準規格A列6

一編十三類 日本銀行國庫金取扱規程 書式

第六号書式

預金部預金領收証書

No. _____

円

但し

上記の金額を領收しました。

年 月 日

日本銀行(何店) 印

某廳取扱主任官(又は何々理事者) 宛

用紙寸法 日本標準規格A列6

備考 一 但書には預金種別期限振込人氏名等必要な事項を記入するものとする。
二 振込が錯誤であつたとき又はその必要がなくなつたとき振込人は官廳からその旨の証明書を受けこれを日本銀行に提出し現金の返付を請求するものとする。

九〇七

第七号書式

預金部普通預金組入通知書

円

定期預金 預入年月日 年月日 期限 年月日

上記の金額 年月日 預金部普通預金に組

み入れました。

年月日

日本銀行(何店) 印

某取締役主任官(又は何々理事者) 宛

用紙寸法 日本標準規格 A列 6

第八号書式

預金利子元加通知書

円

上記の金額何年度分預金利子元加済につき通知します。

年月日

日本銀行(何店) 印

某取締役主任官(又は何々理事者) 宛

用紙寸法 日本標準規格 A列 6

第九号書式

預金部預金利子組入通知書

円

定期預金利子

預入年月日 年月日 期限 年月日

上記の金額 年月日 預金部普通預金

に組み入れました。

年月日

日本銀行(何店) 印

某取締役主任官(又は何々理事者) 宛

用紙寸法 日本標準規格 A列 6

一三三 日本銀行國庫金取扱規程 書式

第十号書式

預金部預金現在額証明書

円

年月日 預金現在高

上記の金額証明します。

年月日

日本銀行(何店) 印

某取締役主任官(又は何々理事者) 宛

上記の金額貴殿の預金として取扱方を承認しました。

年月日

日本銀行(何店) 印

某取締役主任官(又は何々理事者) 宛

用紙寸法 日本標準規格 B列 6

第十三号書式

一編十三類 日本銀行國庫金取扱規程 書式

國庫金受拂報告表						
年 月 日			日本銀行團			
借		科 目	貸		備 考	
歳 出	歳 出 外		歳 入	歳 入 外		
円	円		円	円		

用紙寸法 日本標準規格A列3縦
備考 返納金の戻入又は更正納は歳出又は歳出外の支拂額から、更正拂は歳出又は歳入外の受入額から控除して掲げなければならない。

第十四号書式

九二一

当座預金受拂内訳表			
年 月 日		日本銀行團	
科 目	受		拂
	円	円	円

用紙寸法 日本標準規格B列6

第十一号書式

一編十三類 日本銀行國庫金取扱規程 書式

年 月 日	預 入 高		拂 戻 高		差 引 残 高	

預金部預金帳

第 号

日本銀行(何店)

用紙寸法 日本標準規格A列6

第十二号書式

九二〇

國庫金貸借対照表						
年 月 日			日本銀行團			
借 方			科 目	貸 方		
残	歳 出	歳 出 外		歳 入	歳 入 外	残
円	円	円		円	円	円

用紙寸法 日本標準規格A列3縦

第十七号書式

歳出金月計突合表				
年度 年 月 日				
会計 所管廳 支出官官職 日本銀行(何店) 團				
摘要	支 拂 額		支拂未済額	備 考
	本 月 分	本月まで累計		
直 拂	円 0	円 0	円 0	本月分の内 △返納金戻入 △更正拂納 0 但し何々(訂正事由) 支拂未済繰越金え
隔 地 拂	円 0	円 0	円 0	
	円 0	円 0	円 0	

証明する。
年 月 日
支出官 官職 氏 名 團

用紙寸法 日本標準規格 B列 6

- 備考 一 支拂未済繰越金え繰越額はこれを備考欄に記入しなければならない。
 二 返納金の戻入更正納は支拂額から控除して記入しなお返納金の戻入はその金額を、更正納はその金額事由を備考欄に記入しなければならない。
 三 國庫金振替書による振替拂込額はこれを備考欄に記入しなければならない。

第十八号書式

歳出支拂未済繰越金月計突合表					
年度 年 月 日					
会計 所管廳 支出官官職 日本銀行(何店) 團					
越 高	受 入 高	支 拂 高	残 高	備 考	
円 0	円 0	円 0	円 0	内某年度何歳え組入 0	

証明する。
年 月 日
支出官 官職 氏 名 團

用紙寸法 日本標準規格 B列 6

- 備考 歳入え組入額は支拂額に併算記入し、なお備考欄にその金額及び歳入年度を記入しなければならない。

第十五号書式

別口預金(指定預金)受拂内訳表		
年 月 日 日本銀行 團		
科 目	受	拂
	円	円

用紙寸法 日本標準規格 B列 6

第十六号書式

歳入金月計突合表			
年度 年 月 日			
会計 所管廳 取扱廳 日本銀行(何店) 團			
收 入 額		備 考	
本 月 分	本月まで累計		
円	円	本月分の内 △更正拂 0 但し何々(訂正事由)	

証明する。
年 月 日
歳入徴収官 官 氏 名 團

用紙寸法 日本標準規格 B列 6

- 備考 一 更正拂は収入額から控除して記入しその金額事由を備考欄に朱書するものとする。
 二 國庫金振替書による振替収入額を備考欄に記入するものとする。

第二十一号書式

一 幅十三類 日本銀行國庫金取扱規程 書式

預金部受拂計算書

年 月中
年 月 日

検閲官吏 官職氏名 日本銀行(何店) 図

種 別	越 高	受 入 高	拂 出 高	残 高	備 考
	円	円	円	円	
何 々	0	0	0	0	
何 々	0	0	0	0	
	0	0	0	0	

証明する。
年 月 日
検閲官吏 官職氏名 図

用紙寸法
日本標準規格B列6

第十九号書式

一 幅十三類 日本銀行國庫金取扱規程 書式

預託金(鉄道預託金)月計突合表

年 月中
年 月 日

取扱職 出納官吏職務 官職氏名 日本銀行(何店) 図

越 高	受 入 高	拂 出 高	残 高	備 考
円	円	円	円	
0	円	0		

証明する。
年 月 日
某職出納官吏 職務氏名 図

用紙寸法 日本標準規格B列6
備考 一 出納官吏交替の場合は前任出納官吏の分と後任出納官吏の分とを区分記載しなお前任出納官吏の振り出した小切手で交替後支拂つたものは後任出納官吏の部に合算しその旨を附記するものとする。
二 國庫金授替書による受入額及び拂出額はこれを備考欄に記入しなければならない。

第二十号書式

預金部預金月計突合表

年 月中
年 月 日

官廳 取扱主任官 官職氏名 日本銀行(何店) 図

種 別	越 高	受 入 高	支 拂 高	残 高	備 考
	円	円	円	円	
定期預金					
何 々	0	0	0	0	
何 々	0	0	0	0	
普通預金					
何 々	0	0	0	0	
何 々	0	0	0	0	
何 々	0	0	0	0	内利子元加額0
	0	0	0	0	

証明する。
年 月 日
某職取扱主任官 官職氏名 図

用紙寸法 日本標準規格B列6
備考 利子元加額はこれを備考欄に記入しなければならない。

一編十三類 日本銀行ニ於テ爲ス供託事務ノ取扱

◎日本銀行ニ於テ爲ス供託事務ノ

取扱ニ關スル件 大正十一年三月一日
司法省令第五号

大正十一年勅令第二十八號ノ規定ニ依リ日本銀行ニ於テ爲ス供託事務ノ取扱ニ付テハ明治三十二年大藏省令第六號供託物取扱規定ニ依ル

附則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二編 物 品

通 則

物 品

一編十三類 日本銀行ニ於テ爲ス供託事務ノ取扱

◎日本銀行ニ於テ爲ス供託事務ノ

取扱ニ關スル件 大正十一年三月一日
司法省令第五号

大正十一年勅令第二十八號ノ規定ニ依リ日本銀行ニ於テ爲ス供託事務ノ取扱ニ付テハ明治三十二年大藏省令第六號供託物取扱規定ニ依ル

附則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二編 物 品

通 則

物 品

第二編 物品

第一類 通則

●物品會計規則

明治二十二年六月十二日
勅令第八十四号

物品會計規則

- 第一條** 此ノ規則ニ於テ物品ト稱スルハ政府ニ屬スル器具器械
備品消耗品動物其ノ他一切ノ動産ヲ云フ但シ陸海軍ノ兵備ニ
關スルモノハ各其ノ規則ニ依ル
- 第二條** 物品ノ保管ニ屬スル物品ニシテ各省大臣ニ於テ特ニ指定スル
モノハ本規則ヲ準用ス此ノ場合ニ於テハ各省大臣ヨリ會計檢
査院ヘ通知スヘシ
- 第三條** 物品ノ會計ハ總テ年度ヲ以テ區分シ毎年四月一日ヨリ
翌年三月三十一日ニ至ル十二箇月ヲ以テ一年度トス
- 第四條** 物品ノ會計ハ現ニ其ノ出納ヲ執行シタル日ヲ以テ年度
ノ所屬ヲ區分スヘシ
- 第五條** 物品ヲ保管シ之カ出納ヲ掌ル者ヲ物品會計官吏トス
- 第六條** 總テ物品ハ責任アル官吏ノ保管ニ付スヘシ
- 第七條** 所轄大臣ハ會計法第三十七條ノ規定ニ依リ專賣官

二編一類 物品會計規則

署ノ事務員ヲシテ物品ノ出納保管ニ關スル事務ヲ分掌セシム
ルコトヲ得

前項ノ外特別ノ必要アル場合ニ於テハ各省大臣大藏大臣ト協
議シ其ノ廳ノ事務員ヲシテ物品ノ出納保管ニ關スル事務ヲ分
掌セシムルコトヲ得

第五條ノ三 前條ノ規定ニ依リ物品ノ出納保管ニ關スル事務ノ
分掌ヲ命セラレタル事務員ハ物品會計官吏所屬ノ物品出納員
トシテ其ノ事務ヲ取扱フヘシ

第六條 物品會計官吏又ハ物品出納員ハ各省大臣ノ定メタル規
程ニ據リタル命令アルニアラサレハ物品ヲ出納スルコトヲ得
ス

第七條 物品會計官吏又ハ物品出納員ハ其ノ故意怠惰ニ由リ保
管ノ物品ヲ亡失毀損シタルトキハ辨償ノ責ニ任スヘシ

第八條 各省大臣ノ定メタル規程ニ據リ各官吏以下ノ使用ニ供
シタル物品ノ亡失毀損ニ就テハ物品會計官吏ハ合規ノ監督ヲ
怠リタル場合ノ外ハ其ノ責任ヲ免ルコトヲ得

第九條 物品會計官吏ハ各省大臣ノ命シタル代理官ノ所爲ニ就
テハ其ノ責任ヲ免ルコトヲ得

物品會計官吏ノ代理官ハ其ノ代理セル所爲ニ就テハ物品會計